

令和8年3月教育委員会定例会

令和8年3月25日(水)
午前10時00分
教育委員会会議室

【議事日程】

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 教育長の報告

日程第3 ・教委報告第2号
府費負担教職員の人事に関する内申に係る臨時代理の報告について

日程第4 ・教委議案第5号
令和8年度大東市教育委員会事務局職員人事について

日程第5 ・教委議案第6号
令和8年度社会教育に関する施策の重点目標について

日程第6 ・教委議案第7号
令和8年度大東市社会教育委員の委嘱について

日程第7 ・教委議案第8号
大東市就学援助規則の一部を改正する規則について

- 日 程 第 8 ・教委議案第9号
大東市家庭教育支援チーム設置規則の一部を改正する規則について
- 日 程 第 9 ・教委議案第10号
令和8年度大東市公立学校園に対する指示事項について
- 日 程 第 10 ・教委議案第11号
大東市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について
- 日 程 第 11 ・教委議案第12号
大東市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
- 日 程 第 12 ・教委議案第13号
「令和8年度中学生チャレンジテスト」への参加について
- 日 程 第 13 ・一般業務報告

日程第13 一般業務報告について

内 容

1. 令和7年度大東市教育大綱実施計画の取組状況について

教育総務部・学校教育政策部
各課長

2. (仮称)大東市立ほうじょう学園 進捗状況等について

教育企画室
有東次長

令和8年 2月

令和8年3月25日
教育長報告 資料

日	曜	教育長活動予定 (太字:教育長・教育委員出席)	備考
1	日		
2	月	生徒会の交流会(四条中)	
3	火	環境共生推進本部会議	
4	水	教育委員会定例会	
5	木	校園長会	
6	金		
7	土		
8	日		
9	月	農産物品評会表彰式、幹部会議、DX推進本部会議	
10	火		
11	水	建国記念の日	
12	木	教頭・主任会	
13	金	表敬訪問(小学生ソフトテニス)	
14	土		
15	日		
16	月		
17	火	防災訓練	
18	水	来年度予算記者発表	
19	木		
20	金	北河内学校保健研究大会	
21	土		
22	日		
23	月	天皇誕生日	
24	火	本会議、予算決算委員会(前期全体会)、全員協議会	
25	水		
26	木		
27	金	深野中学校善行表彰式	
28	土		
<<備考>> 変更となる場合があります。			

令和8年 3月

令和8年3月25日
教育長報告 資料

日	曜	教育長活動予定 (太字:教育長・教育委員出席)	備考
1	日	本会議(日曜議会)	
2	月		
3	火	校園長会	
4	水	未来づくり委員会・予算決算委員会(未来づくり分科会)	
5	木	未来づくり委員会・予算決算委員会(未来づくり分科会)	
6	金	未来づくり委員会・予算決算委員会(未来づくり分科会)	
7	土		
8	日		
9	月		
10	火	教頭・主任会	
11	水		
12	木		
13	金	中学校卒業式	
14	土	北条青少年教育センターこどもまつり&ライブ	
15	日	大東市青少年指導員会総会、大東市こども会育成連絡協議会総会	
16	月	幼稚園卒園式	
17	火		
18	水	小学校卒業式 、予算決算委員会(後期全体会)	
19	木	本会議	修了式(幼稚園)
20	金	春分の日	
21	土		
22	日		
23	月	本会議	
24	火	本会議	修了式(小・中学校)
25	水	教育委員会定例会 、全体会議	
26	木	総合教育会議	
27	金		
28	土		
29	日		
30	月		
31	火	全体会議	
<<備考>> 変更となる場合があります。			

令和8年 4月

令和8年3月25日
教育長報告 資料

日	曜	教育長活動予定 (太字:教育長・教育委員出席)	備考		
1	水	新規採用教職員辞令交付式、開会議会、全体会議		春季休業日(小・中学校)	春季休業日(幼稚園)
2	木	大東市公立学校(園)長・教頭・主任等合同会			
3	金				
4	土				
5	日	大東市市制施行70周年記念式典			
6	月	「春の全国交通安全運動」早朝街頭キャンペーン、市町村教育委員会教育長会議			
7	火	小学校入学式			
8	水	中学校入学式	1学期始業式(小・中学校)		
9	木	幼稚園入園式、大阪府都市教育長協議会総会・定例会			
10	金		1学期始業式(幼稚園)		
11	土				
12	日				
13	月				
14	火				
15	水				
16	木	北河内地区教育長協議会			
17	金				
18	土				
19	日				
20	月				
21	火				
22	水				
23	木	近畿都市教育長協議会定期総会			
24	金	近畿都市教育長協議会定期総会			
25	土	大東中央ロータリークラブ創立三十周年記念式典			
26	日				
27	月				
28	火				
29	水	昭和の日			
30	木				
<<備考>> 変更となる場合があります。					

教委議案第 6 号

令和 8 年度社会教育に関する施策の重点目標について

令和 8 年度社会教育に関する施策の重点目標について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 1 条第 1 2 号の規定に基づき、次のとおり定める。

令和 8 年 3 月 2 5 日提出

大東市教育委員会

教育長 岡 本 功

理 由

令和 8 年度の社会教育に関する施策の重点目標を設定し、社会教育施策の充実に努めるため。

令和8年度 社会教育に関する施策の重点目標（案）

【生涯学習課・スポーツ振興課】

人口減少時代における地方自治体の発展に、社会教育の役割と期待が高まるなか、本市では、社会教育を教育委員会だけで推進するのではなく、市全体で取り組むべく、産業・文化部を創設し、社会教育を基盤とした、人づくり・地域づくり・つながりづくりに取り組んでいるところである。

個々の「創造的な学習」の推進が求められている今日、多様化する市民ニーズに応じた学習機会の提供が、市民一人ひとりの学びに効果を発揮し、市民の学びが地域に活かされ、地域の活性化がコミュニティのさらなる醸成につながるという、まちづくり視点による社会教育の推進を目標とする。

また、児童・生徒においては、学校以外での学びの機会がコミュニケーション能力を育むうえで必要不可欠なものであり、地域住民との交流の中で社会性を高め、ふれあいにより自尊感情が養われる。一方では、地域住民が自らの知識や経験を発揮する機会を提供することも社会教育の大きな役割の一つであり、住民の生きがいつくりや地域の課題解決に資する活動支援も求められている。

市民一人ひとりが生涯にわたる学習で自己の資質を高め続けながら、個々の学びがサークル活動として地域に広がり、個人の自己実現と地域の活性化がより豊かな人生につながる。この「学びの循環」という生涯学習の理念達成に向けた、本市の社会教育に関する施策の重点目標を定め、さらなる市民生活の充実と地域振興の促進に取り組むものとする。

【重点目標】

1 社会教育施設の活用

市民一人ひとりの豊かな個性や創造性を尊重し、生涯にわたる自主的、主体的な学習の機会充実を図るため、施設整備及び施設間連携など社会教育施設の有効活用に努める。

2 社会教育団体等との連携

少子化や核家族化、都市化による人間関係の希薄化は、社会教育の推進を図るうえで重要な課題である。社会教育団体等との連携により地域力を強化し、社会教育のさらなる推進を図る。

3 人権尊重のまちづくりの取り組み

社会教育に関する施設の運営や事業実施に際しては、人権に十分配慮して、子どもから高齢者までの全世代、障害の有無や性別などに関係なく、等しく社会教育の機会を提供するとともに、安心して参加できる環境づくりに努める。

1 社会教育施設の活用

- ① 社会教育をはじめとする生涯学習施策の推進を図るため、職員と施設スタッフの専門性の向上に努めるとともに、実施事業の評価、検証による事業計画の精査に努め、効果的、効率的な事業展開を図る。
- ② 各施設を社会教育活動の拠点とし、利用者自らが適切な学習機会を選択し、自主的に学習を進めることができるよう情報の提供や相談機能の充実を図るとともに、利用しやすい施設となるよう環境整備に努め、安心して施設利用できる環境を提供する。
- ③ 各施設の利用者の安全や利便性を確保するため、老朽化した施設・設備の改修を計画的に行い、かつ、年齢や性別、障害の有無等に関わらず、誰もが快適に利用できる施設運営に努める。
- ④ 社会教育施設をはじめ、子育て支援施設等の施設や市制施行70周年を記念した様々な事業・活動との連携を進めることで、あらたな利用者層を開拓し、生涯学習の裾野の拡大を図る。
- ⑤ 生涯学習センターを中心に、各施設で市民のサークル活動や生涯学習活動のきっかけとなるような事業を積極的に実施し、事業の企画・運営における市民参画の機会創出に努め、活動者の組織化と組織後の活動支援により市民の生涯学習や社会教育活動を活性化する。
- ⑥ 社会人の自己成長（スキルアップ）を支援する講座等の事業に積極的に取り組み、リカレント教育の拡充を図る。
- ⑦ 本市の歴史を学ぶことは、市民の郷土愛やシビックプライドの醸成にも効果を発揮することから、文化財保存活用地域計画に基づき、国史跡飯盛城跡や市史跡平野屋新田会所跡等の歴史遺産について広く市民に周知し、理解を深めていただくための講座の開催やパンフレット等を作成する。
- ⑧ 人材登録バンク（だいとう人財問屋）の活用を推進するなど、市民の自発的な学習活動の促進や学習成果活用の機会創出等により社会教育環境の充実に努める。
- ⑨ 図書館が市民の調査研究等、学習の拠点となるよう、図書の数・種類の適正管理やレファレンスサービスの充実、多種多様なイベント実施による来館者の拡充に努めるとともに、学校図書室の支援に取り組み、児童・生徒の読書習慣の一層の推進に努める。
- ⑩ 図書館の職務権限が教育委員会から市長に移管されたことに伴い、より幅広い施策や施設、主体との連携を強化するとともに、電子図書館の推進による学びの選択肢の拡大や、図書館を地域住民の交流拠点・憩いの場として活用するなど、新たな付加価値の研究に取り組む。

- ⑪ 電子図書館の利用や、図書館を使った調べ学習・探求学習の実施により、学校と連携した子どもの読書活動の一層の推進を図る。
- ⑫ 公民館の設置目的である、地域生活に根ざした事業「集まる」・生活文化を高める事業「学ぶ」・地域連帯を強める事業「つなぐ」が、市民のライフスタイルの変化や価値観の多様化により転換期を迎えていることを認識し、新たな事業スタイルを研究する。
- ⑬ 野外活動センターにおける野外活動や集団生活等の機会を創出し、青少年の健全育成を図るとともに、自然体験による市民の心身の健康、豊かで潤いのある生活に寄与する。
- ⑭ オンライン予約やキャッシュレス決済、Wi-Fi等、ICT技術の活用を図り、市民のまなびに係る利便性の向上と生涯学習活動の拡大を図る。

2 社会教育団体等との連携

- ① 単位こども会が減少を続ける状況を踏まえ、子どもの健全育成や地域住民の交流を担うインフラとしてのこども会組織を維持するため、大東市こども会育成連絡協議会と連携し、単位こども会活動の支援に努める。
- ② 子どもの放課後の居場所づくりを拡充するため、図書館や公民館等の社会教育施設の活用について、指定管理者と意見交換を行いながら、積極的な事業展開を推進する。
- ③ 青少年の健全育成に関する、さまざまな活動情報の発信を強化することにより、青少年指導員会等、地域教育を担う次世代のボランティアを獲得し、持続性のある循環型活動の定着化に努める。
- ④ 行政内部の横断的な取り組みによるネットワーク型の社会教育について研究を行い、企業・NPO・大学等との連携による多面的な事業実施に取り組む。
- ⑤ 舞台芸術をはじめとする文化事業において、市民文化自主事業を効果的かつ効率的に運営し、市民参加型イベントなど生涯学習活動への発展も期待できるような事業実施について検討する。
- ⑥ 市民文化祭は、市民が日頃の活動を発表することによる達成感がさらなる向上心につながり、かつ、舞台、展示を鑑賞する市民にとっても、文化・芸術にふれる機会、文化活動をはじめのきっかけにもなることから、文化協会を中心とした市民主体の運営のさらなる拡充に努める。
- ⑦ 文化芸術団体の育成・指導者の養成・活動の場の提供・情報提供等、市民活動の活性化に必要な条件を整え、自主的な文化活動を促進する。
- ⑧ 総合文化センター指定管理者と文化協会の相互連携を強化することにより、文化協会に加盟する市民活動団体が円滑に機能、発展できるよう努める。
- ⑨ 指定管理者同士の連携を図り、各体育施設の特徴、能力を生かした取組みの情報等を共有し、市民のスポーツ振興や健康意識の向上を目的とした事業について、効果的な事業が実施できるよう努める。
- ⑩ 各種スポーツ教室や講習会の充実をはじめ、社会教育団体等との連携を強化することで市民のスポーツニーズの把握に努めるとともに市制施行70周年を記念した事業を実施することで、スポーツが持つ力を最大限活用し、市民の健康増進や地域活性化を図る。
- ⑪ 障害の有無に関わらず、様々なニュースポーツに接することができる「大東市ニュースポーツフェスティバル」を開催するなど、社会教育団体等との連携を強化することでスポーツを通じたインクルージョンへの理解を深める。

3 人権尊重のまちづくりの取り組み

- ① 社会教育活動等を行う団体における人権研修の実施支援と各種研修機会を活用した市民の人権意識の向上に努める。
- ② 高度情報社会の中で人権を侵害する行為が発生していることから、ネットリテラシー教育など、職員と施設スタッフに対するさまざまな研修の機会を活用し、個人情報の保護をはじめとする人権意識の高揚を図る。
- ③ 社会教育活動を通じた世代間交流や様々な人々の交流による相互理解の促進に努め、様々な課題を有する人々が、社会的、文化的、経済的水準の向上を図ることができるよう活動を支援する。
- ④ 障害者をはじめ、青少年や女性、高齢者などの積極的な社会参加を促進するための社会教育活動の推進に努める。
- ⑤ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」、「大東市こころふれあう手話言語条例」等、あらゆる法令の趣旨を踏まえ、すべての市民が安心・安全に利用できる施設改善や社会的障壁の除去に配慮した運営と人権意識の高揚に努める。
- ⑥ 日本語読み書き講座により在住外国人の日常生活の支援を図るとともに、在住外国人と市民との交流イベントを開催する。また、早稲田大学留学生のインターンシップ事業などにより、市民の異文化理解を促進する。

教委議案第7号

令和8年度大東市社会教育委員の委嘱について

令和8年度大東市社会教育委員の委嘱について、社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第2項の規定に基づき、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和8年3月25日提出

大東市教育委員会

教育長 岡本 功

理 由

社会教育委員を委嘱するため。

【別表】

(50音順)

所属団体	氏名	備考
大東市こども会育成連絡協議会	おおにし やすはる 大西 泰治	留任
大阪産業大学	しおみ こういち 塩見 剛一	留任
大東市スポーツ推進委員会	すずき ひでお 鈴木 英夫	留任
大東市文化協会	なかの たづこ 中納 田鶴子	再任
大東市体育協会	はしもと げん 橋本 元	新任
四條畷学園短期大学	やすたに もとのぶ 安谷 元伸	留任
一般社団法人 大東青年会議所	やまだ かりん 山田 香凜	新任
大東市公立中学校長会		新任

任期：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

教委議案第8号

大東市就学援助規則の一部を改正する規則について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第1項及び第21条第9号に基づき、大東市就学援助規則の一部を改正する規則について、次のとおり大東市教育委員会の議決を求める。

令和8年3月25日提出

大東市教育委員会

教育長 岡 本 功

理 由

就学援助費システムの標準化が実施されることに伴い、様式の一部改正を行う必要があるため。

大東市就学援助規則の一部を改正する規則（案）

令和 年 月 日
教委規則第 号

大東市就学援助規則（平成11年教委規則第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「就学援助費不承認通知書」を「就学援助費否認定通知書」に改め、同条第4項中「就学援助費（小学校入学準備金）不承認通知書」を「就学援助費（小学校入学準備金）否認定通知書」に改める。

様式第3号から様式第6号までを次のように改める。

様

大東市教育委員会

就学援助費認定通知書

大東市就学援助規則第4条の規定による就学援助費の受給申請については、認定することに決定したので、通知します。支給に際しては、行事の参加等の確認を随時学校へ行います。就学援助費の支給は、年3回（ . . . 頃）の予定です。

【対象者】

学 校 名	学 年	児童生徒名

認定日 年 月 日 認定区分

認定期間 年 月 日 ~ 年 月 日

認定理由

支給方法 金融機関名

支店名 口座種別

口座番号 口座名義人

【支給対象費目及び支給予定額】

支給対象費目	小学校		中学校		支給対象費目	小学校		中学校	
	学年	金額	学年	金額		学年	金額	学年	金額
新入学学用品費									
中学校入学準備金									
学用品費									
オンライン学習通信費									
修学旅行費									
林間臨海学習費									
校外活動費									

支給予定額（合計） 円

備考

連絡先 大東市教育委員会

第 号
年 月 日

様

大東市教育委員会

就学援助費（小学校入学準備金）認定通知書

大東市就学援助規則第4条の規定による就学援助費（小学校入学準備金）の受給申請については、認定することに決定したので、通知します。

就学援助費（小学校入学準備金）につきましては、本年3月下旬に銀行振込みを行う予定です。振込みに際しては、個別に通知いたしませんのでご了承願います。

【対象者】

学 校 名	学 年	児童生徒名

認定日 年 月 日 認定区分

認定理由

支給方法

金融機関名

支店名

口座種別

口座番号

口座名義人

【支給対象費目及び支給予定額】

支給対象費目	小学校		中学校		支給対象費目	小学校		中学校	
	学年	金額	学年	金額		学年	金額	学年	金額
小学校入学準備金									

支給予定額（合計） 円

備考

連絡先 大東市教育委員会

様

大東市教育委員会

就学援助費（小学校入学準備金）否認定通知書

大東市就学援助規則第4条の規定による就学援助費（小学校入学準備金）の受給申請については、次の理由により否認定とすることに決定したので、通知します。

【対象者】

学 校 名	学 年	認定区分	児童生徒名

否認定日 年 月 日

否認定期間 年 月 日 ～ 年 月 日

否認定理由

世帯所得額

認定基準額

所得超過額

備考

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大東市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この決定があったことを知った日（大東市教育委員会に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する大東市教育委員会の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大東市を被告として（大東市教育委員会が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

連絡先 大東市教育委員会

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

○大東市就学援助規則

平成11年5月19日

教委規則第5号

(目的)

第1条 この規則は、義務教育の円滑な実施を図るため、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由により就学が困難な児童・生徒及び就学予定者の保護者に対する必要な援助（以下「就学援助」という。）を行うことについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童・生徒 大東市立小学校若しくは中学校に在学する者又は大東市内に在住し、大阪府立中学校に在学する者をいう。
- (2) 就学予定者 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者のうち、翌学年の初めから大東市立小学校に就学する者をいう。
- (3) 保護者 民法（明治29年法律第89号）による親権を行う者又は未成年後見人（これらの者がいない場合（親権を適切に行使していないと大東市教育委員会（以下「委員会」という。）が認める場合を含む。）にあつては、児童・生徒又は就学予定者の生計を維持し、かつ、これらの者の学資を負担する者）をいう。
- (4) 世帯員 児童・生徒、就学予定者及び保護者並びにこれらの者が属する世帯を構成する者をいう。
- (5) 家計の主宰者 世帯員のうち、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額の合計額が最も高い者をいう。

(受給の要件)

第3条 就学援助を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する保護者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 次のいずれかに該当し、前号に掲げる者に準じる程度に困窮していると委員会が認める者
 - ア 当該年度又はその前年度において、生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受

けた者（その者が家計の主宰者である場合に限る。）

イ 現に児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に基づく児童扶養手当の支給を受けている者（その者が家計の主宰者である場合に限る。）

ウ 世帯員の所得税法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額の合計額が、委員会が別に定める基準額以下の者

エ 特別な事情により生活状態が著しく悪化したと委員会が認める者

オ その他委員会が就学援助を必要であると認める者

2 前項の規定にかかわらず、この規則に基づく就学援助と同じ趣旨の援助を他の市区町村において受けている者は、就学援助を受けることができない。

（受給の申請）

第4条 就学援助を受けようとする者は、毎年度、就学援助費受給申請書（様式第1号）に必要な書類を添付又は提示し、委員会に申請しなければならない。ただし、生活保護法第13条に規定する教育扶助（以下「教育扶助」という。）を現に受けている保護者は申請を必要としない。

2 学校長は、就学援助の受給を必要と認める保護者に対し、前項の申請に関する助言を行うことができる。

3 第1項の規定による申請は、当該年度の5月16日から修了式の日までの間に行わなければならない。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、別に申請期間を定めることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、第6条第1項第7号に掲げる事項に係る就学援助を受けようとする者は、就学援助費（小学校入学準備金）受給申請書（様式第2号）に必要な書類を添付又は提示し、委員会に申請しなければならない。

5 前項の規定による申請は、就学予定者が就学する年度の前年度の1月16日から同月末日までの間に行わなければならない。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、別に申請期間を定めることができる。

（受給の認定等）

第5条 委員会は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ受給の可否を認定し、受給を認定した者（以下「受給者」という。）に対しては就学援助費認定通知書（様式第3号）により、受給を認定しなかった者に対しては就学援助費不承認通知書就学援助費否認定通知書（様式第4号）により通知するとともに、学校長

に対しては当該学校に係る受給者の名簿を送付するものとする。

- 2 委員会は、前項の認定を行うに当たり必要があると認めるときは、学校長、民生委員又は福祉事務所長に意見を求めることができる。
- 3 第1項の規定による受給の認定期間は、別表の区分ごとに規定する開始日から当該年度の末日までとする。
- 4 委員会は、前条第4項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ受給の可否を認定し、受給者に対しては就学援助費（小学校入学準備金）認定通知書（様式第5号）により、受給を認定しなかった者に対しては~~就学援助費（小学校入学準備金）~~
~~不承認通知書~~就学援助費（小学校入学準備金）否認定通知書（様式第6号）により通知するものとする。
- 5 委員会は、前項の認定を行うに当たり必要があると認めるときは、民生委員又は福祉事務所長に意見を求めることができる。

（援助の種類等）

第6条 就学援助は、次に掲げる事項の範囲において行う。

- (1) 学用品費及び通学用品費
 - (2) オンライン学習通信費
 - (3) 宿泊を伴わない校外活動費及び芸術鑑賞費
 - (4) 宿泊を伴う校外活動費
 - (5) 修学旅行費
 - (6) 新入学学用品費
 - (7) 小学校入学準備金
 - (8) 中学校入学準備金
 - (9) 通学費
 - (10) 医療費（学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に規定する疾病の治療に要する医療費に限る。）
- 2 前項の規定にかかわらず、教育扶助を受けている保護者については、同項第5号及び第10号に掲げる事項の範囲に限り就学援助を行うものとする。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、就学予定者の保護者で教育扶助を受けていない者については、第1項第7号に掲げる事項の範囲に限り就学援助を行うものとする。
 - 4 第1項第7号又は第8号に掲げる事項に係る就学援助の認定を受けた者については、

同項第6号に掲げる事項に係る就学援助は認定しないものとする。他市区町村において同じ趣旨の援助を受けた者についても同様とする。

- 5 第1項第9号に掲げる事項の就学援助については、本市において同じ趣旨の援助を別に受けている者については、認定しないものとする。

(支給額)

第7条 就学援助の支給の対象となる費用（以下「就学援助費」という。）の額は、毎年度、委員会が決定する。

(支給方法)

第8条 第6条第1項第1号から第6号まで、第8号及び第9号に掲げる事項に係る就学援助費は、毎年度、原則3回に分けて、受給者の口座に振り込むことにより支給し、同項第7号に掲げる事項に係る就学援助費は、就学予定者が就学する年度の前年度の3月末日までに受給者の口座に振り込むことにより支給し、同項第10号に掲げる事項に係る就学援助費は、医療機関へ随時支払うことにより支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員会は、受給者が希望するとき、又は第6条第1項第1号、第3号から第5号までに掲げる事項に係る費用を滞納しているときは、同条第1項第1号から第6号まで、第8号及び第9号に掲げる事項に係る就学援助費の受領に関する手続を学校長への振込みにより行うことができる。

(援助の取消し)

第9条 委員会は、就学援助を必要としなくなった旨の届出があったとき、児童・生徒又は就学予定者でなくなったとき、就学に係る適正な手続きがなされていないと委員会が認めるとき、又は虚偽その他不正な申請により就学援助の受給の認定を受けたと委員会が認めるときは、受給の認定を停止し、又はその全部若しくは一部を取り消すことができる。

- 2 委員会は、前項の規定により認定を取り消した場合において、既に就学援助費を支給しているときは、支給した就学援助費の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、就学援助に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成11年5月20日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平成13年教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則（平成16年教委規則第1号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年教委規則第2号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年教委規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。この場合においては、改正後の大東市就学援助規則（以下「新規則」という。）に規定する会計管理者に関する規定は適用せず、改正前の大東市就学援助規則（以下「旧規則」という。）に規定する収入役に関する規定は、なおその効力を有する。

3 旧規則の規定に基づき作成した用紙は、新規則の規定に基づき作成したものとみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成19年教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年教委規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の大東市就学援助規則の規定により提出された申請書は、改正後の大東市就学援助規則の規定により提出された申請書とみなす。

附 則（平成21年教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年教委規則第 1 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年教委規則第 3 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年教委規則第 8 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年教委規則第 6 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年教委規則第 4 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年教委規則第 3 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年教委規則第 6 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年教委規則第 3 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年教委規則第 1 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現に存する旧様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和 4 年教委規則第 3 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年教委規則第 1 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の様式第1号及び様式第2号(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式第1号及び様式第2号によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現に存する旧様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表(第5条関係)

区分			開始日
生活保護法による保護を受けている者			生活保護適用開始日(前年度から継続している場合は、4月1日)
上記以外の者	5月末日までに申請した者	4月1日現在在籍している者	4月1日
		4月2日以降転入学した者	転入学の日
	6月1日から翌年の修了式の日までに申請した者	4月1日現在在籍している者	当該申請をした月の1日
		転入学した月内に申請した者	転入学の日
		転入学の翌月以降に申請した者	当該申請をした月の1日

様

大東市教育委員会

就学援助費認定通知書

大東市就学援助規則第4条の規定による就学援助費の受給申請については、支給認定することに決定しましたので、通知します。支給に際しては、行事の参加等の確認を随時学校へ行います。

就学援助費の支給につきましては、年3回（~~9月末~~・~~1月末~~・~~3月末~~頃）の予定です。

【対象者】

学校名	学年	児童生徒名

認定日 年 月 日 認定区分

認定期間 年 月 日 ～ 年 月 日

認定理由

支給方法 金融機関名

支店名 口座種別

口座番号 口座名義人

【支給対象費目及び支給予定額】

支給対象費目	小学校		中学校		支給対象費目	小学校		中学校	
	学年	金額	学年	金額		学年	金額	学年	金額
新入学学用品費									
中学校入学準備金									
学用品費									
オンライン学習通信費									
修学旅行費									
林間臨海学習費									
校外活動費									

支給予定額（合計） 円

備考

- ~~・支給予定額は、あくまでも平均額相当の金額です。ご容赦ください。~~
- ~~・林間臨海学習費、修学旅行費は実費支給です。~~
- ~~・保護者または又は学校長の銀行口座に振込みします。~~
- ~~・振込みに際しては、その都度振込通知はいたしませんのでご了承願います。~~
- ~~・連絡なしで銀行口座を解約された場合は支給できないこともあります。~~
- ~~・就学援助受給認定者の児童生徒が、学校保健安全法施行令に定められた疾病にかかった~~

~~場合、医療費を援助しています。申請方法等の詳細は下記までお問合せください。~~

連絡先 大東市教育委員会

様

大東市教育委員会
~~大東市教育委員会~~

就学援助費否認定通知書

大東市就学援助規則第4条の規定による就学援助費の受給申請については、次の理由により否認定とすることに決定したので、通知します。

【対象者】

学 校 名	学 年	認定区分	児童生徒名

否認定日 年 月 日

否認定期間 年 月 日 ~ 年 月 日

否認定理由

世帯所得額

認定基準額

所得超過額

備考

1. この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大東市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

2. また、この決定があったことを知った日（大東市教育委員会に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する大東市教育委員会の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大東市を被告として（大東市教育委員会が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

連絡先 大東市教育委員会

第 号
年 月 日

様

大東市教育委員会

就学援助費 (小学校入学準備金) 認定通知書

大東市就学援助規則第 4 条の規定による就学援助費 (小学校入学準備金) の受給申請については、支給認定することに決定しましたので、通知します。

就学援助費 (小学校入学準備金) につきましては、本年 3 月下旬の予定で、銀行振込みを行います。振込みに際しては、個別に通知いたしませんのでご了承ください。

【対象者】

学 校 名	学 年	児童生徒名

認定日 年 月 日

認定区分

認定理由

支給方法

金融機関名

支店名

口座種別

口座番号

口座名義人

【支給対象費目及び支給予定額】

支給対象費目	小学校		中学校		支給対象費目	小学校		中学校	
	学年	金額	学年	金額		学年	金額	学年	金額
小学校入学準備金									

支給予定額 (合計)

円

備考

・振込口座等の変更があれば必ず教育委員会まで連絡をしてください。

~~・連絡なしで銀行口座を解約された場合は支給できないこともあります。~~

連絡先 大東市教育委員会

様

大東市教育委員会

大東市教育委員会

就学援助費（小学校入学準備金）否認定通知書

大東市就学援助規則第4条の規定による就学援助費（小学校入学準備金）の受給申請については、次の理由により否認定とすることに決定したので、通知します。

【対象者】

学 校 名	学 年	認定区分	児童生徒名

否認定日 年 月 日

否認定期間 年 月 日 ～ 年 月 日

否認定理由

世帯所得額

認定基準額

所得超過額

備考

~~1-~~ この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して33か月以内に、大東市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

~~2-~~ また、この決定があったことを知った日（大東市教育委員会に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する大東市教育委員会の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して~~6か~~6か月以内に、大東市を被告として（大東市教育委員会が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

連絡先 大東市教育委員会

教委議案第9号

大東市家庭教育支援チーム設置規則の一部を改正する規則について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第1項の規定に基づき、大東市家庭教育支援チーム設置規則の一部を改正する規則について、次のとおり大東市教育委員会の議決を求める。

令和8年3月25日提出

大東市教育委員会

教育長 岡 本 功

理 由

大東市長の内部組織の設置及び分掌事務に関する条例（平成6年条例第21号）が改正され、保健医療部が分掌する事務から「母子保健に関するもの」が除かれたため。

大東市家庭教育支援チーム設置規則の一部を改正する規則（案）

令和 年 月 日

教委規則第 号

大東市家庭教育支援チーム設置規則（平成28年教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「、保健医療部長」を削る。

別表第2中「、地域保健課長」を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

○大東市家庭教育支援チーム設置規則

平成28年3月28日

教委規則第2号

(設置)

第1条 子どもの健やかな育ちの基盤であり、すべての教育の出発点である家庭において、保護者が安心して子育て及び教育を行うための支援（以下「家庭教育支援」という。）を行うことにより、家庭における教育力の向上を促進し、もって学校、家庭及び地域社会それぞれの教育の役割を十分に果たしながら相互に連携し、調和のとれた教育を実現し、子どもの健やかな成長に必要な教育環境の充実を図るため、大東市家庭教育支援チーム（以下「支援チーム」という。）を設置する。

(構成)

第2条 支援チームは、地域協議会、基幹チーム及び相談・訪問チームで構成する。

(地域協議会)

第3条 地域協議会は、基幹チーム及び相談・訪問チームの活動の内容を把握し、当該活動による効果を検証するとともに、家庭教育支援に係る長期的な視野に立った基本的方向性及び年度ごとの活動方針を定める。

2 地域協議会は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

3 地域協議会に会長1人及び副会長2人を置き、会長は教育長をもって充て、副会長は教育総務部長及び学校教育政策部長をもって充てる。

4 会長は、地域協議会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序で、その職務を代理する。

(基幹チーム)

第4条 基幹チームは、地域協議会の定める活動方針に基づき、相談・訪問チームの支援活動について、助言及び指導を行う。

2 基幹チームは、別表第2に掲げる者をもって構成する。

3 基幹チームにチーム長及び副チーム長を各1人置き、チーム長は家庭・地域教育課長をもって充て、副チーム長は指導・人権教育課長をもって充てる。

4 チーム長は、基幹チームを代表する。

5 副チーム長は、チーム長を補佐し、チーム長に事故あるとき又はチーム長が欠けたと

きは、その職務を代理する。

(相談・訪問チーム)

第5条 相談・訪問チームは、次に掲げる活動を行う。

- (1) 保護者に対する主体的な学び及び育ちに関する学習機会等の企画、開催及び情報提供に関すること。
- (2) 子育て等に関し不安又は悩みを抱え、孤立しがちな状況等にある保護者に対する学校と連携した相談支援及び福祉等の関係機関又は専門家の紹介に関すること。
- (3) 家庭における子育て及び教育の重要性を認識し、関心を高めるための啓発活動に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保護者が家庭において安心して子育て及び教育を行うために教育長が必要と認める事項に関すること。

第6条 相談・訪問チームは、小学校区を単位とするグループで組織し、複数のグループ員及び基幹チームの構成員1人で構成する。

- 2 前項のグループ員は、家庭教育の推進に熱意があり、前条各号に掲げる活動を適切に遂行する能力を有すると教育長が認める者をもって充てる。
- 3 相談・訪問チームにチーフ1人を置き、第1項に規定する基幹チームの構成員をもって充てる。
- 4 チーフは、相談・訪問チームを総括するとともに、相談・訪問チームの活動状況を把握し、状況に応じた助言、指導等を行う。
- 5 各グループにリーダー及びサブリーダーを置くものとする。
- 6 リーダーは、グループの活動を取りまとめるとともに、チーフ、基幹チーム、グループ間及びグループ員相互の情報交換等の役割を担うものとする。
- 7 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるとき又はリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 地域協議会、基幹チーム及び相談・訪問チームの会議（次項及び第3項において「会議」という。）は、必要に応じて随時開催する。

- 2 会議は、地域協議会にあっては会長、基幹チームにあってはチーム長、相談・訪問チームにあってはチーフが招集する。
- 3 会議の招集者は、会議の議長となり、会議を掌理する。

4 地域協議会又は基幹チームは、関係者にこれらの会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(関係機関との連携等)

第8条 家庭教育支援は、学校及び関係機関と連携し、かつ、関係する制度との整合性を図りながら行わなければならない。

2 前項の規定による連携に関する要請があった学校及び関係機関は、当該要請にできる限り応じなければならない。

(報酬等)

第9条 支援チームの構成員のうち、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用された者の報酬及び費用弁償については、大東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第19号）の定めるところによる。

(人権尊重及び守秘義務)

第10条 支援チームの構成員及び関係者は、常に人権尊重の視点をもって業務の遂行に当たらなければならない。

2 支援チームの構成員及び関係者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職等を退いた後も同様とする。

(庶務等)

第11条 支援チームの庶務は、教育総務部家庭・地域教育課において行う。

2 教育委員会の職員で組織するプロジェクトチームは、支援チームの要請を受けて、又は必要に応じて相談・訪問チームの活動を支援するものとする。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、支援チームの組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年教委規則第2号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年教委規則第2号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和 2 年教委規則第 5 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年教委規則第 1 号）抄

（施行期日）

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年教委規則第 4 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

教育長、教育総務部長、学校教育政策部長、福祉・子ども部長、 保健医療部長 及び産業・文化部長

別表第 2（第 4 条関係）

家庭・地域教育課長、指導・人権教育課長、福祉政策課長、こども家庭室課長、 地域保健課長 及び生涯学習課長並びに関係課等の職員、スクールソーシャルワーカーその他教育長が適当と認める者

大東市長の内部組織の設置及び分掌事務に関する条例の一部を改正する条例

1. 目的

「ネウボランドだいとう」については、「児童福祉」と「母子保健」の両機能を併せ持つ相談支援の拠点である「こども家庭センター」と位置づけ、一体的な相談支援を行っているところである。

今回、児童福祉法の趣旨に鑑み、母子保健業務を保健医療部から福祉・子ども部に移管することにより、子育て支援体制のさらなる強化を図るものとする。

2. 現在の課題

- ①妊娠期～学齢期の相談支援の取組が複数課に分散
- ②「兼務」による統括支援員の業務肥大化
- ③職員が各課で個別に雇用、配置されることによる非効率化
- ④業務が複数部にまたがることによる連携調整の困難さ 等

3. 実施体制見直しの方向性

- ・「子育て支援」と「母子保健」を単独課に統合
- ・「統括支援員」の専任化

4. 条例改正

大東市長の内部組織の設置及び分掌事務に関する条例のうち、保健医療部が分掌する事務から「母子保健に関するもの」を除き、福祉・子ども部が分掌する事務に「母子保健に関すること。」を加える。

施行日 令和8年4月1日

教委議案第10号

令和8年度大東市公立学校園に対する指示事項について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第5号の規定に基づき、令和8年度大東市公立学校園に対する指示事項について、次の通り大東市教育委員会の議決を求める。

令和8年3月25日提出

大東市教育委員会

教育長 岡 本 功

理 由

令和8年度の大東市立公立学校園に対する指示事項を定め、学校園教育の活性化と充実を図るため。

案

令和8年度

大東市公立学校園に対する指示事項



大東市教育大綱

「あふれる笑顔 幸せのまち大東 の未来を拓く 人づくり」
—教育の充実による明日の社会を担う人づくり—

重点1

学力の向上

重点2

安全・安心な
教育環境の推進

重点3

開かれた魅力ある
学校づくり

重点4

徹底的家庭応援



大東教育グランドセオリー Education for children まなび de あう



だいとう教育ビジョン2025

教員の確かな関わりによる「学び合う」学校園づくり



大東のめざす教育

【基本理念】 学び合い、学び続ける明日の市民の育成
～学び合う力は、教育に自立と協同の文化を育む～

《めざす子ども像》

1	「豊かな心」「確かな学力」と「健やかな体」を身につけた子ども
2	「自ら学ぶ力」と「学び合う力」をつけた子ども
3	自分や友だち、家族を大切にし、地域を支える子ども
4	生涯にわたって、自ら学び続けようとする子ども

大東市教育委員会

令和8年度 学校教育の重点 「すべての子どもたちの可能性を引き出す学びの実現」

2020年代を通じて実現をめざす学校教育が「令和の日本型学校教育」、その姿として「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」が示される中、令和7年9月、中央教育審議会は次期学習指導要領に向けた論点整理を公表しました。

本整理においては、次期学習指導要領の方向性として、子どもたちに対し、自らの人生を舵取りする力、民主的で持続可能な社会の創り手を育成することが示されており、子どもたちが自ら問いを見だし、知識や技能を活用しながら課題を解決する探究的な学びの必要性・重要性が高まっています。

本市学校園においては、教員の確かな関わりによる「学び合う」学校園づくりをめざした『だいたう教育ビジョン2025』を、全教員が授業実践のさらなる充実のために活用し、教員どうしの切磋琢磨により、教員としての専門性と学びの質を高め、学習者を主体とした授業改善を全校で引き続き確実に展開していく必要があります。

その際、GIGAスクール構想Ⅱ期における一人一台端末を効果的に活用し、学習者の自己調整力を育みながら、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげていくことが大切です。

また、昨今の子どもを取り巻く様々な状況を鑑みますと、こども基本法の趣旨をふまえ、子ども一人ひとりが尊重され、安全・安心な環境で教育を受ける機会が等しく保障されなければならない、不登校傾向にある子どもや、支援を必要とする子ども等を含め、すべての子どもたちの可能性を引き出す学びの実現のために、誰もが安全・安心に学べる魅力ある学校園づくりをベースに、専門家も含めたチームによる相談体制の整備や関係機関との丁寧な連携・調整が必要であり、多様な学びへのアクセスを保障し、将来の社会的自立へとつなげる取組みを進めることが必要です。

今改めて、校園長のリーダーシップのもと、気持ちのそろった同僚性の高い教職員集団を形成し、それぞれが持つ学校力をさらに高めながら、子どもたちの豊かな学びへとつながる教育活動のさらなる推進に努めることを指示します。

1. 学校園の組織力・運営力の充実と教職員の資質の向上

学校園が、幼児・児童生徒や保護者・地域のニーズに応じた教育活動を行い、市民から信頼される学びの場となるためには、組織として効果的に学校運営を行う体制の確立が肝要である。併せて、教職員が教育公務員としての責務を自覚し、資質と指導力を高めることが重要である。

【重点指示事項】

(1) 組織的な学校園運営の推進

① 校園長のリーダーシップによる学校園の組織的な運営

校園長がリーダーシップを発揮し、学校園の経営方針や教育目標等について教職員と共有化を図るとともに、今日的な課題への対応を視野に入れ、様々な職種の専門性を発揮できる校内組織を構築すること。また、教職員が幼児・児童生徒と向き合う時間をより一層確保するため、校務分掌の見直しや教職員の事務負担軽減等の取組みを推進すること。

② 地域とともにある学校園づくりの推進

各校園においては、幼児・児童生徒の実態等を踏まえた実効性の高い計画を立て、その教育実践を行うためにPDCAサイクルに基づいた学校園経営の推進に努めること。また、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を活用し、地域とともにある学校園運営体制のさらなる充実を図り、学校園が行う教育活動等に保護者や地域が主体的に参画できるように推進していくこと。

(2) 教職員の資質の向上

① 豊かな人間性と高い専門性をめざして

豊かな人間性と高い専門性を持ち、自ら学び続ける教員をめざし、日々の研究と修養に努め、同僚性を高め、相互に指導力・資質の向上を図ることができる職場環境づくりに努めること。

また、「指導が不適切である」と思われる教員については、幼児・児童生徒の学習を保障していくためにも、校園長・教頭主任からの指導や同僚からの助言、学校園体制としての支援、校園内研修、市教委との連携等により改善に努めること。

② 計画的な人材育成の推進

社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員を組織的・継続的に育成するため、「大阪府教員等研修計画」（※3）、研修履歴の記録等を活用すること。その際、教職員に求められる基礎的素養である人権感覚や人権意識の育成に努めること。また、初任者をはじめ教職経験年数の少ない教職員の資質向上を図るため、首席や指導教諭等を活用し、日常的なOJTの推進に努めること。

(3) 教職員のサービスの徹底

① 不祥事未然防止の取組み

すべての教職員が法令を遵守し、教育に携わる公務員としての自覚を一層高め、不祥事の未然防止を図るため、「不祥事防止ガイドブック」（※4）等の関係資料を校内研修会などにおいて活用し、教職員が不祥事予防について自ら考える機会を積極的に設けること。また、「大阪府教育委員会サービス指導指針」（※5）、「大阪府教育委員会分限処分指針」（※6）等をもとに指導監督を適切に行い、一層の服務規律の確保に努めること。

同僚性の高い職場・ストレスのない職場づくりや、教職員一人ひとりの意識改革・自覚と責任感の醸成、相談体制の充実などにより、学校全体として不祥事防止に取り組むこと。

② 体罰、セクシュアル・ハラスメント防止の取組み

体罰、セクシュアル・ハラスメントは、幼児・児童生徒の人権を著しく侵害する行為であり、いかなる場合においても絶対に許されないということを教職員一人ひとりに周知徹底すること。また教職員に対して、「体罰防止マニュアル」(※7)、「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」(※8)等を活用した研修を実施し、体罰、セクシュアル・ハラスメントを許さない意識を醸成すること。併せて校内に相談窓口を設置するとともに、様々な相談窓口について、幼児・児童生徒や保護者に対し、その周知を行うこと。

③ 職場におけるハラスメントの防止

職場におけるハラスメントは、個人の人権や尊厳を侵害するとともに職場環境を悪化させる許されない行為である。したがって、「学校(園)におけるハラスメントの防止および対応に関するガイドライン」(※9)の趣旨を踏まえ、教職員への啓発や研修に努め、相談窓口を設置するとともに周知すること。また、**窓口の担当者を中心に、普段から話しやすい体制を整えること。**

校園長は、教職員が関係する事案に対し、保護者や外部等からの言動で行き過ぎた苦情等があった場合には、「保護者等連携のてびき」(※10)を参考に組織として対応すること。

ハラスメントのない働きやすい職場環境づくりを進めていくうえで、性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進にも努めること。

④ 学校における働き方改革

学校における働き方改革の目的は、教職員が本来の職務に専念し、より専門性を高めることができる環境づくりに取り組み、学校教育の質の向上を図ることにある。**「業務量管理・健康確保措置実施計画」(※11)に基づき、取組みの検証及び改善を継続的に行うこと。**

休憩時間の**確実な取得に向けた**環境づくりに努めること。また、校長は休憩時間を明示し、当該時間に取得できない場合には、他の時間帯に与えるなど、適切な対応をとること。

労働基準法第36条に基づく協定(三六協定)の締結及び労働安全衛生体制の充実に努めること。

2. 豊かでたくましい人間性の育成、安全・安心な学校園づくり

子どもたちの豊かな人間性を育むため、人間尊重の精神や、生命及び自然を尊重する精神、自らを律し他者を思いやる心、規範意識、公共の精神、平和な社会の形成者としての自覚等を養うことが極めて重要である。そのため、あらゆる教育活動を通じて、子どもたちが相互に気持ちを伝え合う環境づくりを進めるとともに、互いに認め合い、命を大切に作る心や自尊感情を育てる取組みが必要である。

すべての子どもたちが安全で、安心して学ぶことができる環境づくりを進めるうえで、「いじめ」、「不登校」、「暴力行為」等は、学校をあげて未然防止及び早期発見・早期解決に努めるべき極めて重要な課題であり、その予防と解決に向けて、全教職員が一致協力した生徒指導体制による組織的な対応、関係機関との積極的な連携等を進めることが必要である。

【重点指示事項】

(1) 心の教育・人間関係づくり

① 豊かな心を育む道徳教育の充実

校長の明確な方針のもと道徳教育推進教師を中心に学校が一体となって指導体制を構築し、道徳科を要として教育活動全体を通じて道徳教育の充実に努めること。道徳科の授業においては、道徳的価値について教材や体験等から考えたことを、議

論をとおして多面的・多角的に深めながら、自分との関わりで考察できるよう、授業改善に努めること。

② 人権教育の推進

人権教育推進計画の作成にあたっては、人権三法（※12）や府人権関係三条例（※13）をはじめ国・府の関係法令及び「大東市人権教育基本方針」「大東市人権教育推進指針」（※14）等に基づくとともに、子どもたちがこれまで学んできた内容や現状等を踏まえ、発達段階に即した体系的なものとする。

人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、子ども、女性、障がい者、同和問題（部落差別）、在日外国人、性的マイノリティ等様々な人権問題の解決をめざした教育を人権教育として総合的に推進すること。その際、SNS等インターネット上の差別やハイトスピーチ等が生起していることにも留意すること。人権教育担当者を置き、推進体制を確立するとともに、すべての教職員が人権感覚を身につけるための研修や人権教育の指導力の向上に向けた研究授業等の実施を一層組織的、計画的に進めること。

また、校長を中心とし、人権侵害を許さない学校園体制づくりに努めるとともに、差別事象等の人権侵害が生じた場合には迅速かつ組織的に対応すること。その際、被害者の人権擁護を基本とし、併せて関係した子どもの背景等を把握・分析し、明らかとなった教育課題の解決に最大の努力を払うこと。

③ キャリア教育の推進

児童生徒が目標を持ち、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、自らの意志と責任で進路を選択決定する等、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身につけていくことができるようキャリア教育・進路指導の充実を図ること。

中学校区におけるキャリア教育に係る全体指導計画の検証・改善を行い、児童生徒が自己肯定感や自己有用感を持ち、自らの生き方についての夢や希望を育むことができる取組みを推進するとともに、成長や変容を自己評価するため、に振り返る活動を計画的に取り入れるよう工夫すること。

（進路指導）

進路指導にあたっては、生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持ち、自らの意志と責任で進路を選択・決定する能力・態度を身につけることができるよう指導・支援すること。特に中学校では、目標に準拠した評価の説明責任がより求められることを踏まえ、適切な評価規準の作成や評価材料の蓄積等、学習評価の妥当性・信頼性を高める取組みを推進するとともに、評価活動について組織的な検証改善の取組みを確実に進めること。また、生徒・保護者に対して評価に関わる適切な情報の提供に努めること。

進路等に関する書類・電子データの作成にあたっては、組織的な校内進路指導体制のもと、すべての教職員が相互に緊密な連携を図り、適正な事務処理を行うこと。

日本語指導を必要とする生徒及び保護者への進路指導、障がいのある生徒の進路指導にあたっては、一人ひとりのニーズに応じた進路選択等に係る十分な情報提供、説明に努めること。その際、北河内地区で開催される「多言語進路ガイダンス」を周知するとともに、必要に応じて府の「オンライン日本語指導」を活用すること。

④ 幼児教育の充実および小学校教育との連携

幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育要領で示されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮しつつ、5歳児から小学1年生の2年間（架け橋期）で小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培い、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携や、家庭・地域との協働による総合的な幼児教育の充実を図ること。また、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の円滑な接続が進むよう幼児と児童の交流や保育士・教員等による合同研修や保育・

授業参観等を実施し、教育課程・保育課程の相互理解に努めること。小学校における「スタートカリキュラム～学びの芽生えから自覚的な学びへ～」(※15)の有効な活用に努めること。

⑤ 読書活動の推進

学校司書・司書教諭、学校図書館担当教員等を中心として、「第6次学校図書館図書整備等5か年計画」(※16)及び「第5次大阪府子ども読書活動推進計画」(※17)の趣旨を踏まえ、発達段階に応じて子どもが読書への興味・関心を高める環境整備を図り、読書センター、学習センター及び情報センターとしての学校図書館の機能を高め、豊かな人間性や言語能力等を育むこと。各教科等での学習活動に学校図書館の活用を位置づけ、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の育成に向けた児童生徒の主体的な学習活動を支援するとともに、「図書館を使った調べる学習コンクール」へ積極的な参加を促すこと。また、公立図書館司書や読書ボランティア等の支援人材と連携を図り、地域での読書活動の拠点としての環境づくりを進めること。

(2) 安心して学べる学校園づくり

① 子どもたちの生命・身体を守る取組み

子どもたちが被害者・加害者となる事件・事故、自死等の未然防止に向けた日々の丁寧な対応や、子どもたちの不安やストレスの高まりに対するSC・SSW等との連携による相談体制の充実等を図るとともに、自他の生命を大切にすることを育むための取組みやいじめ防止教育、SOSの出し方教育を含む自殺などの予防教育を推進すること。

② 生徒指導上の諸問題の解決と未然防止の取組み

問題行動等の未然防止及び早期発見、再発防止を図るため、生徒指導提要(※18)等を活用し、個性の発見や可能性の伸長、社会的資質・能力の向上につなげる発達支持的生徒指導を推進すること。また、児童生徒が主体的に活動する機会等を確保し、意見を述べたり、他者との対話や議論を通じて考えたりすることにより、健全な成長や自立を促すよう努めること。

問題行動等が生じた場合は、「大東市版 問題行動への対応チャート」(※19)の活用等により、全教職員が一致した生徒指導方針と指導体制のもと、加害者への早期の指導や被害の拡大防止等の対応を図ること。児童生徒が暴力行為に至る要因を見立てるとともに、状況に応じて警察等関係機関との連携や府・市の事業等を活用し、スクールロイヤー等専門家の積極的な早期活用や外部人材も含めたチームによる支援・対応を推進すること。

③ いじめ問題への早期発見・早期対応・未然防止の取組み

「いじめ防止対策推進法」(※20)や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(※21)、「大東市いじめ防止基本方針」(※22)を踏まえ、いじめの防止と早期発見に取り組むこと。また重大事態に至るおそれがあるいじめ等については、市教委へ速やかに報告するとともに、事象の態様に応じて関係機関や法律(スクールロイヤー)・福祉・心理等の専門家との連携を通じて組織的な対応を図ること。いじめがどの学校でもどの子どもにも起こりうるものであることを共通理解し、積極的に認知し、対応すること。認知したいじめに対しては、担任等が一人で抱え込まず情報を共有し、事実を正確に把握したうえで迅速かつ適切に対応すること。

「いじめ対応セルフチェックシート」(※23)等を活用し、日頃より早期発見や対処の在り方等について理解を深めておくこと。また、市が実施するハイパーQUTテストの活用やアンケート調査に加え、各校の実情に応じた実態把握を行うこと。

ネット上のトラブル等の課題解決に対しては、情報モラル教育を年間計画に位置付け、教職員が正しい理解を深めるよう努めるとともに、「大東市立小・中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」(※24)「携帯・ネット上のいじめ

等への対処方法プログラム」(※25)を活用して、保護者への啓発活動も行うこと。

④ 不登校への対応および取組みの推進

「不登校児童生徒への支援の在り方について」(※26)や「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」(※27)に基づく教職員の共通理解及び対応を行うとともに、すべての児童生徒にとって、学校が安心して過ごせる居場所となり、子どもどうしの絆が感じられる活動の場となるよう、自己肯定感や自己有用感を高めることのできる魅力ある学校づくりを推進すること。

教育機会確保法の主旨に則り、すべての子どもが何らかの学びにアクセスできている状態となるよう、児童生徒の状況の把握に努め、そのうえで、ICTを活用した学習支援、**府の不登校支援センターの活用**、校内教育支援ルームの整備等、きめ細やかで多層的な対応を図り、不登校の早期発見、早期対応に努めること。その際、市の不登校支援施策をまとめた「学びへのアクセス100% 大東市不登校支援モデル」を参考に、SCやSSW、不登校支援員や教育支援センター「ボイス」等の関係機関と連携し、教育相談体制を構築するとともに、保護者に対して選択肢を周知すること。また、「不登校児童生徒を支援する民間業者についてのガイドライン」(※28)や「不登校児童生徒に対するICT等を活用した学習支援についてのガイドライン」(※29)を参考に、指導要録上の出席扱いや成果の評価への反映などについて、積極的に検討・研究を進めること。

⑤ 児童虐待の防止に向けて

「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(※30)及び「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～要点編」(※31)を踏まえた迅速かつ適切な対応を行うこと。

教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、**子どものわずかな変化も見逃さないよう**日頃から十分注意を払って、スクリーニングの活用や研修等を通じて早期発見・早期対応に努めること。特に、欠席が継続している子どもに対しては、**定期的な安全確認**を行うこと。また、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、速やかに子ども家庭センター又は市家庭児童相談室等へ通告し、SSWやSC等の専門家や関係機関との連携により継続的に支援すること。

通告の対象となった幼児・児童生徒に係る情報提供は、通告後にも定期的に行うとともに、不自然な外傷など新たな兆候や状況の変化等を把握した場合や、休業日を除き引き続き7日欠席した場合は、速やかに情報提供または通告すること。特に、一時保護を解除され、帰宅した幼児・児童生徒については、ささいな変化も見逃さず、子ども家庭センター等と日常的な連携を行うこと。

ヤングケアラーについては、その状況が様々で表面化しにくいことから、「ヤングケアラーの早期発見・把握と支援に向けた取組み」(※32)を参考に早期発見・把握に努め、関係機関や専門家と連携し、適切な支援につなげるよう指導すること。

⑥ 危機管理体制の確立と防災教育の充実

学校園の危機管理の目的は、幼児・児童生徒や教職員の生命や心身等の安全を確保することにあることを踏まえ、学校園内外における安全確保及び学校園の安全管理に努めること。緊急事態に対処できるよう、学校園独自の危機管理マニュアルを作成し、様々な事態を想定した実践的な訓練を実施する等、危機管理体制を確立し、常時見直しをすること。

(ア) 南海トラフ地震等の今後発生が予想される自然災害等に備え、避難訓練の充実や地域と連携した取組みの推進を図るとともに、「大東市公立学校園災害対応マニュアル」(※33)を踏まえて、子どもたちが自らの命を守り抜くための主体的に行動する態度を育成する防災ノートを活用した防災教育を充実すること。また、水防法及び土砂災害防止法の改正(※34)に伴い、避難確保計画を作成し、訓練実施時には、訓練実施報告書を提出し改善に努めること。

(イ) 「学校事故対応に関する指針」(※35)においてとりまとめられている学校の

危機管理の在り方、再発防止を含む事故を未然に防ぐ取組み等を参考に、学校の実情に応じ、「大東市 学校事故対応指針」(※36)も参考にしながら、危機管理マニュアルの見直しを図り、事件・事故災害の未然防止とともに、事故発生時の適切な対応を行うこと。その際、不審者侵入防止に関わる防犯対策について記載するとともに、「校門」「校門から校舎への入口まで」「校舎への入口」の3段階のチェック体制についても併せて記載すること。安全管理の徹底については、各校の「学校安全計画」(学校保健安全法第27条)に基づいて「生活安全」「交通安全」「災害安全」の3領域すべての観点から取組みの推進を図り、とりわけ転落事故の防止については、適切に行動すれば転落事故が通常発生しない場所についても、転落につながる行動を防止するために、「学校施設における事故防止の留意点について」(※37)等を参考に、児童生徒等への継続的な安全指導及び個別の安全対策を行うよう配慮すること。

3. 学び合う学校園づくり・ともに育み合う教育環境

「だいたう教育ビジョン2025」の理念に基づいた、教員の確かな関わりによる「学び合う」授業づくりの視点を踏まえ、互恵的な関係のある人間関係づくりを基盤とした、より質の高い授業づくり・学びに向かう環境づくりを充実させることが重要である。加えて、学校園が家庭・地域と力を合わせ、子どもたちの学力の向上を図り、協同して豊かな教育環境づくりを推進することが重要である。

【重点指示事項】

(1) 自ら学び、学び合う力の育成

① 学習指導要領の確実な実施

学習指導要領を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、予測できない変化に主体的に向き合い、自らの可能性を発揮しようとする態度を養うこと。

教育課程の編成は、学習指導要領及び学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて教育課程を編成すること。その際、標準授業時数を大幅に上回って教育課程を編成する必要のないことに留意したうえで、標準授業時数を大幅に上回る部分については、真に必要な時間かどうかを検討し、改善を図ること。学校の特色を踏まえた具体的な教育目標を設定するとともに、その実現に必要なカリキュラム・マネジメントを行うこと。学校行事等については、目的を明確にして実施し、より充実した学校行事にするため行事間の関連性を踏まえて統合を図る等、実態に応じて精選・重点化を図ること。

② 授業の質の向上のための組織的な取組みの推進

これからの時代に求められる資質・能力の育成と、一人ひとりの子どもの実態や変化に着目し、ICTを効果的に活用するなど、すべての子どもにとって「わかる・できる・学習意欲がわく」授業をめざし、校長のリーダーシップのもと、4つのキーワード「意図する・ゆだねる・見取る・つなげる」を意識した、教員の確かな関わりによる「学び合う」授業づくりの組織的な研究実践を行うこと。言語能力は、すべての学習の基盤となる資質・能力として重要なものであることから、大阪府教育委員会提供学習教材等を積極的に活用するとともに、単元を見通した計画を組織的に構築し「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善と、さらなる授業の質の向上に取り組むこと。情報活用能力については、「大阪府情報活用能力ステップシート」等を基に、小・中学校9年間の系統立てた育成に努めること。すべての教職員がクラウドを効果的に活用するとともに、児童生徒が1人1台端末を学びの選択肢の一つとして主体的に活用し、学びを自己調整する授業等を積極的に行うこと。

また、学校として一致した学力向上の方針に基づき、「子どもに付けたい力」を

明確にした授業を行い、全国学力・学習状況調査や府テスト、市共通到達度確認テスト等により、児童生徒の学力や学習状況を詳細に把握・分析し、学力向上担当者を中心としてP D C Aサイクルを踏まえた具体的・効果的な取組みに確実につなげる。さらに、児童生徒、教職員、保護者等が参画して多様な観点から授業を検証する「授業評価」を活用し、授業改善に努めること。

保護者に対して、学校の教育課題や取組み状況と成果等について、わかりやすく積極的な発信に努めること。

③ 学習習慣の定着と学習意欲の向上のために

「早寝・早起き・朝ごはん」「あいさつ」等の望ましい生活習慣の確立や家庭学習習慣の定着のため、必要な情報の積極的かつ具体的な発信をとおして保護者や地域と課題の共有化を図り、理解と協力を得ること。また、「大東・まなび舎」等を活用し、学校として自学自習力の育成を図るとともに、「家庭学習の手引き」等の作成、「ホームワークガイド2025改訂版フォーマット」(※38)の活用、質的充実等、家庭学習の目的や在り方をさらに研究し、児童生徒の学習意欲の向上と学習習慣のさらなる定着を図ること。

④ 英語教育の充実

小学校では、大阪府作成「STEPS in OSAKA」やデジタル教科書等のICTを活用し、ネイティブスピーカーの音声を聞いたり、やり取りしたりする機会を増やして主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、適切な評価を行うこと。

中学校では、学習指導要領に基づき4技能(5領域)をバランスよく指導するとともに、言語活動の充実や指導方法の工夫・改善を図ることを通じて、英語のコミュニケーション能力を高める取組みを推進すること。その際、『英検にチャレンジ! ~Daito English Trial~』を有効に活用し、中学校卒業段階でCEFR A1レベル(英検3級程度)の力を身に付けることができるよう指導の充実を図ること。

⑤ 各中学校区の実態に応じた小中一貫教育の推進

これからの時代に求められる資質・能力を子どもたちに育てていくために、学校段階間の繋がりを意識した教育課程編成及びカリキュラム・マネジメント等が不可欠である。各中学校区において作成した「めざす子ども像」及び9年間を見通した系統的なカリキュラムに基づいた取組みを進めること。なお、小学校においては加配等を活用し、中・高学年における教科担任制を取り入れることや、その先にあるチーム担任制を学校の実情に応じて研究するなど、指導体制を工夫すること。

(2) 「ともに学び、ともに育つ教育」のさらなる推進

支援教育を、すべての子どもが生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものにとらえ、どの学級にも特別な教育的支援を必要とする幼児・児童生徒がいることを前提に、学校園全体で組織的な取組みを推進すること。また一人ひとりの教育的ニーズについては、支援学級担任のみならず、介助員や支援教育支援員を含めた全教職員が相互に連携して把握し、合理的配慮について適切に対応すること。

基礎的環境を整備するとともに、通常の学級や通級による指導、支援学級という連続性のある多様な学びの場の充実を図ること。

支援学級はもとより、通級指導教室及び通常の学級においても、必要に応じ、「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成と効果的な活用を推進し、関係機関と連携しながら、**切れ目ない支援体制の構築に努めるとともに確実な引継ぎを進めること。**

支援学級において実施する特別の教育課程については、自立活動を取り入れるとともに実態に応じて編成し、通級指導教室において特別の教育課程を編成する場合は、自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うこと。

医療的ケアの必要な児童生徒がその可能性を最大限に発揮し、将来の自立や社会

参加のために必要な力を培うため、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(※39)に則り、適切に支援を行うこと。

(3) 健やかな体を育むために

体育活動に係る事故防止のため、技術指導においては段階を踏んで具体的に説明し、安全を確認しながら指導する等、万全を期すること。部活動については「大東市立中学校における部活動等の在り方に関する方針」(※40)に則り、合理的かつ効率的・効果的に取り組むこと。

熱中症予防については、WBGT計で数値を測りながら水分や塩分を補給し休息を取るとともに、健康観察を徹底すること。「大東市公立学校園熱中症対策ガイドライン」(※41)や「**学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き 追補版**」(※42)を参考とし、適切に対応すること。

- ※1 第4期教育振興基本計画《令和5年6月 文部科学省》
- ※2 教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策を踏まえた取り組みの徹底《令和5年8月 文部科学省》
- ※3 大阪府教員等研修計画《令和5年3月改訂 府教委》
- ※4 不祥事防止**ガイドブック**《令和8年3月改訂 府教委》
- ※5 大阪府教育委員会服務指導指針《令和5年3月 府教委》
- ※6 大阪府教育委員会**分限**処分指針《令和6年4月**改正** 府教委》
- ※7 体罰防止マニュアル《平成19年11月**改訂** 府教庁》
- ※8 教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために《平成29年5月改訂 府教委》
- ※9 学校(園)におけるハラスメントの防止および対応に関するガイドライン《令和4年4月 市教委》
- ※10 **保護者等連携のてびき**《平成22年3月 府教庁》
- ※11 **大東市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保実施計画**《令和8年4月 市教委》
- ※12 人権三法 「障害を理由とする差別解消の推進に関する法律(令和6年4月 一部改正施行)」
「本邦出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律」
「部落差別の解消の推進に関する法律」《平成28年 法務省》
- ※13 府人権関係三条例 「改正人権尊重の社会づくり条例」
「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」
「人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」《令和元年10月 府》
- ※14 大東市人権教育推進指針、大東市人権教育推進指針《令和4年4月 市教委》
- ※15 スタートカリキュラム～学びの芽生えから自覚的な学びへ～《平成31年3月 市教委》
- ※16 第6次学校図書館図書整備等5か年計画《令和4年1月 文部科学省》
- ※17 第**5**次大阪府子ども読書活動推進計画《令和8年3月 府教庁》
- ※18 生徒指導提要《令和4年12月 文部科学省》
- ※19 大東市版 問題行動への対応チャート《令和4年4月**改訂** 市教委》
- ※20 いじめ防止対策推進法《平成25年9月 文部科学省》
- ※21 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン《令和6年8月 文部科学省》
- ※22 大東市いじめ防止基本方針《令和5年4月 市・市教委》
- ※23 いじめ対応セルフチェックシート《令和元年6月 府教庁》
- ※24 大東市立小・中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン《令和2年3月 市教委》
- ※25 携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム《令和7年**12月追加資料** 府教庁》
- ※26 不登校児童生徒への支援の在り方について《令和元年10月 文部科学省》
- ※27 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)《令和5年3月 文部科学省》
- ※28 不登校児童生徒を支援する民間業者についてのガイドライン《令和4年5月 市教委》
- ※29 不登校児童生徒に対するICT等を活用した学習支援についてのガイドライン《令和4年5月 市教委》
- ※30 学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き《令和2年6月 文部科学省》
- ※31 子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～要点編《令和元年12月 府教庁》
- ※32 ヤングケアラーの早期発見・把握と支援に向けた取組み《令和3年9月 府教庁》
- ※33 大東市公立学校園災害対応マニュアル《令和7年3月 市教委》
- ※34 水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
《昭和24年6月、平成13年4月 国土交通省》
- ※35 学校事故対応に関する指針《令和6年3月**改訂** 文部科学省》
- ※36 大東市 学校事故対応指針《平成31年4月 市教委》
- ※37 学校施設における事故防止の留意点について《平成21年3月 文部科学省》
- ※38 ホームワークガイド2025改訂版フォーマット《令和7年3月 市教委》
- ※39 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律《令和3年9月 厚生労働省》
- ※40 大東市立中学校における部活動等の在り方に関する方針《令和7年1月 市教委》
- ※41 大東市公立学校園熱中症対策ガイドライン《令和6年6月 市教委》
- ※42 **学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き 追補版**《令和6年4月 文部科学省》

教委議案第 1 1 号

大東市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施
計画について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 1 条第 3 号並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 4 6 年法律第 7 7 号）第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、大東市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について、次のとおり大東市教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 2 5 日提出

大東市教育委員会

教育長 岡 本 功

理 由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 6 8 号）の施行に伴い、新たに大東市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を策定する必要があるため。

大東市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画(案)

令和8年4月

大東市教育委員会

目次

1.計画の趣旨・現状	3
2.目標	5
3.計画の期間	7
4.実施する業務量管理・健康確保措置の内容	7
5.関連する取組み、今後のフォローアップについて	9

1.計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部改正」に基づき、教育職員の業務量の適切な管理を行い、健康を確保するために必要な措置を計画的に講じることを目的として策定するものである。

近年、学校現場においては、教育活動の多様化や児童生徒へのきめ細かな支援ニーズの高まりにより、教育職員の業務が増加し、時間外勤務が恒常化する傾向にある。これは、教育職員の健康への影響のみならず、教育の質の維持・向上にも深刻な影響を及ぼすおそれがある。

そのため、本計画では、勤務時間の把握と業務量の適正化を図るための管理体制の構築、業務改善の取組み、人員配置や支援体制の充実等の施策を総合的に示し、学校と教育委員会が一体となって取組みを進める基盤を整える。

本市は、本計画に基づき、教育職員の働き方改革（業務改善）を着実に推進し、持続可能で質の高い教育の実現をめざす。

(2) 本市の現状

○本市では、令和2年4月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「大東市立学校の教育職員の業務の量の適切な管理に関する規則」（以下「規則」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○こうした取組みの結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月28.2時間	17.4%	0.3%
中学校	月41.0時間	43.9%	3.2%

○小学校では、全体として80時間を上回る者は少なく、過度な長時間勤務は限定的であるものの、約5人に1人が45時間を上回っている。事務作業、行事準備等が勤務時間に影響しているほか、繁忙期（学期末、行事前等）に業務が集中する傾向が認められる。

- 中学校では、小学校と比べ、45 時間超・80 時間超ともに高い割合となっており、約半数の教育職員が月 45 時間以上の時間外勤務を行う状況にある。生徒指導や部活動指導等に要する時間が勤務時間の長時間化に影響している。
- 時間外在校等時間が 45 時間を上回る割合が高く、特に、児童生徒指導、校務分掌の会議、事務作業、保護者対応、行事運営等、多方面における業務が認められる。こうした状況を踏まえ、外部人材の活用、事務作業の効率化等を進めることで、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。
- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 8 条に基づき本計画を策定するものである。

(3) 本市のこれまでの取組み

- ・SSW、授業等支援員、介助員配置
- ・警察 OB 派遣 ・中学校給食費の公会計化
- ・小学校給食費の公会計化
- ・全校一斉退庁日の設定 ・部活動休養日の設定
- ・授業等支援員の職務拡充（事務支援スタッフ）
- ・学校閉庁日の設定 ・公簿の電子化（指導要録・出席簿）
- ・留守番電話の設置
- ・統合型校務支援システムの導入
- ・学校司書全校配置 ・AI ドリル
- ・デジタル採点システム ・高速プリンタ
- ・学校における業務改善リーフレットの作成
- ・休日における部活動地域移行
- ・支援教育支援員、不登校支援員の増員
- ・留守番電話対応時間の変更 ・教頭マネジメント支援員の配置
- ・公共施設予約システムの導入 ・学校閉庁期間の拡大
- ・出退勤システムの導入 ・市独自のスクールロイヤー制度
- ・水泳授業の民間施設活用

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

国の指針および府の計画に基づき、上限時間の範囲内とするための数値目標を定める。

成果目標	令和6年度実績	期間目標
①1人当たりの平均年間時間外在校等時間を360時間以内にする	399.4時間	360時間以内
②年間時間外在校等時間が360時間を超える人数を前年度よりも減少させる	335人	前年度より減少
③年間時間外在校等時間が720時間を超える人数を早急にゼロにする	64人	0人
④月の時間外在校等時間が45時間を超える人数をゼロにする	184人	0人

①平均年間時間外在校等時間の縮減

本市の現状(399.4時間)を真摯に受け止め、実施計画に定める取組みを確実に実行することで、指針が示す360時間以内への削減をめざす。

②360時間超の教育職員数の削減

通常時の上限を超えている人数を着実に減少させる。

③720時間超の解消

やむを得ない場合の上限である720時間を超える教育職員については、健康確保の観点から早急に0(ゼロ)にする。

④月45時間超の解消

規則で定める原則の月の時間外在校等時間の上限を超えることがないようにする。

【規則で定める上限時間】

原則	例外(※)
1月について45時間	1月について100時間未満
1年について360時間	1年について720時間
	複数月平均80時間
	45時間を超える月は年間6月まで

(※) 教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務の量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

項目	成果目標	期間目標
年次有給休暇	①教育職員の年次有給休暇平均取得日数を15日以上にする	15日以上とする。
働きがい	②働き方・働きがいに関する教育職員アンケート(※)において、「仕事にやりがいを感じる」とする肯定的回答の割合を90%以上にする	90%以上

①年次有給休暇の取得促進

全ての教育職員が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図り、リフレッシュできる時間を確保するため、休暇を取得しやすい職場風土を醸成する。年次休暇の付与日数は会計年度で定められていることから、対象期間は、会計年度とする。また、平均取得日数は、対象期間中の全期間を在籍した対象教育職員の総取得日数を対象教育職員数で除した日数である。

【参考】本市の実績：令和7年4月～12月末：12日

②働きがいの向上

教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮を通じて、「働きがい」を実感できることをめざす。業務の効率化や高質化によって創出された時間を、本来の教育活動の質の向上に充てることで、この目標の達成を図る。

なお、様式については令和8年度当初に示し、令和8年度より実施予定。

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

※大阪府の「第2次教育振興基本計画」の期間や、国が令和11年度までに時間外勤務を削減する目標を掲げていることを念頭に設定する。

なお、令和9年度中に、本市の進捗状況や国の動向を鑑み、必要に応じて目標や取組み内容の見直しを行う。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○本市では、教育職員が本来の専門性を発揮し、児童生徒への教育活動に専念できる環境を整えるため、以下の措置を重点事項として取り組む。

(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

教師が担う業務の範囲を明確にするとともに、外部機関や専門スタッフ等との適切な連携・分担を推進する。

ア 学校以外が担うべき業務

①登下校時の安全確保と時間の在り方

各地域の実情を踏まえ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しについて検討する。地域住民や保護者の理解を得ながら、通学路の見守り活動の適切な役割分担・連携の在り方についても検討を進める。

②校外の見回りや引取り対応

放課後から夜間の巡回は警察や地域等の活動に委ねることを基本とし、学校による自主的な巡回は原則として行わないこととする。また、補導時の引取り等の対応は保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

③過剰な苦情等への組織的対応

学校のみでは対応困難な事案に対し、教育委員会と連携して当該事案に対応できる体制を構築するため、スクールロイヤー（弁護士）・教育アドバイザー（警察 OB）等の専門家を活用できる環境を整備する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

④調査・統計等への回答

校務支援システム等の機能を活用したデジタル化の推進等により、市から学校に発出される調査の回答に係る事務量を軽減する。

⑤学校プールや体育館等の施設・設備の管理

職員による学校プールの管理については、水泳授業の民間委託を進めていく。

体育館等の地域開放施設の管理業務については、事務手続き等の電子化を進めていく。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

⑥授業準備、学習評価や成績処理

授業準備や採点作業等を補助する、学習等支援員の配置。

校務支援システムの機能や自動採点システムを活用することによって、採点作業や成績処理等に係る事務量を軽減する。

⑦支援が必要な児童生徒・家庭への対応

児童生徒の課題の状況に応じ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、介助員、日本語指導に係る支援員等の専門人材を活用し、教育職員と連携・協働した組織的な支援体制(チーム学校)により対応する。

(2) 学校における措置の推進

- ・ 各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で 1086 単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等を見直し、日課表の工夫を行う。
- ・ 部活動に係る活動方針における「休養日及び活動時間の設定」について共通理解を図り遵守に努める。
- ・ 勤務時間外の留守番電話機能の運用を徹底し、勤務時間の明確な区切りを設けるとともに、デジタル技術による校務の効率化を推進する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組み

- ・ 月の時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に対し、速やかに産業医による面接指導を確実に実施する。
- ・ 前日の終業から翌日の始業までに「11時間」をめやすとする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ 年次有給休暇の連続取得を促進するとともに、長期休業期間中における学校閉庁期間の設定等を行う。
- ・ 長期休業期間中におけるテレワーク制度の導入・活用について、本市の状況に応じた検討を行う。

5. 関連する取組み、今後のフォローアップについて

- ・ 取組みの着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、ホームページで公表するとともに、定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告する。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤システムで把握し、その他の目標については、アンケートの結果により把握・分析する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰り等が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることをめざし、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における休憩時間の明示状況を把握し、課題が見られる学校に対しては、計画の実効性を担保するよう、校長への聞き取りや個別の指導を実施する。
- ・ 校長の働き方改革に係る組織マネジメントへの意識を高めるため、業務改善やワーク・ライフ・バランスの推進などの取組みについて、評価・育成システムを通じて共通理解を図る。
- ・ 学校における働き方改革の取組みが進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに府教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組みを実施する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、地域住民や保護者に対して、本市における業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

○公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法

(昭和四十六年五月二十八日)

(法律第七十七号)

国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法をここに公布する。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法

(平一五法一一七・改称)

(教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画の策定等)

第八条 教育委員会は、指針に即して、当該教育委員会が服務を監督する教育職員に係る業務量管理・健康確保措置の実施に関する計画(以下「業務量管理・健康確保措置実施計画」という。)を定めるものとする。

2 業務量管理・健康確保措置実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 業務量管理・健康確保措置の実施により達成しようとする目標

二 業務量管理・健康確保措置の内容

三 その他業務量管理・健康確保措置の実施に関し必要な事項

3 教育委員会は、業務量管理・健康確保措置実施計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、総合教育会議(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第一条の四第一項の総合教育会議をいう。次項において同じ。)に報告するものとする。

4 教育委員会は、毎年度、文部科学省令で定めるところにより、業務量管理・健康確保措置実施計画の実施状況を公表するとともに、総合教育会議に報告するものとする。

5 都道府県の教育委員会は、市町村(特別区を含み、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を除く。)の教育委員会に対し、業務量管理・健康確保措置実施計画(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員に係る部分に限る。)の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な指導、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(令七法六八・追加)

教委議案第12号

大東市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正
する規則について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第
15条第1項及び第33条第1項の規定に基づき、大東市立小学校及び中学校の
管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、次のとおり大東市教育委
員会の議決を求める。

令和8年3月25日提出

大東市教育委員会

教育長 岡 本 功

理 由

学校教育法（昭和22年法律第26号）の一部が改正され、令和8年4月1日
付けで施行されることに伴い、所要の改正を行うため。

大東市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（案）

令和 年 月 日

教委規則第 号

大東市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和33年教委規則第12号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第3項中「第37条第16項」を「第37条第17項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

○大東市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則

昭和33年1月16日

教委規則第12号

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条に規定する大東市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の管理運営の基本的事項について、必要な事項を定めることを目的とする。

(学期及び休業日)

第2条 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条に規定する学校の学期及び休業日は、次のとおりとする。

(1) 学期

- ア 第1学期 4月1日から8月25日まで
- イ 第2学期 8月26日から12月31日まで
- ウ 第3学期 1月1日から3月31日まで

(2) 休業日

- ア 夏季休業日 7月21日から8月25日まで
- イ 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで
- ウ 春季休業日 3月25日から4月7日まで

2 校長は、学校運営上、特に必要と認めるときは、教育委員会の承認を受けて、別に休業日を定めることができる。

(学期又は休業日の変更)

第3条 校長は、学期又は休業日を変更しようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

2 校長は学芸会、運動会等の学校行事を学期又は休業日に行うための変更については、教育委員会に届け出るものとする。

(教諭（指導専任）)

第3条の2 学校に、任用の期限を付さない講師を置くことができる。

2 前項の講師の職名は、教諭（指導専任）とする。

3 第1項の講師は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第37条第1項第17項（同法第49条において準用する場合を含む。）に規定する講師の職務を行う。

(職員会議)

第3条の3 学校に、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くことができる。

- 2 職員会議においては、校務に関する事項について教職員間の意思疎通、共通理解の促進、教職員の意見交換等を行う。
- 3 校長は、職員会議を招集し、主宰する。

(司書教諭)

第3条の4 12学級以上の学校に、1校あたり1人の司書教諭を置く。

- 2 司書教諭の発令は、校長が口頭により行い、教育委員会に報告する。

(教務主任等)

第4条 学校に、教務主任、学年主任及び保健主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、この限りでない。

- 2 小学校に、生徒指導主事を置くことができる。
- 3 中学校に、生徒指導主事及び進路指導主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、この限りでない。

(教務主任等の職務)

第4条の2 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

- 2 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 3 保健主事は、校長の監督を受け学校における保健に関する事項を管理し、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 4 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 5 進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

(教務主任等の発令)

第4条の3 保健主事は、教諭又は養護教諭のうちから、校長の意見を聴いて、教育委員会が命じる。

- 2 生徒指導主事及び進路指導主事は、教諭のうちから、校長の意見を聴いて、教育委員

会が命じる。

- 3 第4条に規定する教務主任等のうち前2項に規定する保健主事、生徒指導主事及び進路指導主事以外の主任等は、教諭のうちから校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。

(その他の主任等)

第4条の4 学校に、第4条に規定する教務主任等のほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。

- 2 前項に規定する主任等は、教諭のうちから、校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。

(主任)

第4条の5 学校に校務主任及び調理主任を置くことができる。

- 2 校務主任及び調理主任は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(主幹)

第4条の6 学校に主幹を置くことができる。

- 2 主幹は、事務職員をもつてこれに充てる。
- 3 主幹は、上司の命を受け、担当事務を掌理する。

(主査)

第4条の7 学校に主査を置くことができる。

- 2 主査は、事務職員及び学校栄養職員をもつてこれに充てる。
- 3 主査は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(副主査)

第4条の8 学校に副主査を置くことができる。

- 2 副主査は、事務職員及び学校栄養職員をもつてこれに充てる。
- 3 副主査は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(主事)

第4条の9 学校に主事を置くことができる。

- 2 主事は、事務職員をもつてこれに充てる。
- 3 主事は、上司の命を受け、事務に従事する。

(技師)

第4条の10 学校に技師を置くことができる。

- 2 技師は、学校栄養職員をもつてこれに充てる。
- 3 技師は、上司の命を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる。
(首席)

第4条の11 学校に首席を置くものとし、主幹教諭をもつて充てる。ただし、特別の事情のあるときは、この限りでない。

- 2 前項の主幹教諭は、教諭、養護教諭又は栄養教諭のうちから大阪府教育委員会が命ずる。
- 3 首席は、校長の学校運営を助け、その命を受け、一定の校務を整理し、児童又は生徒の教育をつかさどる。
- 4 首席の職務に関する事項は、教育委員会が別に定める。

(指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭)

第4条の12 学校に指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭を置く。ただし、特別の事情のあるときは、この限りでない。

- 2 指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭は、それぞれ教諭、養護教諭又は栄養教諭のうちから大阪府教育委員会が命ずる。
- 3 指導教諭は児童又は生徒の教育をつかさどり、指導養護教諭は児童又は生徒の養護をつかさどり、指導栄養教諭は児童又は生徒の栄養の管理及び指導をつかさどり、それぞれ専門的な知識や経験を活用し、教職員の指導力の向上を図る。
- 4 指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭の職務に関する事項は、教育委員会が別に定める。

(その他の職)

第4条の13 第3条の2、第4条及び第4条の4から前条までに定めるもののほか、必要な職は別に定める。

(校長の専決事項)

第5条 校長限りで専決できる事項は、別に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 校長及び所属職員の出張（校長の宿泊を伴う出張を除く。）、休暇その他サービスの処理に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会の指示する事項の処理に関すること。
- 2 前項各号に掲げる事項のうち、重要又は異例であると認められる事項の処理については、あらかじめ、教育委員会の承認を受けなければならない。

(施設及び設備の保持)

第6条 校長は、学校の施設及び設備を、より良き状態に保持するよう常に努めるものとする。

(防災及び警備計画)

第7条 校長は、学校の警備及び防災の計画を定め、教育委員会に報告しなければならない。

2 前項に規定する計画には、特に、児童及び生徒（以下「生徒等」という。）の安全を確保するための措置が講じられていなければならない。

(施設及び設備の損傷又は亡失)

第8条 学校の施設及び設備を著しく損傷し、若しくは亡失し、又は設備が使用に耐えなくなつたときは、校長はその理由を付して、教育委員会に報告しなければならない。

(施設及び設備の貸与)

第9条 学校の施設及び設備の貸与は、校長の意見を聴き、教育委員会が許可する。ただし、定例軽易な事項については、校長が許可することができる。

(施設及び設備の転用)

第9条の2 学校の施設及び設備の使用目的を変更し、又は著しく現状を変更しようとするときは、校長は施設、設備変更申請により教育委員会の許可を受けなければならない。

第10条 削除

(伝染病等発生の報告)

第11条 学校内に伝染病が発生したときは、校長は、速やかに教育委員会に報告しなければならない。職員及び生徒等に中毒その他の集団的疾患、傷害、死亡等の事項が発生したときも同様とする。

2 校長は、学校の通学区域に伝染病の発生を認めた場合は、速やかに教育委員会に報告するものとする。

(学級編制)

第12条 校長は、毎年翌学年の学級編制の原案を教育委員会に提出しなければならない。学年の中途において学級編制の変更の必要が生じたときも、同様とする。

2 校長は、教育委員会の指示に基づいて学級を編制しなければならない。

(教育課程)

第12条の2 校長は、毎年学年初めに、教育課程を教育委員会に届け出なければならない。

(教育指導の計画)

第13条 校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年学年初めに、教育委員会に報告するものとする。

- (1) 学校経営の重点
- (2) 学習指導及び生徒指導の重点
- (3) 健康管理の指導の重点
- (4) 日課表
- (5) 校務分掌
- (6) 行事予定表
- (7) 教職員の研修計画

(教材の取扱い)

第14条 校長は、教材及び教具の選定に当たっては、その教育上の効果及び保護者の経済的負担について、十分配慮するものとする。

第15条 校長は、教科書の発行されていない教科について、主たる教材として図書を使用するときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

第16条 校長は、学年又は学級全員に、教材として次に掲げるものを使用するときは、あらかじめ、教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 教科書と併用して継続的に学習の用に供する副読本、問題集、解説書その他これらに類するもの
- (2) 学習の過程又は夏季休業日、冬季休業日等、長期にわたって使用する学習帳その他これらに類するもの

(遠足等の実施)

第17条 校長は、遠足等校外における学校行事を実施しようとするときは、あらかじめ、その計画を教育委員会に届け出なければならない。

(宿泊を要する学校行事の実施)

第18条 校長は、宿泊を要する学校行事を実施しようとするときは、あらかじめ、その計画を教育委員会に届け出なければならない。

(性行不良による出席停止)

第19条 校長は、次に掲げる行為の1又は2以上を繰り返し行う等、性行不良であつて他の生徒等の教育に妨げがあると認める生徒等があるときは、教育委員会に報告又は出席停止についての意見の具申をしなければならない。

- (1) 他の生徒等に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- (2) 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- (3) 施設又は設備を損壊する行為
- (4) 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

2 前項の規定による出席停止の命令は、次の各号に定める手続により教育委員会が命じるものとする。

- (1) あらかじめ当該生徒等及び保護者の意見を聴取する。
- (2) 理由及び期間を記載した文書を保護者に交付する。

3 校長は、教育委員会の指示に基づいて、出席停止の命令に係る生徒等の出席停止の期間における学習の支援その他教育上必要な措置を講じなければならない。

(対外運動競技への参加)

第20条 小学校においては、対外運動競技に学校教育活動として参加しないものとする。ただし、市又は隣接する市程度の地域内における対外運動競技については、学校運営及び児童の心身の発達からみて無理のない範囲で参加することができる。

2 中学校においては、大阪府内で行われる対外運動競技に学校教育活動として参加することができる。ただし、近畿大会及び全国大会については、次に定めるところによりそれぞれ年1回に限り参加することができる。

- (1) 宿泊を要しない場合は、校長は教育委員会に届け出ること。
- (2) 宿泊を要する場合は、校長は教育委員会の承認を受けること。

3 前2項の対外運動競技とは、国、地方公共団体若しくは学校体育団体の主催又はこれらと関係競技団体の共同主催で開催される大会とする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、体力に優れ競技水準の高い生徒等については、広く国民のうちから競技水準の高い者を選抜して行う全国大会に参加することができる。

5 学校教育活動以外の運動競技会に生徒等が参加するに当たっては、校長は保護者に対し適切な指導をするとともに参加の状況を把握しなければならない。

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条の規定は、昭和33年4月1日から施行する。

(令和2年度における学期及び休業日の特例)

2 第2条第1項の規定にかかわらず、令和2年度における学校の学期のうち、第1学期は4月1日から8月19日まで、第2学期は同月20日から12月31日までとし、同年度における学校の休業日のうち、夏季休業日は8月1日から同月19日までとする。

3 第2条第1項の規定にかかわらず、令和2年度における学校の休業日のうち、冬季休業日は、12月26日から翌年1月6日までとする。

附 則 (昭和40年教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

附 則 (昭和46年教委規則第2号)

この規則は、昭和46年6月1日から施行する。

附 則 (昭和46年教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年教委規則第1号)

この規則は、昭和48年1月1日から施行する。

附 則 (昭和49年教委規則第1号)

この規則は、昭和49年9月1日から施行する。

附 則 (昭和50年教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年教委規則第4号)

この規則は、昭和50年7月1日から施行する。

附 則 (昭和56年教委規則第1号)

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年教委規則第1号)

この規則は、昭和59年5月1日から施行する。

附 則（昭和 6 1 年教委規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大東市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の規定は、昭和 6 1 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 3 年教委規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 4 年教委規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 5 年教委規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年教委規則第 1 号）

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年教委規則第 1 号）

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 1 年教委規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 3 年教委規則第 6 号）

この規則は、平成 1 4 年 1 月 1 1 日から施行する。

附 則（平成 1 5 年教委規則第 4 号）

この規則は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 5 年教委規則第 6 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（大東市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

2 大東市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（平成 7 年教委規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 1 5 年教委規則第 9 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 8 年教委規則第 1 0 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年教委規則第11号）

この規則は、公布の日から施行し、平成20年4月30日から適用する。

附 則（平成21年教委規則第1号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年教委規則第11号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和2年教委規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年教委規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年教委規則第4号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

法 律

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年六月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 林 芳正

法律第六十八号

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律

(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正)

第一条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「指導教諭」の下に、「主務教諭」を加える。

第三条第一項中「教頭」の下に「並びに指導改善研修被認定者(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十五条第一項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第四項の規定の日までの間にあるものをいう。第五条及び第六条第一項において同じ。)」を加え、「この条」を「この項及び次項」に、「百分の四」を「百分の十(幼稚園の教育職員にあつては、百分の四)」に改める。

第五条中「」については、地方公務員法第五十八條第三項本文を「指導改善研修被認定者を除く。」についての地方公務員法第五十八條第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項本文に改め、「と読み替えて同条第三項及び第四項の規定を適用するもの」を削り、同条に次の一項を加える。

2 指導改善研修被認定者についての地方公務員法第五十八條第三項の規定の適用については、同項中「第二条」とあるのは「第三十二條の四第一項中「当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、次に掲げる事項を定めたときは」とあるのは「次に掲げる事項について条例に特別の定めがある場合は」と「その協定」とあるのは「その条例」と、「当該協定」とあるのは「当該条例」と、同項第五号中「厚生労働省令」とあるのは「文部科学省令」と、同条第二項中「前項の協定で同項第四号の区分をし」とあるのは「前項第四号の区分並びに」と、「を定めたときは」とあるのは「」について条例に特別の定めがある場合は」と、「当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の同意を得て、厚生労働省令」とあるのは「文部科学省令」と、同条第三項中「厚生労働大臣は、労働政策審議会」とあるのは「文部科学大臣は、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるもの」と、「厚生労働省令」とあるのは「文部科学省令」と、「協定」とあるのは「条例」と読み替えて同条第一項から第三項までの規定を適用するものとし、同法第二条」と、「から第三十二條の五まで」とあるのは、「第三十二條の三の二、第三十二條の五、第三十六條」とする。

第六条第三項中「者」の下に「及び指導改善研修被認定者」を加える。

第七条の見出し中「教育職員の業務量の適切な管理等」を「業務量管理・健康確保措置」に改め、同条第一項中「措置」の下に「次条において「業務量管理・健康確保措置」という。」を、「次項」の下に「及び同条第一項」を加える。

本則に次の一条を加える。

(教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画の策定等)

第八条 教育委員会は、指針に即して、当該教育委員会が服務を監督する教育職員に係る業務量管理・健康確保措置の実施に関する計画(以下「業務量管理・健康確保措置実施計画」という。)を定めるものとする。

2 業務量管理・健康確保措置の実施については、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 業務量管理・健康確保措置の実施により達成しようとする目標

二 業務量管理・健康確保措置の内容

三 その他業務量管理・健康確保措置の実施に関し必要な事項

3 教育委員会は、業務量管理・健康確保措置実施計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、総合教育会議(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第一条の四第一項の総合教育会議をいう。次項において同じ。)に報告するものとする。

4 教育委員会は、毎年度、文部科学省令で定めるところにより、業務量管理・健康確保措置実施計画の実施状況を公表するとともに、総合教育会議に報告するものとする。

5 都道府県の教育委員会は、市町村(特別区を含み、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を除く。)の教育委員会に対し、業務量管理・健康確保措置実施計画(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員に係る部分に限る。)の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な指導、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。附則第二項を次のように改める。

2 次の表の上欄に掲げる期間における第三条第一項の規定の適用については、同項中「百分の十」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和八年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の五
令和九年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の六
令和十年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の七
令和十一年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の八
令和十二年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の九

第二条 (学校教育法の一部改正)

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十七條第二項中「指導教諭」の下に、「主務教諭」を加え、同条第三項中「教頭を」を「教頭を、主務教諭(第十二項(第二号に係る部分に限る。)の規定により置かれるものを除く。)を置くときは教諭を、それぞれ」に改め、同条第十一項を次のように改める。

学校の実情に照らし必要があると認めるときは、第七項及び第九項の規定にかかわらず、次に掲げる職員を置くことができる。

一 園長(副園長を置く幼稚園にあつては、園長及び副園長)及び教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに幼児の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭

二 幼児の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどり、並びに命を受けて当該幼稚園の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭

第二十七條第八項の次に次の一項を加える。

主務教諭は、幼児の保育をつかさどり、及び命を受けて当該幼稚園の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。

第二十八條中「第十二項から第十七項まで」を「第十三項から第十八項まで」に改める。

第三十七条第二項中「指導教諭」の下に、「主務教諭」を加え、同条第三項中「教頭を」の下に「主務教諭(第二十項に係る部分に限る。の規定により置かれるものを除く。)を置くときは教諭を」を、「主幹教諭」の下に「又は主務教諭」を加え、同条第十九項を次のように改める。

学校の実情に照らし必要があると認めるときは、第九項及び第十一項の規定にかかわらず、次に掲げる職員を置くことができる。

- 一 校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭
- 二 児童の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどり、並びに命を受けて当該小学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭

第三十七條第十項の次に次の一項を加える。

主務教諭は、児童の教育をつかさどり、及び命を受けて当該小学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。

第四十二条に次の一項を加える。

地方公共団体の設置する小学校は、前項の措置を講ずるに当たつては、当該措置が、当該地方公共団体の教育委員会が定めた公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)第八條第一項に規定する業務量管理・健康確保措置実施計画に適合するものとなるようにしなければならない。

第六十条第二項中「指導教諭」の下に、「主務教諭」を加え、同条第三項中「教頭を」を「教頭を、主務教諭(第六十二条において準用する第三十七條第二十項(第二十号に係る部分に限る。の規定により置かれるものを除く。)を置くときは教諭を、それぞれ」に改める。

第六十二条中「第十七項」を「第十八項」に、「第十九項」を「第二十項」に改める。

第六十九条第二項中「指導教諭」の下に、「主務教諭」を加え、同条第三項中「教頭を」の下に「主務教諭(次条第一項において準用する第三十七條第二十項(第二十号に係る部分に限る。の規定により置かれるものを除く。)を置くときは教諭を」を、「主幹教諭」の下に「又は主務教諭」を加える。

第七十条第一項中「第十七項」を「第十八項」に、「第十九項」を「第二十項」に改める。

第七十四條及び第七十五條中「第三十七條第十四項」を「第三十七條第十五項」に改める。

第七十三條第一項中「第四十二條」を「第四十二條第一項」に、「同項中」を「第十三條第一項中」に改める。

第七十三條第二項中「及び第四十二條から第四十四條まで」を「第四十二條第一項、第四十三條及び第四十四條」に改める。

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

第三條 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一條中「指導教諭」の下に「主務教諭」を、「つかさどる主幹教諭」の下に「及び主務教諭」を、「時間外勤務手当」の下に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)第三條第一項に規定する指導改善研修被認定者」を加える。

第二條中「指導教諭」の下に「主務教諭」を加える。

附則第三項中「主幹教諭」の下に「及び主務教諭」を加える。

(教育公務員特例法の一部改正)

第四條 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「指導教諭」の下に「主務教諭(幼保連携型認定こども園の主務養護教諭及び主務栄養教諭を含む。以下同じ。)」を、「指導保育教諭」の下に「主務保育教諭」を加える。

第十三條第二項中「これらの」を「前項に規定する」に、「するものとし、その内容は」を「して、これらの者が分掌する校務類型(文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定める校務の種類をいう。以下この項において同じ。)に応じて支給するものとし、その額は、校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」に改める。

第二十三條第二項中「指導教諭」の下に「主務教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を除く。)」を、「指導保育教諭」の下に「主務保育教諭」を加える。

第二十四條第一項中「教諭等」を「中堅教諭等(主務教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を除く。)、主務保育教諭及び教諭等のうち、「を」を除く。を「以外のもの」であつて、公立の小学校等における教育に相当の経験を有する者として文部科学省令で定めるものという)に、「教諭等に」を「中堅教諭等に」に改め、公立の小学校等における教育に相当の経験を有し、その」を削る。

第二十六條第一項中「主幹教諭、指導教諭」の下に「主務教諭」を、「栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭」の下に「主務保育教諭」を加え、同項第一号中「指導教諭」の下に「主務教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を除く。)」を、「指導保育教諭」の下に「主務保育教諭」を加える。

附則第六條の見出し中「教諭等」を「中堅教諭等」に改め、同条第一項中「幼稚園等の教諭等」を「幼稚園等の中堅教諭等(第二十四條第一項に規定する中堅教諭等をいう。以下この条において同じ。)」に、「第二十四條第一項」を「同項」に、「同条第一項」を「第二十四條第一項」に、「教諭等について」を「中堅教諭等について」に改め、同条第二項中「教諭等に」を「中堅教諭等に」に改める。

(教育職員免許法の一部改正)

第五條 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「指導教諭」の下に「主務教諭(幼保連携型認定こども園の主務養護教諭及び主務栄養教諭を含む。以下同じ。)」を、「指導保育教諭」の下に「主務保育教諭」を加える。

第三條第二項中「及び指導教諭」を、「指導教諭及び主務教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を除く。)」に、「主幹教諭」を「主幹教諭及び主務教諭」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「主幹教諭」の下に「及び主務教諭」を加える。

第九條の二中「及び指導教諭」を、「指導教諭及び主務教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を除く。)」に、「主幹教諭」を「主幹教諭及び主務教諭」に改める。

第十六條の五、第十七條の二及び第十七條の三並びに附則第二項中「指導教諭」の下に「主務教諭」を加える。

附則第十四項中「主幹教諭」の下に「若しくは主務教諭」を加える。

附則第十五項及び第十六項中「指導教諭」の下に「主務教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を除く。)」を加える。

附則第十七項中「主幹教諭」の下に「及び主務教諭」を加える。

附則第十九項中「指導教諭」の下に「主務教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を除く。)」を加える。

別表第三第三欄中「指導教諭」の下に「主務教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を除く。)」を、「指導保育教諭」の下に「主務保育教諭」を加える。

別表第六第三欄及び同表備考第四号並びに別表第六の二第三欄中「主幹教諭」の下に「若しくは主務教諭」を加える。

別表第八第三欄中「指導教諭」の下に「主務教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を除く。)」を、「指導保育教諭」の下に「主務保育教諭」を加える。

(学校図書館法の一部改正)

第六條 学校図書館法(昭和二十八年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「掌らせる」を「つかさどらせる」に改め、同条第二項中「指導教諭」の下に「主務教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を除く。)」を加える。

第七條 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部改正
 第五條中「主幹教諭、指導教諭」を「主幹教諭（栄養の指導及び管理をつかさどるものを除く。以下この条において同じ。）、指導教諭、主務教諭（栄養の指導及び管理をつかさどるものを除く。以下この条において同じ。）」に改め、同条第一号中「及び」を「主務教諭（本務として定時制教育又は通信教育に従事する者に限る。）及び」に改める。

（義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法及び農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部改正）
 第八條 次に掲げる法律の規定中「指導教諭」の下に、「主務教諭」を加える。
 一 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和二十九年法律第五十七号）第二條第二項

二 農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律（昭和三十三年法律第四十五号）第二條及び第三條第一号
 第九條 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部改正
 第二條第二項中「指導教諭」の下に、「主務教諭（幼保連携型認定こども園の主務養護教諭及び主務栄養教諭を含む。）」を、「指導保育教諭」の下に、「主務保育教諭」を、「つかさどる主幹教諭」の下に「及び主務教諭」を加える。
 （地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）

第十條 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。
 第四十七條の四第一項中「第三十七條第十四項」を「第三十七條第十五項」に改める。
 第四十七條の五第四項中「編成」の下に、「当該対象学校における公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第七條第一項に規定する業務管理・健康確保措置の実施」を加える。

第十一條 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正
 第六十六号の一部を次のように改正する。
 第三條第三項中「指導教諭」の下に、「主務教諭」を、「つかさどる主幹教諭」の下に「及び主務教諭」を加える。
 第七條第一項及び第三項中「指導教諭」の下に、「主務教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を除く。）」を加える。

第八條の二中「主幹教諭」の下に「及び主務教諭」を加える。
 第十一條第二項中「指導教諭」の下に、「主務教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を除く。）」を加える。
 第十七條第一項中「指導教諭」の下に、「主務教諭」を加える。

第十八條 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正
 第十二條 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。
 第二條第一項中「主幹教諭、指導教諭」を「主幹教諭（栄養の指導及び管理をつかさどるものを除く。以下同じ。）、指導教諭、主務教諭（栄養の指導及び管理をつかさどるものを除く。以下同じ。）」に改める。

第九條第一項中「指導教諭」の下に、「主務教諭（養護をつかさどる主務教諭を除く。）」を加える。
 第十條中、「養護教諭及びび」を「及び主務教諭、養護教諭並びに」に改める。
 第二十三條第一項中「指導教諭」の下に、「主務教諭」を加える。
 第十三條 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。
 第十四條第二項中「指導保育教諭」の下に、「主務保育教諭」を、「主幹養護教諭」の下に、「主務養護教諭」を、「主幹栄養教諭」の下に、「主務栄養教諭」を加え、同条第十九項を第二十三項とし、第十四項から第十八項までを四項ずつ繰り下げ、第十三項を第十六項とし、同項の次に次の一項を加える。
 17 主務栄養教諭は、園児の栄養の指導及び管理をつかさどり、並びに命を受けて当該幼保連携型認定こども園の教育及び保育の活動に関し保育教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。
 第十四條第十二項を第十五項とし、第十一項を第十三項とし、同項の次に次の一項を加える。
 14 主務養護教諭は、園児の養護をつかさどり、並びに命を受けて当該幼保連携型認定こども園の教育及び保育の活動に関し保育教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。
 第十四條第十項を第十二項とし、第九項を第十項とし、同項の次に次の一項を加える。
 11 主務保育教諭は、園児の教育及び保育をつかさどり、並びに命を受けて当該幼保連携型認定こども園の教育及び保育の活動に関し保育教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。
 第十四條第八項中「第十一項及び第十三項」を「第十三項及び第十六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。
 3 第一項の規定にかかわらず、主務保育教諭を置くときは、保育教諭を置かないことができる。
 第十五條第一項中「指導保育教諭」の下に、「主務保育教諭」を加え、同条第二項中「主幹養護教諭」の下に、「主務養護教諭」を加え、同条第三項中「主幹栄養教諭」の下に、「主務栄養教諭」を加える。
 第二十六條中「第十四條第六項」を「第十四條第七項」に改める。
 第三十二條中「第十一項」を「第十二項」に、「第十一項中」を「第十二項第一号中」に改める。
 第四十條第一号及び第二号中「指導保育教諭」の下に、「主務保育教諭」を加え、同条第三号及び第四号中「主幹養護教諭」の下に、「主務養護教諭」を、「主幹栄養教諭」の下に、「主務栄養教諭」を加える。
 （就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正）
 第十四條 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。
 附則第五條第一項中「新認定こども園法」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に改め、「指導保育教諭」の下に、「主務保育教諭」を加える。
 （地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正）
 第十五條 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。
 第二條のうち就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第五條第一項の改正規定及び附則第一條第一号中「指導保育教諭」の下に、「主務保育教諭」を加える。

(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の一部改正)

第十六条 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和六年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項第一号ロ中「指導教諭」の下に、「主務教諭」を加え、同項第三号ロ中「指導保育教諭」の下に、「主務保育教諭」を、「主幹養護教諭」の下に、「主務養護教諭」を、「主幹栄養教諭」の下に、「主務栄養教諭」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条から第五条までの規定 公布の日

二 第一条の規定(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(以下「給特法」という。))第二条第二項の改正規定、給特法第七条の見出し及び同条第一項の改正規定並びに給特法本則に一条を加える改正規定を除く。次条において同じ。、第三条の規定(市町村立学校職員給与負担法第一条の改正規定中「時間外勤務手当」の下に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)第三条第一項に規定する指導改善研修被認定者」を加える部分に限る。)、及び第四条の規定(教育公務員特例法第十三条第二項の改正規定に限る。)、並びに次条並びに附則第六条及び第七条の規定 令和八年一月一日(経過措置)

第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「第二号施行日」という。前)に教育公務員特例法第二十五条第一項の規定による認定を受けた者であつて第二号施行日の前日までに同条第四項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対する給特法の規定による教職調整額並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の規定による時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給並びに地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十八条第三項及び第四項の規定の適用については、第一条の規定による改正後の給特法(附則第六条において「第二号新給特法」という。))第三条第一項及び第二項並びに第五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(政府の措置)

第三条 政府は、令和十一年度までに、公立の義務教育諸学校等(給特法第二条第一項に規定する義務教育諸学校等をいう。以下同じ。))の教育職員(第一条の規定(給特法第二条第二項の改正規定に限る。))による改正後の給特法第二条第二項に規定する教育職員をいう。以下この項及び附則第五条において同じ。))について、一箇月時間外在校等時間を平均三十時間程度に削減することを目標とし、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 公立の義務教育諸学校等の教育職員一人当たりの担当する授業時数を削減すること。
二 教育課程の編成の在り方について検討を行うこと。
三 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する教職員定数の標準を改定すること。
四 公立の義務教育諸学校等の教育職員以外の学校の教育活動を支援する人材を増員すること。
五 不当な要求等を行う保護者等への対応について支援を行うこと。
六 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと。
七 前各号に掲げるもののほか、公立の義務教育諸学校等の教育職員の業務の量の削減のために必要な措置

2 前項の「一箇月時間外在校等時間」とは、第一号に掲げる時間から第二号に掲げる時間を除いた時間として給特法第七条第一項に規定する指針で定める時間をいう。

一 一箇月の学校の教育活動に関する業務を行っている時間として外形上把握することができる時間

二 給特法第六条第三項各号に掲げる日(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第十五条の規定に相当する条例の規定による代休日が指定された場合における同項各号に掲げる日を除く。))以外の日における正規の勤務時間(給特法第六条第一項に規定する正規の勤務時間をいう。)

第四条

政府は、公立の中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。))の同学年の生徒で編制する学級に係る学級の生徒の数の標準について、令和八年度から三十五人に引き下げよう。法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(検討)

第五条 政府は、公立の義務教育諸学校等において、その学校全体の教育職員の仕事と生活の調和を実現する上で、その管理職手当を受ける教育職員(以下この条において「公立学校の管理職員」という。))が重要な役割を果たすことに鑑み、公立学校の管理職員及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の勤務を監督する教育委員会による当該教育職員のそれぞれ担当する業務についての見直しに係る措置その他の当該教育職員の業務の管理の実効性の向上のための措置について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第六条

政府は、第二号施行日以後二年を目途として、公立の義務教育諸学校等(幼稚園を除く。))の教育職員(第二号新給特法第三条第一項に規定する教育職員をいう。以下同じ。))の勤務の状況について調査を行い、その結果に基づく勤務環境その他の勤務条件に関する状況、人材確保の動向並びに給与及び報酬等に要する経費についての財源の確保の状況その他の事情を勘案し、当該教育職員の勤務条件の更なる改善のための措置について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、第二号新給特法附則第二項の規定により読み替えて適用する第二号新給特法第三条第一項に規定する教職調整額に係る率の変更を行うことを含め、必要な措置を講ずるものとする。

第七条

政府は、公立の幼稚園の教育職員については、給特法に定める給与その他の勤務条件に関する特例の適用を受けるとともに、保育所(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所をいう。以下同じ。))及び幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第七条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。))の職員と同様に子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)に基づいて同法附則第二条の二に規定する処遇の改善に資するための措置が講じられていることに鑑み、公立の幼稚園の教育職員の処遇の在り方に関し、他の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する制度との整合性を確保しつつ保育所及び幼保連携型認定こども園の職員の処遇との均衡を図る観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 林 芳正

文部科学大臣 阿部 俊子

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和七年六月十八日

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 林 芳正

教委議案第13号

「令和8年度中学生チャレンジテスト」への参加について

「令和8年度中学生チャレンジテスト」への参加について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第17号の規定に基づき、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和8年3月25日提出

大東市教育委員会

教育長 岡 本 功

理 由

令和8年度中学生チャレンジテストへの参加について、大阪府教育庁からの照会への回答を要するため。

令和8年度 中学生チャレンジテスト 実施要領

1 目的

- (1) 大阪府教育委員会が、府内における生徒の学力を把握・分析することにより、大阪の生徒の課題の改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図る。
加えて、テスト結果を活用し、大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性の担保に資する資料を作成し、市町村教育委員会及び学校に提供する。
- (2) 市町村教育委員会や学校が、府内全体の状況との関係において、生徒の課題改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組みを通じて、学力向上のためのPDCAサイクルを確立する。
- (3) 学校が、生徒の学力を把握し、生徒への教育指導の改善を図る。
- (4) 生徒一人ひとりが、自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力に目標を持ち、また、その向上への意欲を高める。

2 対象

- (1) 原則として、府内の市町村立中学校、義務教育学校後期課程及び支援学校中学部並びに府立中学校及び支援学校中学部の第1学年、第2学年、第3学年を対象とする。
- (2) 上記の支援学校中学部並びに中学校及び義務教育学校後期課程の支援学級に在籍している生徒のうち、テストの対象となる教科について、以下に該当する生徒は、テストの対象としないことを原則とする。
 - ① 下学年の内容などに代替して指導を受けている生徒
 - ② 知的障がいのある生徒に対する教育を行う支援学校の教科の内容の指導を受けている生徒

3 テスト実施日

第1学年、第2学年 令和9年1月13日（水）

第3学年 令和8年9月2日（水）

※アンケートは、第1学年・第2学年は令和9年1月13日（水）から1月20日（水）、第3学年は令和8年9月2日（水）から9月9日（水）を実施期間とする。

4 テスト内容

- (1) テストの対象教科は、第1学年で、国語、数学及び英語、第2学年及び第3学年で、国語、社会、数学、理科及び英語とする。また、生徒に対するアンケートを実施する。
- (2) 出題範囲は、別紙のとおりとする。

(3) 出題形式は、選択式及び短答式に加え、記述式の問題とする。

5 テスト実施場所及びテスト時間

- (1) テスト実施場所は、原則、各学校とする。
- (2) テスト時間は、1教科あたり45分とする。

6 テストの実施体制

テストの実施体制は、以下のとおりとする。

- (1) テストは、大阪府教育委員会が市町村教育委員会の協力を得て実施する。なお、テストの一部（問題冊子等の作成・配送・回収、テスト結果の採点・集計、教育委員会・学校への提供作業等）は、大阪府教育委員会が民間機関に委託して実施する。
- (2) 市町村教育委員会は、テストにあたり、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等を行う。
- (3) 学校は、校長をテスト責任者として、設置管理者である市町村教育委員会の指示・指導・助言等に基づきテスト実施にあたる。
- (4) テスト実施に関するスケジュールについては、別途示す。

7 テスト結果の取扱い

(1) テスト結果の示し方

- ① 各学年の教科ごとの得点分布及び平均点
- ② 各学年の教科の問題ごとの正答率及び無解答率
- ③ その他、テストの目的の達成に資するテスト結果等

(2) テスト結果の提供

- ① 大阪府教育委員会は、テストの目的の達成に資するため、原則として以下のテスト結果を提供する。
 - ア 市町村教育委員会に対しては、その設置管理する学校全体のテスト結果、その設置管理する学校ごとのテスト結果及び府全体のテスト結果
 - イ 学校に対しては、当該学校全体のテスト結果、各生徒のテスト結果及び府全体のテスト結果
 - ウ 生徒に対しては、当該生徒にかかるテスト結果及び府全体のテスト結果
- ② 学校は、テストに参加した生徒に対して、当該生徒にかかるテスト結果及び府全体のテスト結果を配付すること。

(3) テスト結果の活用

大阪府教育委員会、市町村教育委員会及び学校においては、テストの目的を達成するた

め、テスト結果を活用した多面的な分析を行い、以下のような取組みに努めることとする。

- ① 大阪府教育委員会は、テスト結果を踏まえ、市町村教育委員会及び学校における取組みに対して必要な支援等を行うなど、府内全体の教育施策及び教育の改善に向けて取り組むこと。
- ② 市町村教育委員会においては、テスト結果を踏まえ、設置管理する学校における取組みに対して必要な支援等を行うなど、域内の教育施策及び教育の改善に向けて取り組むこと。
- ③ 各学校においては、テスト結果を踏まえ、生徒の学力の向上をめざし、自らの教育の改善に向けて取り組むこと。
- ④ 上記の取組みを進めるにあたっては、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切な連携を図ること。

(4) 教育委員会及び学校によるテスト結果の公表

テスト結果の公表については、教育委員会や学校が、教育施策及び教育について、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要であることを踏まえ、以下のとおりとする。

- ① 大阪府教育委員会は、大阪府全体の状況及び市町村ごとの状況にかかるテスト結果を公表する。
- ② 市町村教育委員会は、域内の状況にかかるテスト結果の公表に努めること。
また、自らが設置管理する学校のテスト結果については、それぞれの判断において公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
- ③ 学校は、保護者等に自校の結果について、教育上の効果や影響等を考慮した上で、公表することは可能であること。

(5) テスト結果の取扱いに関する配慮事項

テスト結果については、テストの目的を達成するため、適切に取り扱うものとする。

テスト結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、テストにより測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど、生徒等への影響を十分配慮し、各学校の教育活動に支障を及ぼすことのないよう、また、テストの適切な遂行に支障を及ぼすことのないよう十分配慮すること。

このことを踏まえ、具体的な公表の手続き等は以下のとおりとする。

- ① 公表にあたっては、教育上の効果や影響等を考慮した上で、適切な内容と方法で行うこと。

- ② テスト結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均点などの数値のみの公表は行わず、テスト結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、テスト結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。
- ③ テスト結果の公表を行う市町村教育委員会又は学校においては、テストの目的に加え、テスト結果は学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。
- ④ 市町村教育委員会が個々の学校名を明らかにしたテスト結果について公表を行う場合、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談すること。
なお、平均点などの数値について一覧での公表や数値により順位を付した公表などは行わないこと。
- ⑤ 大阪府教育委員会は、学校ごと（設置管理する中学校が1校しかない町村にあつては、町ごと又は村ごと）のテスト結果については、大阪府情報公開条例第8条第1項第4号の規定を根拠として、同条例における非公開情報として取り扱うこととする。なお、学校名を明らかにしない公開であっても同様とする。
また、市町村教育委員会は、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく規定を根拠とし、本実施要領の趣旨を十分踏まえ、適切に対応すること。

8 留意事項

(1) 市町村教育委員会及び学校における実施・活用体制等

テストを実施するとともに、テスト結果を活用するにあたり、以下の体制を整備することとする。

- ① 市町村教育委員会においては、テスト責任者及びテスト担当者を指名するとともに、設置管理する学校からの相談に対応するなど、適切な実施体制を整備すること。
- ② 学校においては、テスト責任者及びテスト担当者を指名し、適切な実施体制を整備すること。
- ③ 市町村教育委員会及び学校においては、テストの実施にあたって、その目的や内容、テスト結果の取扱い等を生徒、保護者等に周知すること。
- ④ 市町村教育委員会及び学校においては、テストに関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
- ⑤ 市町村教育委員会及び学校においては、提供されたテスト結果等について、本実施要領に基づいて適切に活用するとともに、管理を徹底すること。
- ⑥ 市町村教育委員会及び学校においては、テスト結果の分析やこれを活用して教育施策及び教育の改善を進めるための体制を整備すること。

(2) 個人情報の保護

- ① 大阪府教育委員会及び大阪府教育委員会が委託した民間機関は、生徒の個人名等を取
得しないテスト方法を用いる。
- ② 市町村教育委員会及び学校は、テストに関して知り得た個人情報について、それぞれ
が遵守すべき個人情報保護関連法令又は地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取
り扱うこと。

(3) テスト日程の変更等

テストは、市町村教育委員会及び学校の協力を得て実施するものであるが、学校保健安全
法第20条や学校教育法施行規則第63条に示される臨時休業が生じた場合など、テスト
を実施できないやむを得ない事情がある場合は、市町村教育委員会及び学校の判断により、
テスト実施日以降に別途テストすることができる。この場合、全体の集計からは除外するこ
ととするが、市町村教育委員会及び学校の求めに応じて、採点及びテスト結果の提供を行う
こととする。

(4) 教育課程上の位置付け

教育課程上の位置付けについては、市町村教育委員会及び学校の判断により、当該教科の
授業時数の単位時間の一部として取り扱うことができる。

(5) 障がいのある生徒への対応

障がいのある生徒については、学校の判断により、当該生徒の障がいの種類や程度に応じ
て、テスト時間の延長、点字・拡大文字・ルビ振り問題用紙の使用、別室の設定などの配慮
を行うこと。

(6) 日本語指導が必要な生徒に対する配慮

日本語指導が必要な生徒については、原則として、他の生徒と同様の授業を受けている生
徒は、テストの対象とする。ただし、例えば、国語、社会、数学、理科及び英語の時間に、
別室等で他の生徒とは異なる学習指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科をテ
ストの対象としないことができる。なお、テストを行うにあたっては、各学校の判断によ
り、テスト時間の延長、ルビ振り問題用紙の使用などの配慮を行うこと。

(7) 実施マニュアルの作成・配付

テストの具体的な実施方法等については、別途示す。

9 評定の公平性の担保に資する資料について

(1) 「府全体の評定平均」の作成

大阪府教育委員会は、テスト結果を活用して学校の評価活動の改善と充実を図るととも
に、大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性の担保に資する資料として、当
該学年の「府全体の評定平均」を作成する。

(2) 「府全体の評定平均」の作成方法

- ① 作成にあたっては、第1学年及び第2学年の対象校から一定数の学校（抽出校）を抽出する。
- ② 抽出校は、個々の生徒の当該年度の1学期及び2学期（2学期制の抽出校にあつてはそれに準じる期間）を通じた学習の実現状況に基づいて推定される成績（仮評定）を大阪府教育委員会へ提供すること。なお、各抽出校が提供する仮評定は以下のとおりとする。
 - ア 第1学年 国語、数学及び英語
 - イ 第2学年 国語、社会、数学、理科及び英語
- ③ 大阪府教育委員会は、第1学年及び第2学年について、提供された仮評定をもとに、「府全体の評定平均」を作成する。

(3) 「府全体の評定平均」の取扱い

- ① 大阪府教育委員会は、各学年の「府全体の評定平均」を市町村教育委員会へ提供する。
- ② 市町村教育委員会は、域内の学校に各学年の「府全体の評定平均」を示すとともに、それらを活用し学校の評価活動の改善と充実を図ること。
- ③ 学校は、各学年の「府全体の評定平均」及びテスト結果により各校が求めた各学年の「評定平均の範囲」を活用し、自校の評価活動の改善と充実を図ること。

(4) 大阪府公立高等学校入学者選抜における「府全体の評定平均」の活用

調査書に評定を記載する際に各学年の「府全体の評定平均」を活用する方法については、第3学年は令和9年度、第2学年は令和10年度、第1学年は令和11年度の大阪府公立高等学校入学者選抜実施要項にそれぞれ示す。

◆中学校第1学年

【国語】(領域等別出題範囲)

以下は、学習指導要領記載の内容項目

知識及び技能	思考力、判断力、表現力等		
	A 話すこと・聞くこと	B 書くこと	C 読むこと
(1) 言葉の特徴や使い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ (2) 話や文章に含まれている情報の扱い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイ (3) 我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエ (7) (イ) オ	(1) 話すこと・聞くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ (2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイ	(1) 書くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ (2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイウ	(1) 読むことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ (2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイウ

《取り扱う題材》

- 漢字の読み・書き、言葉の特徴やきまりに関するもの
- 書写
- 文学的な文章、説明的な文章
- 児童・生徒の作文、発表原稿などの成果物、その他図表等を含むさまざまな種類の資料
- 古典、その他複数の題材を関連付けたもの

【数学】(領域別出題範囲)

以下は、学習指導要領記載の内容項目

A 数と式	B 図形	C 関数	D データの活用
(1) アイ 【正の数と負の数】 ・必要性和意味 ・四則計算 ・表現、処理 ・四則計算の方法の考察、表現 ・具体的な場面での活用 (2) アイ 【文字を用いた式】 ・必要性和意味 ・乗法と除法の表し方 ・一次式の加法と減法 ・表現、読み取り ・計算の方法の考察、表現 (3) アイ 【一元一次方程式】 ・必要性和意味 ・文字や解の意味 ・方程式を解く ・解く方法の考察、表現 ・具体的な場面での活用	(1) アイ 【平面図形】 ・基本的な作図 ・平行移動、対称移動及び回転移動 ・作図の方法の考察、表現 ・図形の関係の考察、表現 ・具体的な場面での活用	(1) アイ 【比例、反比例】 ・関数関係の意味 ・比例、反比例の関係 ・座標の意味 ・比例、反比例の表現 ・二つの数量の変化や対応の特徴 ・具体的な事象の考察、表現	-

【英語】（領域別出題範囲）

以下は、学習指導要領記載の内容項目

(1) 聞くこと	(2) 読むこと	(3) 話すこと[やり取り]	(4) 話すこと[発表]	(5) 書くこと
アイウ	アイウ	—	—	アイウ

《取り扱う言語材料》

○単文、重文

○肯定及び否定の平叙文（現在形）

○肯定及び否定の命令文

○疑問文のうち、be 動詞で始まるもの、助動詞（can, do など）で始まるもの、or を含むもの及び疑問詞（how, what, when, where, which, who, whose）で始まるもの

○名詞の単数形及び複数形

○文構造

➢ [主語＋動詞]

➢ [主語＋動詞＋補語] のうち、主語＋be 動詞＋

}	名詞 代名詞 形容詞
---	------------------

➢ [主語＋動詞＋目的語] のうち、主語＋動詞＋

}	名詞 代名詞
---	-----------

○代名詞

➢ 人称や指示、疑問を表すもの

○接続詞（and, but, or）

○助動詞（can）

○動詞の時制及び相など

➢ 現在形

○語句に関するもの

➢ 月（January～December）12 語

➢ 曜日（Monday～Sunday）7 語

➢ 序数（first～thirteenth）13 語

➢ 色（color; black, blue, green, red, yellow, white, orange, purple）9 語

➢ 場所（house, library, park, school, station, bookstore, convenience store, hospital, police station, post office, restaurant, swimming pool, zoo, lake, mountain, river, sea）17 語

➢ 食べ物（apple, banana, cherry, lemon, tomato, bread, curry and rice, pizza, rice, salad, sandwich, coffee, cake, ice cream）

14 語

➢ スポーツ（badminton, baseball, basketball, soccer, swimming, volleyball）6 語

➢ 身のまわりの物（chair, desk, hat, pencil, table, umbrella）6 語

➢ 動物（bear, cat, dog, fish, horse, monkey, panda, rabbit, tiger）9 語

➢ 職業（astronaut, baker, comedian, dentist, doctor, pilot, police officer, singer, teacher, vet）10 語

○音声に関するもの

◆中学校第2学年

【国語】（領域等別出題範囲）

以下は、学習指導要領記載の内容項目

知識及び技能	思考力、判断力、表現力等		
	A 話すこと・聞くこと	B 書くこと	C 読むこと
(1) 言葉の特徴や使い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオカ (2) 話や文章に含まれている情報の扱い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイ (3) 我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウ (7) (4) エ	(1) 話すこと・聞くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ (2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイ	(1) 書くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ (2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイウ	(1) 読むことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アイウエオ (2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイウ

《取り扱う題材》

- 漢字の読み・書き、言葉の特徴やきまりに関するもの
- 書写
- 文学的な文章、説明的な文章
- 児童・生徒の作文、発表原稿などの成果物、その他図表等を含むさまざまな種類の資料
- 古典、その他複数の題材を関連付けたもの

【社会】（分野別出題範囲）

※各学校は、自校の学習進度等に応じて、下記の2種類（「A問題」「B問題」）から選択する。

◇A問題

以下は、学習指導要領記載の内容項目

地理的分野	歴史的分野
C 日本の様々な地域 (2) 日本の地域的特色と地域区分 ア(4)(5)(6)(7) イ(7)(4) (① 自然環境を除く) (3) 日本の諸地域（九州、中国・四国、近畿、中部、関東、東北） ア(7)(4) イ(7)	B 近世までの日本とアジア (3) 近世の日本 ア(7)(4)(5)(6) イ(7)(4)

◇B問題

以下は、学習指導要領記載の内容項目

地理的分野	歴史的分野
C 日本の様々な地域 (1) 地域調査の手法 ア(7)(4) イ(7) (2) 日本の地域的特色と地域区分 ア(7)(4)(5)(6)(7) イ(7)(4) (3) 日本の諸地域（九州、中国・四国、近畿） ア(7)(4) イ(7)	B 近世までの日本とアジア (3) 近世の日本 ア(4)(5)(6) イ(7)(4) C 近現代の日本と世界 (1) 近代の日本と世界 ア(7)(4) イ(7)(4)

【数学】（領域別出題範囲）

以下は、学習指導要領記載の内容項目

A 数と式	B 図形	C 関数	D データの活用
<p>(1) アイ 【文字を用いた式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整式の加法、減法 ・単項式の乗法、除法 ・表現、読み取り ・文字を用いた式での説明 ・式の変形 ・計算の方法の考察、表現 ・具体的な場面での活用 <p>(2) アイ 【連立二元一次方程式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解の意味 ・必要性和意味 ・方程式を解く ・解く方法の考察、表現 ・具体的な場面での活用 	<p>(1) アイ 【基本的な平面図形の性質】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平行線や角の性質 ・多角形の角の性質 ・平面図形の性質と説明 <p>(2) ア 【図形の合同】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合同の意味 ・三角形の合同条件 ・証明の必要性、意味、方法 	<p>(1) アイ 【一次関数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一次関数の理解 ・事象と一次関数 ・二元一次方程式 ・変化や対応の特徴を考察、表現 ・具体的な事象の考察、表現 	-

【理科】（分野別出題範囲）

以下は、学習指導要領記載の内容項目

第1分野		第2分野	
「エネルギー」	「粒子」	「生命」	「地球」
-	<p>(4) 化学変化と原子・分子</p> <p>ア (7) 物質の成り立ち</p> <p>(4) 化学変化</p> <p>(5) 化学変化と物質の質量</p> <p>イ</p>	<p>(3) 生物の体のつくりと働き</p> <p>ア (7) 生物と細胞</p> <p>(4) 植物の体のつくりと働き</p> <p>(5) 動物の体のつくりと働き</p> <p>イ</p>	<p>(4) 気象とその変化</p> <p>ア (7) 気象観測</p> <p>(1) 天気の変化</p> <p>⑦ 霧や雲の発生</p> <p>イ</p>

【英語】（領域別出題範囲）

以下は、学習指導要領記載の内容項目

(1) 聞くこと	(2) 読むこと	(3) 話すこと[やり取り]	(4) 話すこと[発表]	(5) 書くこと
アイウ	アイウ	—	—	アイウ

《取り扱う言語材料》

○重文、複文

○肯定及び否定の平叙文

○肯定及び否定の命令文

○疑問文のうち、助動詞 (will など) で始まるもの、or を含むもの及び疑問詞 (how, what, when, where, which, who, whose, why) で始まるもの

○文構造

➤ [主語＋動詞]

➤ [主語＋動詞＋補語] のうち、主語＋be 動詞＋
 { 名詞
代名詞
形容詞
to 不定詞 }、主語＋be 動詞以外の動詞＋
 { 名詞
形容詞 }

➤ [主語＋動詞＋目的語] のうち、主語＋動詞＋
 { 名詞
代名詞
動名詞
to 不定詞
that で始まる節 }

➤ [主語＋動詞＋間接目的語＋直接目的語] のうち、主語＋動詞＋間接目的語＋
 { 名詞
代名詞 }

➤ There + be 動詞＋～

○代名詞

➤ 人称や指示、疑問、数量を表すもの

○接続詞

○助動詞

○動詞の時制及び相など

➤ 現在形、過去形、現在進行形、過去進行形及び助動詞などを用いた未来表現

○to 不定詞

○動名詞

○have to, don't have to

○感嘆文

○語句に関するもの

➤ 月 (January～December) 12 語

➤ 曜日 (Monday～Sunday) 7 語

➤ 序数 (first～thirteenth) 13 語

➤ 色 (color; black, blue, green, red, yellow, white, orange, purple) 9 語

➤ 場所 (house, library, park, school, station, bookstore, convenience store, hospital, police station, post office, restaurant, swimming pool, zoo, lake, mountain, river, sea) 17 語

➤ 食べ物 (apple, banana, cherry, lemon, tomato, bread, curry and rice, pizza, rice, salad, sandwich, coffee, cake, ice cream)

14 語

➤ スポーツ (badminton, baseball, basketball, soccer, swimming, volleyball) 6 語

➤ 身のまわりの物 (chair, desk, hat, pencil, table, umbrella) 6 語

➤ 動物 (bear, cat, dog, fish, horse, monkey, panda, rabbit, tiger) 9 語

➤ 職業 (astronaut, baker, comedian, dentist, doctor, pilot, police officer, singer, teacher, vet) 10 語

○音声に関するもの

◆中学校第3学年

【国語】（領域等別出題範囲）

以下は、学習指導要領記載の内容項目

知識及び技能	思考力、判断力、表現力等		
	A 話すこと・聞くこと	B 書くこと	C 読むこと
<p>中学校第1学年</p> <p>(1) 言葉の特徴や使い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>アイウエオ</p> <p>(2) 話や文章に含まれている情報の扱い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>アイ</p> <p>(3) 我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>アイウエ (7) (4) オ</p> <p>中学校第2学年</p> <p>(1) 言葉の特徴や使い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>アイウエオカ</p> <p>(2) 話や文章に含まれている情報の扱い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>アイ</p> <p>(3) 我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>アイウ (7) (4) エ</p> <p>中学校第3学年</p> <p>(1) 言葉の特徴や使い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>アイ</p> <p>(2) 話や文章に含まれている情報の扱い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア</p>	<p>中学校第1学年</p> <p>(1) 話すこと・聞くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>アイウエオ</p> <p>(2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。</p> <p>アイ</p> <p>中学校第2学年</p> <p>(1) 話すこと・聞くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>アイウエオ</p> <p>(2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。</p> <p>アイ</p>	<p>中学校第1学年</p> <p>(1) 書くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>アイウエオ</p> <p>(2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。</p> <p>アイウ</p> <p>中学校第2学年</p> <p>(1) 書くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>アイウエオ</p> <p>(2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。</p> <p>アイウ</p>	<p>中学校第1学年</p> <p>(1) 読むことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>アイウエオ</p> <p>(2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。</p> <p>アイウ</p> <p>中学校第2学年</p> <p>(1) 読むことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>アイウエオ</p> <p>(2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。</p> <p>アイウ</p> <p>中学校第3学年</p> <p>(1) 読むことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>アイウエ</p> <p>(2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。</p> <p>アイ</p>

《取り扱う題材》

- 漢字の読み・書き、言葉の特徴やきまりに関するもの
- 書写
- 文学的な文章、説明的な文章
- 児童・生徒の作文、発表原稿などの成果物、その他図表等を含むさまざまな種類の資料
- 古典、その他複数の題材を関連付けたもの

【社会】（分野別出題範囲）

以下は、学習指導要領記載の内容項目

地理的分野	歴史的分野
<p>A 世界と日本の地域構成 (1) 地域構成 ア(7)(1) イ(7)(1)</p> <p>B 世界の様々な地域 (1) 世界各地の人々の生活と環境 ア(7)(1) イ(7)</p> <p> (2) 世界の諸地域 ア(7)(1) イ(7)</p> <p>C 日本の様々な地域 (1) 地域調査の手法 ア(7)(1) イ(7)</p> <p> (2) 日本の地域的特色と地域区分 ア(7)(1)(ウ)(エ)(オ)(カ) イ(7)(1)</p> <p> (3) 日本の諸地域 ア(7)(1) イ(7)</p> <p> (4) 地域の在り方 ア(7)(1) イ(7)</p>	<p>A 歴史との対話 (1) 私たちと歴史 ア(7)(1) イ(7)</p> <p> (2) 身近な地域の歴史 ア(7) イ(7)</p> <p>B 近世までの日本とアジア (1) 古代までの日本 ア(7)(1)(ウ)(エ) イ(7)(1)</p> <p> (2) 中世の日本 ア(7)(1)(ウ) イ(7)(1)</p> <p> (3) 近世の日本 ア(7)(1)(ウ)(エ) イ(7)(1)</p> <p>C 近現代の日本と世界 (1) 近代の日本と世界 ア(7)(1)(ウ)(エ)(オ)(カ) イ(7)(1)</p> <p> (2) 現代の日本と世界 ア(7)(1) イ(7)(1)(ウ)</p>

【数学】（領域等別出題範囲）

以下は、学習指導要領記載の内容項目

A 数と式	B 図形	C 関数	D データの活用
<p>中学校第1学年</p> <p>(1)アイ 【正の数と負の数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要性と意味 ・四則計算 ・表現、処理 ・四則計算の方法の考察、表現 ・具体的な場面での活用 <p>(2)アイ 【文字を用いた式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要性と意味 ・乗法と除法の表し方 ・一次式の加法と減法 ・表現、読み取り ・計算の方法の考察、表現 <p>(3)アイ 【一元一次方程式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要性と意味 ・文字や解の意味 ・方程式を解く ・解く方法の考察、表現 ・具体的な場面での活用 <p>中学校第2学年</p> <p>(1)アイ 【文字を用いた式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整式の加法、減法 ・単項式の乗法、除法 ・表現、読み取り ・文字を用いた式での説明 ・式の変形 ・計算の方法の考察、表現 ・具体的な場面での活用 <p>(2)アイ 【連立二元一次方程式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解の意味 ・必要性と意味 ・方程式を解く ・解く方法の考察、表現 ・具体的な場面での活用 <p>中学校第3学年</p> <p>(1)アイ 【正の数の平方根】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要性と意味 ・平方根を含む式の計算 ・表現、処理 ・計算の方法の考察、表現 ・具体的な場面での活用 <p>(2)アイ 【簡単な多項式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単項式と多項式の乗除 ・式の展開と因数分解 ・展開や因数分解をする方法の考察、表現 ・文字式を用いた説明 	<p>中学校第1学年</p> <p>(1)アイ 【平面図形】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な作図 ・平行移動、対称移動及び回転移動 ・作図の方法の考察、表現 ・図形の関係の考察、表現 ・具体的な場面での活用 <p>(2)アイ 【空間図形】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直線や平面の位置関係 ・図形の計量 ・平面図形の運動による構成 ・空間図形の平面上への表現と読み取り ・表面積や体積の求め方の考察、表現 <p>中学校第2学年</p> <p>(1)アイ 【基本的な平面図形の性質】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平行線や角の性質 ・多角形の角の性質 ・平面図形の性質と説明 <p>(2)アイ 【図形の合同】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合同の意味 ・三角形の合同条件 ・証明の必要性、意味、方法 ・三角形と平行四辺形の性質及び証明 ・具体的な場面での活用 	<p>中学校第1学年</p> <p>(1)アイ 【比例、反比例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関数関係の意味 ・比例、反比例の関係 ・座標の意味 ・比例、反比例の表現 ・二つの数量の変化や対応の特徴 ・具体的な事象の考察、表現 <p>中学校第2学年</p> <p>(1)アイ 【一次関数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一次関数の理解 ・事象と一次関数 ・二元一次方程式 ・変化や対応の特徴を考察、表現 ・具体的な事象の考察、表現 	<p>中学校第1学年</p> <p>(1)アイ 【データの分布】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒストグラムの必要性と意味 ・表やグラフに整理 ・傾向を読み取り考察、判断 <p>(2)アイ 【不確定な事象の起こりやすさ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確率の必要性と意味 ・傾向を読み取り表現 <p>中学校第2学年</p> <p>(1)アイ 【データの分布】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四分位範囲や箱ひげ図の必要性と意味 ・箱ひげ図で表す ・傾向を読み取り考察、判断 <p>(2)アイ 【不確定な事象の起こりやすさ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場合の数を基にした確率の必要性と意味 ・確率を求める ・確率の求め方の考察、表現 ・不確かな事象の考察、表現

※ 「A 数と式」のうち『誤差』と『 $a \times 10^n$ の形の表現』については出題範囲から除く。

【理科】(分野別出題範囲)

※各学校は、自校の学習進度等に応じて、下記の2種類(「A問題」「B問題」)から選択する。

◇A問題

以下は、学習指導要領記載の内容項目

第1分野		第2分野	
「エネルギー」	「粒子」	「生命」	「地球」
(1) 身近な物理現象 ア (7) 光と音 (4) 力の働き イ (3) 電流とその利用 ア (7) 電流 (4) 電流と磁界 イ	(2) 身の回りの物質 ア (7) 物質のすがた (4) 水溶液 (5) 状態変化 イ (4) 化学変化と原子・分子 ア (7) 物質の成り立ち (4) 化学変化 (5) 化学変化と物質の質量 イ (6) 化学変化とイオン ア (7) 水溶液とイオン (4) 化学変化と電池 イ	(1) いろいろな生物とその共通点 ア (7) 生物の観察と分類の仕方 (4) 生物の体の共通点と相違点 イ (3) 生物の体のつくりと働き ア (7) 生物と細胞 (4) 植物の体のつくりと働き (5) 動物の体のつくりと働き イ (5) 生命の連続性 ア (7) 生物の成長と殖え方 ㊦ 細胞分裂と生物の成長 イ	(2) 大地の成り立ちと変化 ア (7) 身近な地形や地層、岩石の観察 (4) 地層の重なりと過去の様子 (5) 火山と地震 (イ) 自然の恵みと火山災害・地震災害 イ (4) 気象とその変化 ア (7) 気象観測 (4) 天気の変化 (5) 日本の気象 (イ) 自然の恵みと気象災害 イ

◇B問題

以下は、学習指導要領記載の内容項目

第1分野		第2分野	
「エネルギー」	「粒子」	「生命」	「地球」
(1) 身近な物理現象 ア (7) 光と音 (4) 力の働き イ (3) 電流とその利用 ア (7) 電流 (4) 電流と磁界 イ	(2) 身の回りの物質 ア (7) 物質のすがた (4) 水溶液 (5) 状態変化 イ (4) 化学変化と原子・分子 ア (7) 物質の成り立ち (4) 化学変化 (5) 化学変化と物質の質量 イ (6) 化学変化とイオン ア (7) 水溶液とイオン ㊦ 原子の成り立ちとイオン イ	(1) いろいろな生物とその共通点 ア (7) 生物の観察と分類の仕方 (4) 生物の体の共通点と相違点 イ (3) 生物の体のつくりと働き ア (7) 生物と細胞 (4) 植物の体のつくりと働き (5) 動物の体のつくりと働き イ (5) 生命の連続性 ア (7) 生物の成長と殖え方 (4) 遺伝の規則性と遺伝子 (5) 生物の種類の多様性と進化 イ	(2) 大地の成り立ちと変化 ア (7) 身近な地形や地層、岩石の観察 (4) 地層の重なりと過去の様子 (5) 火山と地震 (イ) 自然の恵みと火山災害・地震災害 イ (4) 気象とその変化 ア (7) 気象観測 (4) 天気の変化 (5) 日本の気象 (イ) 自然の恵みと気象災害 イ

【英語】（領域別出題範囲）

以下は、学習指導要領記載の内容項目

(1) 聞くこと	(2) 読むこと	(3) 話すこと[やり取り]	(4) 話すこと[発表]	(5) 書くこと
アイウ	アイウ	—	—	アイウ

《取り扱う言語材料》

○重文、複文

○疑問文のうち、助動詞（may, will など）で始まるもの、or を含むもの及び疑問詞（how, what, when, where, which, who, whose, why）で始まるもの

○文構造

➢ [主語+動詞]

➢ [主語+動詞+補語]のうち、主語+be 動詞+ $\left\{ \begin{array}{l} \text{名詞} \\ \text{代名詞} \\ \text{形容詞} \\ \text{to 不定詞} \end{array} \right\}$ 、主語+be 動詞以外の動詞+ $\left\{ \begin{array}{l} \text{名詞} \\ \text{形容詞} \end{array} \right\}$

➢ [主語+動詞+目的語]のうち、主語+動詞+ $\left\{ \begin{array}{l} \text{名詞} \\ \text{代名詞} \\ \text{動名詞} \\ \text{to 不定詞} \\ \text{that で始まる節} \end{array} \right\}$

➢ [主語+動詞+間接目的語+直接目的語]のうち、主語+動詞+間接目的語+ $\left\{ \begin{array}{l} \text{名詞} \\ \text{代名詞} \end{array} \right\}$

➢ [主語+動詞+目的語+補語]のうち、主語+動詞+目的語+ $\left\{ \begin{array}{l} \text{名詞} \\ \text{形容詞} \end{array} \right\}$

➢ There + be 動詞 + ~

➢ It + be 動詞 + ~ (+ for ...) + to 不定詞

○代名詞

➢ 人称や指示、疑問、数量を表すもの

○接続詞

○助動詞

○動詞の時制及び相など

➢ 現在形や過去形、現在進行形、過去進行形、現在完了形、現在完了進行形、助動詞などを用いた未来表現

○形容詞や副詞を用いた比較表現

○to 不定詞

○動名詞

○受け身

○感嘆文

○語句に関するもの

➢ 月 (January~December) 12 語

➢ 曜日 (Monday~Sunday) 7 語

➢ 序数 (first~thirteenth) 13 語

➢ 色 (color; black, blue, green, red, yellow, white, orange, purple) 9 語

➢ 場所 (house, library, park, school, station, bookstore, convenience store, hospital, police station, post office, restaurant, swimming pool, zoo, lake, mountain, river, sea) 17 語

➢ 食べ物 (apple, banana, cherry, lemon, tomato, bread, curry and rice, pizza, rice, salad, sandwich, coffee, cake, ice cream)

14 語

➢ スポーツ (badminton, baseball, basketball, soccer, swimming, volleyball) 6 語

➢ 身のまわりの物 (chair, desk, hat, pencil, table, umbrella) 6 語

➢ 動物 (bear, cat, dog, fish, horse, monkey, panda, rabbit, tiger) 9 語

➢ 職業 (astronaut, baker, comedian, dentist, doctor, pilot, police officer, singer, teacher, vet) 10 語

○音声に関するもの

令和8年度 中学生チャレンジテスト 第1学年・第2学年 実施スケジュール

年	月	内 容
令和 8年	4月	
	5月	
	6月	ID・PW 通知書の送付 学校基本情報の確認 周知用リーフレットの配送
	7月	抽出校の指定 生徒アンケート接続テスト
	8月	
	9月	
	10月	学校基本情報の再確認
	11月	実施マニュアル等の配送
	12月	
令和 9年	1月	問題等の配送 (12日) テスト実施 (13日) アンケート実施期間 (13日～20日) 解答用紙の回収 (14日) 後日実施の回収 (21日)
	2月	テスト結果の提供・「府全体の評定平均」の提示
	3月	

令和8年度 中学生チャレンジテスト 第3学年 実施スケジュール

年	月	内 容
令和 8年	4月	
	5月	
	6月	ID・PW 通知書の送付 学校基本情報の確認 周知用リーフレットの配送
	7月	実施マニュアル等の配送 学校基本情報の再確認 生徒アンケート接続テスト
	8月	
	9月	問題等の配送（1日） テスト実施（2日） アンケート実施期間（2日～9日） 解答用紙の回収（3日） 後日実施の回収（10日）
	10月	テスト結果の提供・「府全体の評定平均」の提示
	11月	
	12月	
令和 9年	1月	
	2月	
	3月	

大東市教育大綱

令和7年度版

実施計画取組状況

令和7年度 大東市教育大綱実施計画 取組状況

重点項目	重点Ⅰ 学力の向上				
重点項目達成のための主な取組み	令和7年度取組目標 (P)	令和7年度取組内容 (D)	○成果・●課題 (C)	◎改善(次年度取組むべき課題) (A)	担当
Ⅰ 学力向上の推進と学習習慣の定着	<p>◎全国学力・学習状況調査の標準化得点について、100をめざす。 [R6] 【小】97(国)・99(算) 【中】98(国)・97(数)</p> <p>◎全国・学力学習状況調査の無解答率(全国平均との差)を小・中学校ともに1以下を維持する。 [R6] 【小】1以下:0.35 【中】1以下:0.8</p> <p>【上記の目標を達成するための個別の目標】</p> <p>①「だいつ教育ビジョン2025」を活用し、日常的に自身の授業を振り返ることで本市のめざす授業づくりをより一層推進していく。各校で実施する授業改善研究会や学力向上担当者研修等を活用し、授業づくりに係る好事例の共有、国や府からの伝達、発信を行う。</p> <p>②学校司書を効果的に活用して、各学校の読書活動を進めることで、言語活動の推進を図る。加えて、大東市小中学生弁論大会や「図書館を使った調べる学習コンクール」を通じて、自分の意見を相手に伝える経験を積ませていく。</p> <p>③デジタルドリルの活用率の向上策や効果的な活用方法を研究、実践することで、令和6年度の実績以上の活用を進める。 (1週間あたりの活用率 【小】【中】50%以上)</p>	<p>◎無解答率については、「わかる授業」を積み重ねることで現状を維持しつつ、より一層の向上をめざす。それにより学習への意欲を高めるとともに、確かな学力を育む実践が行えるよう支援することで、全国学力・学習状況調査の結果に繋げていく。</p> <p>①大東教員スキルアップ講座(年間24回計画)のうち、学力向上担当者研修を8回実施する。市内の学力向上担当者を中心に据え、それぞれが協同することで各校の好事例の共有を促進する。加えて、「全国学力・学習状況調査の分析報告」を、教頭・主任会でも伝達し、各校の組織的な学力向上の取組みが一層推進されるよう支援する。</p> <p>②言語活動推進のために学校司書を効果的に活用し、市立図書館と連携した取組みや出前授業の開催を促進することで読書センターとしての機能を充実させる。加えて大東市小中学生弁論大会や「図書館を使った調べる学習コンクール」への参加を一層促す。</p> <p>③デジタルドリルについては、研修の実施と好事例の横展開により、活用率を高める。</p>	<p>◎全国・学力学習状況調査において標準化得点が提供されなくなったため、標準化得点については不明ではあるが、平均正答率は全国を下回っていることから、達成には至っていない。</p> <p>●平均正答率の全国との差 【小】3.8(国)・3.0(算) 【中】2.3(国)・7.3(数)</p> <p>◎無解答率(全国平均との差)については、目標を達成している。 ○目標値:R6→R7 【小】1以下:0.35→0.0 【中】1以下:0.8→1.0</p> <p>①大東教員スキルアップ講座(24回実施) ○大東教員スキルアップ講座のうち、学力向上担当者研修では、毎回「だいつ教育ビジョン2025」について取り上げ、本市のめざす授業づくりについて示すことができた。 ○全国学力・学習状況調査結果を基にした講座を実施し、本市の課題等と授業改善をつなげる機会を創出できた。 ●多岐にわたるテーマで実施したため、市内の学力課題に正対した内容での実施は12回となった。</p> <p>②言語活動の推進 ○学校司書連絡会を市立図書館の司書とともに7回実施し、連携した取組みを促進できた。 ○「図書館を使った調べる学習コンクール」への応募が市内全校からあり、総数は1,500点以上となった。 (大阪府1位) ●様々に実施されている言語活動を確かな学力へと結び付け、児童・生徒の学びの手応えとしていく必要がある。</p> <p>③○デジタルドリルについては、先進校での活用率がさらに向上するとともに、各校間の差も縮まり、1週間あたりの全体平均活用率が向上した。 ※1週間あたりの活用率【小】56.1%【中】45.4%(R8.1月)</p>	<p>◎全国学力・学習状況調査の平均正答率について、全国との差を令和7年度より縮める。 ◎全国・学力学習状況調査の無解答率(全国平均との差)を小・中学校ともに1以下を維持する。</p> <p>①大東教員スキルアップ講座において、市内学力課題に正対した内容を踏まえた研修を、15回以上実施する。</p> <p>②学校司書と連携した「図書館を使った調べる学習コンクール」や、大東市小中学生弁論大会への参加を通じて、「学習したことについて、分からないことがあるときは、調べたり、人に聞くなどして、自分でわかるまで学習している」に対する肯定的回答85%以上【R7 81.2%】及び「自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表している」に対する肯定的回答72%以上【R7 67.3%】をめざす。</p> <p>③デジタルドリルの活用率のさらなる向上とともに、1人あたり平均解答数の向上も図る。 ※1週間あたりの活用率【小】65%【中】60% 1人あたりの月平均解答数 【小】300 【中】280</p>	教育研究所・ICT教育戦略課

重点項目	重点Ⅰ 学力の向上				
重点項目達成のための主な取組み	令和7年度取組目標 (P)	令和7年度取組内容 (D)	○成果・●課題 (C)	◎改善(次年度取組むべき課題) (A)	担当
2 魅力あふれる教職員による授業改善のための研究体制の構築	<p>◎「だいたい教育ビジョン2025」を効果的に活用し、めざす子どもの姿や現在の子どもを基にした教育実践を行う。指導主事による日常的な指導や助言によって、授業改善をすすめていく。</p> <p>①②大東市教育研究フォーラム、大東教員スキルアップ講座、各種法定研修等を計画し、年間を通じて教職員が学び続けることができるように支援する。</p> <p>③「教育専門監」として指導主事を各校へ派遣し、子どもたちが協同的に学ぶことができるよう単元を通じた授業づくりについて指導・助言する。</p>	<p>①大東市教育研究フォーラムの実施(7/30) 教職員と保護者、市民の方が一堂に会することで、大東市の教育について理解を深める場とする。また、教職員の学びのニーズに応じた講師を招聘することで、これまでの教育実践を振り返るとともに、これからの教育実践へと効果的につなげる。</p> <p>②「だいたい教育ビジョン2025」を活用し、教職員が計画的かつ日常的に自身の教育実践について振り返ることができるよう促す。また、その振り返った内容について、大東教員スキルアップ講座等を通して好事例を横展開する。</p> <p>③学校からの活用計画書をもとに、派遣計画を立てる。確かな学力の定着に向け、計画的かつ継続的に支援を行うことで教職員の授業力向上を図る。</p>	<p>①大東市教育研究フォーラム ○参加者アンケート講演内容等に関する肯定的回答が90.3%であったことから、大東市の現状や課題に正対した内容であったと言える。</p> <p>②だいたい教育ビジョン2025 ○校長会および教頭・主任会に加え、学力向上担当者会でも発信を継続して行ったことが、マイポートフォリオ実践記録シートの投稿につながっている。 ●内容の発信に加え、その理念を体現した実践へと結びつけていくことが求められる。</p> <p>③「教育専門監」学校派遣事業について、概ね達成できた。 ○本年度実績 【小学校】7校【中学校】4校 ○学校のニーズを基に事前に打ち合わせを行うことで、実施校の課題に正対した内容の支援を行うことができた。 ●授業力向上を、子どもたちの確かな学力の向上へと、ていねいに結びつけていく必要がある。</p>	<p>◎「だいたい教育ビジョン2025」マイポートフォリオ実践記録シートへの投稿数1,500件および閲覧数3,000回以上をめざす。そのために、投稿された実践の収集および整理等を行い、中学校区ごとにまとめるなどしたものを学期ごとに学校園へ発信する。</p> <p>①大東市教育研究フォーラム参加者アンケートにおける講演内容等に関する肯定的回答について、90%以上を維持する。</p> <p>②「教育専門監」実施校の課題に正対した内容についての児童・生徒対象アンケート調査において、実施前後での肯定的回答の増加割合が平均5ポイント以上となることをめざす。</p>	教育研究所
3 体力・運動能力の向上	<p>◎目標【運動に対する意欲と能力の向上】</p> <p>①「全国体力・運動能力、運動習慣等調査(小5・中2)」における「運動やスポーツをすることは好きですか」の肯定的回答で大阪府の平均値を上回る。 ★R6結果 小学校男子 -2.7ポイント 小学校女子 -5.4ポイント 中学校男子 +0.5ポイント 中学校女子 -2.1ポイント</p> <p>②「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における体力合計点(T得点・偏差値)について、前年度の数値を上回る。 ★R6結果 小学校男子 49.3 小学校女子 47.8 中学校男子 47.7 中学校女子 47.4</p> <p>③今後の活動拡大も視野に入れ、休日の学校運動部活動の地域移行種目(剣道・水泳・バスケスクール)について、参加者アンケートでの活動に対する肯定的回答率90%以上を維持する。 ★R6結果 90%</p>	<p>①めっちゃMORIスポーツテストの結果を踏まえて、各校における子どもたちの課題について現状分析を行い、実態に応じた体力づくり推進計画(アクションプラン)を作成し、体育の授業の中で学び合いなどを取り入れ、各校がPDCAサイクルを回していくことができるように助言・発信する。</p> <p>②めっちゃMORIスポーツシステムのMy運動遊びの活用を推奨するなど、ICTを活用した子どもの体力向上に取り組む。</p> <p>③部活動地域移行コーディネーターを中心に、活動内容の充実と指導者・保護者間の連絡体制整備を図る。</p>	<p>①「運動やスポーツをすることは好きですか」の質問に対する肯定的回答 ○中学校は男女ともに府平均を上回った。 ●小学校は男女ともに府平均を下回った。 小学校男子-1.7ポイント 小学校女子-1.1ポイント 中学校男子+1.1ポイント 中学校女子+0.4ポイント ○工夫してスポーツを楽しめるような仕掛けを準備する等の授業改善が進んだ。</p> <p>②体力合計点 T得点(偏差値) 小5男子 50.1↑(R6 49.3) 小5女子 47.2↓(R6 47.8) 中2男子 49.3↑(R6 47.7) 中2女子 49.8↑(R6 47.4) ○小学校男子3項目、小学校女子2項目、中学校男子5項目、中学校女子4項目で大阪府の平均を上回った。(全8項目)</p> <p>③○地域移行部活動の満足度アンケートにおいて、保護者・参加生徒ともに90%以上の肯定的回答を得られた。 ●連絡アプリの活用や指導者・事務局との連携について、さらに改善が必要である。</p>	<p>①「全国体力・運動能力、運動習慣等調査(小5・中2)」における「運動やスポーツをすることは好きですか」の肯定的回答で大阪府の平均値を上回る。 ★R7結果 小学校男子 -1.7ポイント 小学校女子 -1.1ポイント 中学校男子 +1.1ポイント 中学校女子 +0.4ポイント</p> <p>②「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における体力合計点(T得点・偏差値)について、前年度の数値を上回る。 ★R7結果 小5男子 50.1 小5女子 47.2 中2男子 49.3 中2女子 49.8</p> <p>③地域移行から地域展開になることも視野に入れ、地域クラブ全種目において、参加者アンケートでの活動・運営に対する肯定的回答率90%以上を維持する。</p>	指導・人権教育課

重点項目	重点Ⅰ 学力の向上				
重点項目達成のための主な取組み	令和7年度取組目標 (P)	令和7年度取組内容 (D)	○成果・●課題 (C)	◎改善(次年度取組むべき課題) (A)	担当
4 小学校からの英語教育の推進と中学校英語教育の充実	<p>◎目標【生きて使える英語力の習得】</p> <p>①CEFR:A1(英検3級相当)以上の英語力を有すると思われる中学3年生の割合、50%以上をめざす。 ★R6結果 44.2%</p> <p>②「Daito English Trial」の合格率45%以上をめざす。 ★R6結果 42.4%</p> <p>③小学校段階での「話す」「聞く」活動の充実を図り、小学3～6年生に対するアンケート項目「外国の人と英語で話したいと思う」の肯定的回答80%以上をめざす。 ★R6結果 72.4%</p>	<p>①小学校外国語専科、小中連携教科指導、英語コーディネーターの各英語加配教員を中心に、アンケートによる研修満足度80%以上となるよう、英語教育の推進及び充実をねらいとした英語教育推進研修を実施する。各中学校区での実践を共有し合う「インタラクティブシート」を作成する。学習指導要領に準拠した授業の改善点等を明確化・視覚化した上で周知し、外国語指導力向上研修「Deep+ (ディープラス)」の実施や大東市立学校AET活用促進制度「ActAET!」の積極的な活用を促す。</p> <p>②中学生を対象に、大東市版英語検定「Daito English Trial」を実施し、英検S-CBTの受検料を助成する。(その際、手続の周知方法を工夫する)</p> <p>③全校への学校訪問(授業見学)を1学期の早い段階に実施し、AET活用促進の希望や外国語教育推進に向けた各校の取組みについてヒアリング及び授業見学を行う。</p>	<p>①○CEFR:A1(英検3級相当)以上の英語力を有すると思われる中学3年生の割合は49.7%だった。 ○英語教育推進研修等において、国・府の施策や情報を迅速に伝達できた。 ○英語コーディネーターや10名のAET、さらに各校の英語担当教員と連携して教員の指導力向上と授業改善につなげることができた。 ●より効果的な小中連携をめざし、年度当初からの計画的なスケジュール調整が課題である。</p> <p>②●「Daito English Trial」の合格率は38.8%だった。「Daito English Trial」Step検定の受検者数は246人だった。 ●「Daito English Trial」全体の流れについて、さらにわかりやすく周知する必要がある。</p> <p>③●小学3～6年生に対するアンケート項目「外国の人と英語で話したいと思う」の肯定的回答割合は67.7%だった。</p>	<p>①CEFR:A1(英検3級相当)以上の英語力を有すると思われる中学3年生の割合、55%以上をめざす。</p> <p>②「Daito English Trial」セカンドステージの受検者数300人以上をめざす。</p> <p>③小学3～6年生に対するアンケート項目「外国の人と英語で話したいと思う」の肯定的回答85%以上をめざす。</p>	指導・人権教育課
5 ICTを活用した教育の推進	<p>①「TSP」の活用や学校訪問により各校のICT活用例の横展開を図り、各校において、子どもたちが自己調整しながら、主体的に学習に取り組む授業づくりを実践する。</p> <p>※ICTを活用することで自分のペースで理解しながら学習を進めることができると思う児童生徒の割合 【R7目標】小学校85.5% 中学校85.5%</p> <p>②教職員用端末および校務ネットワークの更新時に、教職員端末の利便性の向上や周辺機器の整備を行うとともに、環境を活かした校務DXやペーパーレス化等のソフト面での取組みを推進する。</p> <p>③情報担当者研修会や希望者対象の学習会を継続実施し、ICTの活用ありきではなく、効果的な場面で活用される授業づくりの研究を進め、ICT活用指導力の向上を図る。</p> <p>※文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」におけるICT活用指導力の数値 【R7目標】88.0%</p>	<p>①「TSP」については、教育委員会からの連絡事項と、教員間もしくは教員と教員委員会間との情報共有等、ジャンルを絞った簡素な構成にすることにより、より多くの教員が日常的に使用できるものに変更する。 各校につき年2回以上、学校訪問やオンライン等による情報共有の場を設定し、学校の状況把握、困りごとへの対応、好事例の状況提供を行う。 各校への訪問に関して、今年度は教職員端末と児童生徒用端末の更新を行ったため、それぞれの導入当初に1回ずつ訪問するとともに、各校の公開授業の参観や学校からの要請に応じた訪問等を実施した。</p> <p>②教職員用端末の校外への持ち出しを可能とし、教育委員会が主催する研修や会議でのペーパーレス化を進め、さらには各校間での活用を広げる。 携帯モバイルを活用した情報共有の効率化を進める。</p> <p>③情報担当者研修会では、計画どおり5回開催し、「情報モラル教育」や「GIGAスクール第2期」に向けた研修や本市モデル校の公開授業の参観を行った。 希望者対象学習会は、1人1台端末を自己調整しながら主体的に活用する授業づくりの研究を行った。</p> <p>・情報教育担当者研修会 5回 ・その他の支援(学習会等) 22回</p>	<p>①「TSP」については、従来の教科ごとの並びからジャンルごとの項目建てに変更したことにより、幅広いテーマの情報を掲載できるようになった。 ●各校、各教員で授業改善の実践が進んでいる一方で、その好事例が他校へ普及しきれていない。 ※ICTを活用することで自分のペースで理解しながら学習を進めることができると思う児童生徒の割合 【R7実績】小学校79.1% *中学校についてはランダム方式で調査が実施されており、学校・教育委員会ごとの集計・返却は行われていないため数値未記載。</p> <p>②●教職員用端末の校外への持ち出しにより、研修や学校間での会議で端末を持参する教員の姿が多く見られたものの、プリント枚数の明確な減少や校務DXにつながるまでの変化には至っていない。 ○携帯モバイルについては、通話やカメラ機能として広く活用され、利便性は大きく向上したが、さらなる業務改善につながる使い方の検討が必要である。</p> <p>③○各研修会や教員間の交流により習得した好事例等を本校で展開することにより、各校におけるICTを活用した授業づくりが進んだ。 ※ICT活用指導力【R7実績】87.1%(R7.12月)</p>	<p>①「TSP」をはじめとして、様々な媒体で各校への好事例の横展開を図り、市域全体として1人1台端末を主体的に活用する授業づくりを推進する。</p> <p>※1人1台端末をほぼ毎日、複数の授業で活用したと回答した児童生徒数 【R7実績】小学校20.0% 中学校27.1% 【R8目標】小学校24.5% 中学校29.5%</p> <p>②令和7年度に導入した携帯モバイルや生成AIの活用に取り組み、校務DXを推進する。</p> <p>③情報担当者研修会を中心に、他校の好事例の横展開と校務DXの共有を進め、さらなる教員のICT活用指導力の向上を図る。 ※ICT活用指導力【R8目標】88.5%</p>	ICT教育戦略課

令和7年度 大東市教育大綱実施計画 取組状況

重点項目	重点2 安全・安心な教育環境の推奨				
重点項目達成のための主な取組み	令和7年度取組目標 (P)	令和7年度取組内容 (D)	○成果・●課題 (C)	◎改善(次年度取組むべき課題) (A)	担当
いじめ見逃しゼロ宣言	<p>◎目標【子どもたちの安心・安全な学校生活環境の保障】</p> <p>①いじめの積極的認知を進め、小学校1,700件、中学校200件を上回るために、アンケート以外にも日常の児童生徒との関係性づくりや二者懇談の実施等について指導・助言を行う。 ★R6結果 小学校 1,720件 中学校 212件</p> <p>②いじめのその後(いじめの解消率)にこだわり、いじめ解消率について小学校85%、中学校90%を上回るために、事案の経過やその後の様子について、各校と情報連携を密に行う。新たにスクールロイヤー活用事業をスタートさせ、専門家を交えたケース会議を行うことで、個に応じた多面的な支援方法を検討し、対応するよう助言を行う。 ★R6結果 小学校 76.1% 中学校 69.8%</p> <p>③2学期に実施する学校あんしん生活アンケートを確実に回収し、小学校99%、中学校97%を上回る。長期欠席の児童生徒の状況把握が漏れることのないよう、家庭訪問等でアンケートの代替を検討する。 ★R6結果 小学校98.1% 中学校95.5%</p>	<p>①アンケートで発見したいじめ事案について、被害側児童生徒に対し複数人で丁寧に状況等を聞き取り、その内容を学年や学校で共有し、見守りを続けるよう指導する。 「いじめ防止対策推進法」に定義されているいじめについて、児童生徒だけでなく保護者にも正しい理解を促す。 いじめの重大事態につながる可能性がある事案については、学校からの詳細報告を求め、初動対応の時点から組織的に対応を進める。</p> <p>②犯罪の低年齢化に伴う問題行動の未然防止に努めるため、教育アドバイザー(警察OB)による非行防止教室の回数を増やすとともに、定期的な学校訪問において、いじめの早期発見や適切な対応について助言する。 そもそもいじめを許さない雰囲気づくり(発達支持的生徒指導)の考え方について、教職員の正しい理解を促進し、集団づくりや道徳教育、人権教育の充実を図る。 近年急増しているネットトラブルの対応として、枚方少年サポートセンターや四條畷警察の防犯教室の積極的な実施と、関係機関とのスピーディーな連携を図る。 専門家連携の中でも、スクールロイヤーには積極的にケース会議への参加を依頼し、「いじめ予防授業」も実施し、学校において児童生徒に直接いじめをテーマに講義する「いじめ予防授業」を実施する。</p> <p>③各校における職員研修等において、いじめ認知の具体策について学ぶことができるよう、市教委主催(年間3回)のいじめ対応担当教員連絡会で指導・助言を行う。</p>	<p>①○令和7年12月末時点のいじめ認知件数は小学校が1,240件、(昨年同時期1,345件)、中学校が209件(昨年同時期189件)と昨年度に比べ小学校では減少し、中学校ではやや増加している。継続して積極的認知を進めている。 ●アンケートによるいじめ認知について、小学校は79.7%(府52.8%)、中学校が58.4%(府18.0%)となっており、全国や府と比べて非常に高い傾向にあるが、昨年度に比べるとアンケート以外でのいじめ認知が増えている。引き続き、日々子どもたちとのかかわりや二者懇談等で児童生徒に丁寧に聞き取る取組みを広げることが必要である。</p> <p>②○2名の教育アドバイザー(警察OB)による定期的な学校訪問は、昨年度と同様に300回を超えた。加えて、事案発生時の緊急訪問回数や学校の来庁による相談件数も増えている。その結果、各校で抱えているいじめ事案の早期解決や適切な対応について助言することができた。 ○スクールロイヤーの活用により、いじめの重大事態につながりかねない事案を複数件、解消傾向とすることができた。今後も、初期段階からのいじめの未然防止、予防に努めていく。 ●SCやSSWの積極的かつ効果的な活用が浸透しつつあるものの、すべてのケースで迅速な活用はできていない。担当者連絡会等を通じて専門家連携を早期に促す必要がある。 ★R7.12月末 小学校49.0% 中学校48.3%</p> <p>③○研修等での指導・助言を行ったことにより、アンケート回収率は中学校で昨年度より約1%上昇した。 ★R7 小学校98.0% 中学校96.1%</p>	<p>①いじめの積極的認知をすすめる、小学校1,200件、中学校200件を上回るために、アンケート以外にも日常の児童生徒との関係性づくりや二者懇談の実施等について、各校での実践等の共有や指導・助言を行う。</p> <p>②いじめのその後(いじめの解消率)にこだわり、年度末時点でのいじめの解消率について、小学校85%、中学校90%を上回るために、事案の経過やその後の様子について、各校と情報連携を密に図る。 解消につながらないケースについては、スクールロイヤー等の専門家を活用し、ケース会議を実施して個に応じた多面的な支援方法を検討・対応するよう助言を行う。</p> <p>③2学期に実施する学校あんしん生活アンケートを確実に回収し、小学校99%、中学校99%を上回る。長期欠席の児童生徒が増加していることから、学校での実施以外の方法や実施期間の見直しを検討する。</p>	指導・人権教育課

重点項目	重点2 安全・安心な教育環境の推奨				
重点項目達成のための主な取組み	令和7年度取組目標 (P)	令和7年度取組内容 (D)	○成果・●課題 (C)	◎改善 (次年度取組むべき課題) (A)	担当
2 不登校の未然防止、学びの支援	<p>◎目標【すべての子どもたちが学び前向きにアクセスできる】</p> <p>①登校できていない児童生徒についても、ICTや「ボイス」など、何らかの学びの機会につなげ、まったく学びにアクセスできていない児童生徒数40人を下回る。 ★R6結果 82人</p> <p>②多様な不登校支援策を提供し、「ボイス」の延べ登所者数1,600人を上回る。 ★R6結果 1,572人</p> <p>③教育相談室の活動内容を幅広く周知し、相談件数40件を上回る。 ★R6結果 31件</p>	<p>①国の動向や新たな市の方針をアップデートさせながら、一人ひとりの児童生徒の状況に合った不登校支援を多層的に提案できるよう、不登校対応担当教員研修会を実施(年3回)する。「ボイス」のノウハウを取り入れ、R6に小中学校全20校に設置した校内教育支援ルームの運営を持続可能なものとするよう、R7は部屋の整備や入室についてのガイドライン作成等を進め、不登校担当者や不登校支援員と「ボイス」の連携機会を拡充させる。 不登校支援員の人数の確保と資質向上のため、「大東スクールアシスト(人材バンク)制度」の積極的活用や、不登校支援員連絡会を実施(年3回)する。</p> <p>②「ボイス」において、農園活動・プログラミング学習・eスポーツ・校外学習・通信制高校見学会・創作活動等、児童生徒の関心に応じた幅広い活動を充実させる。また、アウトリーチ支援を充実させるため、月曜日の活動内容を広く周知する。</p> <p>③教育支援センターの相談機能充実のため、「ボイス」利用者の保護者等への周知や、保護者交流会との連携を図る。</p>	<p>①○12月末時点で「学びへのアクセス(週1回以上)」が難しい状況にある児童生徒数は、不登校児童生徒337人(12月末で欠席等20日以上)のうち、23人(6.8%)である。 ○外出はできて、学校の校門をくぐることはできるが教室に入ることは難しい児童生徒にとって、校内教育支援ルームの活用が、将来の社会的自立に向けた大きなステップになっている。(室内での活動が、自己肯定感の向上にもつながっている)</p> <p>②○●教育支援センター「ボイス」の登録者は12月末時点で50人(R6年度末61人)であり、12月末時点の延べ登所者数は1,448人(R6年度12月末1,572人)と減少している。 ○アウトリーチ支援に取り組み、学校への登校につなげることができたケースもあった。</p> <p>③○「教育相談室」の相談件数は、来室・電話での相談が12月末時点で14件あり、相談件数は昨年度より減少しているものの、相談内容は深刻になっている。 ●各校でSCやSSWなどとの相談機会が充実しているが、引き続きセーフティネットとしての教育相談室の役割を幅広く周知する必要がある。</p>	<p>①登校できていない児童生徒についても、ICTや「ボイス」など、何らかの学びの機会につなげ、まったく学びにアクセスできていない児童生徒数35人を下回る。 ★R7結果 23人(12月末時点)</p> <p>②多様な不登校支援策を提供し、「ボイス」の延べ登所者数1,600人を上回る。 ★R7結果 1,448人(12月末時点)</p> <p>③教育相談室の活動内容を幅広く周知し、相談件数40件を上回る。 ★R7結果 14件(12月末時点)</p>	指導・人権教育課

重点項目	重点2 安全・安心な教育環境の推奨				
重点項目達成のための主な取組み	令和7年度取組目標 (P)	令和7年度取組内容 (D)	○成果・●課題 (C)	◎改善 (次年度取組むべき課題) (A)	担当
3 学校施設・設備等の安全性の構築	<p>①令和7年度は、新たに住道北小学校(校舎・体育館)、住道南小学校(体育館)の長寿命化改修工事に着手し、非構造部材の耐震化、施設の老朽化、教育環境の質的向上等の諸問題を解決する取組みを推進していく。校舎工事に関しては、複数年度に亘り、仮設校舎を用いないローリング方式で工事を進めていくこととなるが、子どもたちの安全を第一に考え、徹底した施工管理・工程管理の下、工事を執り行っていく。</p> <p>②令和7年度には、策定から5年が経過した長寿命化計画の改訂を行う予定である。今後も当該計画に基づいて適切に進捗管理を行い、学校施設の安全性の構築、教育環境の質的向上等に繋がる取組みを推進していく。</p> <p>③令和5年度末をもって更新工事が完了した中学校と同様、小学校の校舎空調機も老朽化が進み(平成20年度に設置)、「冷風が出ない、異音がする、水漏れがする」等の不具合が頻発しているところである。良好な教育環境を維持するため、令和7年度以降も計画的に更新工事に着手していく。</p> <p>④災害避難所となる際の、避難者の生活維持を図ることを主たる目的として、中学校に引き続き、小学校体育館にもLPガス式の空調機を設置する。また、設置された体育館空調機が災害時において適切に運用されるよう、関係課と連携しながら災害対策班・地域の方等に使用方法を周知していく。</p> <p>⑤子どもたちが安心して通学できるよう、子ども安全見守り隊や道路管理者、警察等の関係機関と連携を図り、引き続き通学路の安全確保に取り組んでいく。</p>	<p>①昨年度より実施している諸福小学校(令和6～7年度)、南郷小学校長寿命化改修工事(令和6～8年度)に加え、住道北小学校(令和7～8年度、校舎・体育館)、住道南小学校(令和7年度、体育館)の長寿命化改修工事に着手し、計画的に工事施工を進めていく。また、令和6年1月に契約を解除した四条北小学校長寿命化改修工事設計業務についても、新たな設計事業者とともに、関係課・学校関係者と緊密に連携を取りながら、令和8年3月末の完了に向けて業務を進めていく。</p> <p>②劣化状況調査や将来の児童・生徒数の推計などにより、小・中学校施設の実態を把握するとともに、学校施設を取り巻く環境の変化や財政的な制約も踏まえ、学校施設の整備方針や実施計画などの見直しを行う。</p> <p>③住道南小学校、氷野小学校、泉小学校の校舎空調機更新工事を完了させる。また、四条北小学校についても、校舎空調機の老朽化が著しいことから、長寿命化設計業務の中で併せて校舎空調機的设计も委託しているところであり、長寿命化改修工事に先行して令和7年度の後半には更新工事に着手する予定である。</p> <p>④「LPガス災害バルク等の導入補助金」を活用し、3校(深野・氷野・灰塚)への設置工事を完了させる。また、住道北小学校と住道南小学校については、学校施設環境改善交付金(文科省)を活用して、長寿命化改修工事の中で体育館空調機を設置する予定である。</p> <p>⑤通学路合同点検については、学校から報告された危険箇所の実態を把握するとともに、9月中旬に開催する通学路安全協議会において改善を要する箇所等の対策等を協議し、早期に安全対策に取り組む。</p>	<p>①○工期途中で設計変更が生じたものの、当初の予定工期内に無事、諸福小学校長寿命化改修工事が完了した。南郷小学校長寿命化改修工事についても、令和8年10月の工期末に向けて、引き続き工事を進めていく。また、翌年度以降の工事に向けて、四条北小学校長寿命化改修工事設計業務が完了した。</p> <p>●財源として見込んでいた国の補助金が不採択となったため、住道北小学校(校舎・体育館)、住道南小学校(体育館)の長寿命化改修工事の着工を見送る結果となった。国の優先採択事業の方針によっては、今後も同様の事態が起こり得るため、補助金事業に関する国の執行方針に注意を払う必要がある。</p> <p>②○今後の長寿命化改良事業については、学校適正規模・適正配置に関する本市方針を定めた後、進めていくこととしたため、今年度の長寿命化計画改訂作業では、学校施設の実態把握(劣化状況、バリアフリー化等の整備レベル)や、施設整備水準の検討・再整理等を重点的に行った。</p> <p>●上記理由により、改修等の優先順位付けや実施計画の見直しは行わなかったが、学校施設の老朽化対策は喫緊の課題であるため、関係課と連携を図りながら、早急に適正規模等について検討を進めていくとともに、その間も、老朽箇所に対する応急対応を適切に執り行っていかなければならない。</p> <p>③○今年度は住道南小学校他2校の校舎空調機更新工事が完了した。空調機の効きの悪さが解消され、学校からも高評価を得ている。また、令和8年度に着手する工事に向けて、灰塚小学校の設計業務が完了した。なお、四条北小学校については、まもなく長寿命化改修工事(空調機更新を含む)に着手する予定であるため、コスト面を考慮して、全面的な更新を行うまでの間はレンタル方式により空調設備を整備することとした。</p> <p>④○今年度は深野小学校他2校への体育館空調機(LPガス式)設置工事が完了した。中学校8校への設置は既に完了しており、災害発生時の避難所機能の強化とともに、快適な学習空間を確保することができた。また、令和8年度に着手する設置工事に向けて、南郷小学校他1校の設計業務が完了した。</p> <p>●長寿命化改修工事の中で設置する予定であった住道北小学校と住道南小学校については、今年度の設置を見送る結果となった。</p> <p>⑤○昨年度に引き続きスケジュールを前倒しして通学路安全協議会を開催した。それにより早期に具体的な通学路の安全対策を実施することができた。</p> <p>●ホームページ等を通じて地域の方々にも危険箇所に関する情報提供を呼びかけ、継続して通学路の安全対策に取り組んでいく必要がある。</p>	<p>①令和8年度は、今年度着工を見送った2校(住道北小学校、住道南小学校)の工事に加えて、新たに四条北小学校の長寿命化改修工事にも着手する予定であり、計4校の長寿命化改修工事が施工される。複数年度に亘り、仮設校舎を用いないローリング方式で工事を進めていくこととなるが、子どもたちの安全を第一に考え、徹底した施工管理・工程管理の下、工事を執り行っていく。</p> <p>②長寿命化改良工事に関する実施計画の策定に先立ち、令和8年度においては、本市学校適正規模・適正配置に関する基本方針を定める予定である。それ以降は、当該基本方針を踏まえ、個々の学校施設の状況に応じて適切な手法を検討し、施設の老朽化、教育環境の質的向上等の諸問題を解決する取組みを推進していく。</p> <p>③令和5年度末をもって更新工事が完了した中学校と同様、小学校の校舎空調機も老朽化が進み(平成20年度に設置)、「冷風が出ない、異音がする、水漏れがする」等の不具合が頻発しているところである。良好な教育環境を維持するため、令和8年度以降も計画的に更新工事に着手していく。</p> <p>④災害避難所となる際の、避難者の生活維持を図ることを主たる目的として、中学校に引き続き、小学校体育館にもLPガス式の空調機を設置する。また、設置された体育館空調機が災害時において適切に運用されるよう、関係課と連携しながら災害対策班・地域の方等に使用方法を周知していく。</p> <p>⑤子どもたちが安心して通学できるよう、子ども安全見守り隊や道路管理者、警察等の関係機関と連携を図り、且つ昨年度と同様に取組みのスケジュールを前倒しして、引き続き通学路の安全確保に取り組んでいく。</p>	学校管理課

重点項目	重点2 安全・安心な教育環境の推奨				
重点項目達成のための主な取組み	令和7年度取組目標 (P)	令和7年度取組内容 (D)	○成果・●課題 (C)	◎改善 (次年度取組むべき課題) (A)	担当
4 給食を柱とした食育の推進	<p>①給食を柱とした食育指導について、小中学校を通じて体系化を図るため、給食指導担当者会と食育推進担当者会との役割分担をより明確化するとともに、実践的な食育理解に資する取組を推進し、児童・生徒の食への関心の向上に繋げる。</p> <p>②中学校給食について、給食の取組内容を様々な面で充実させ、生徒アンケート結果を前年度よりも維持・向上させるよう努める。中学校給食の在り方は、選択肢拡大も視野に入れつつ、検討していく。</p> <p>③南郷小学校及び住道北小学校について、先例での課題や問題点を生かしつつ、より使いやすく、作業効率性の高いドライ方式給食室改修工事を進める。</p>	<p>①給食指導担当者会、食育推進担当者会、学級担当等と連携し、教科の中で取り組む食育指導を充実させていくとともに、給食の情報発信の充実、生徒からのレシピ募集など、給食を通じて食への理解が進む取組を多面的に推進する。</p> <p>②中学校給食について、献立上の工夫や美味しさの充実に取り組むとともに、食育授業等において給食の取組内容を伝える機会を充実させ、生徒がアンケートに適切に回答できる環境構築に努める。中学校給食の提供方式については、事業リスクや整備コスト、学校の設置環境等の諸要因のみならず、広域連携等の選択肢の拡大も視野に入れ、継続的に検討していく。</p> <p>③南郷小学校及び住道北小学校の給食室について工期に沿った改修工事を進めるとともに、南郷小学校の代替給食について円滑な実施に努める。四条北小学校の給食室について、先行事例の蓄積を生かし、設計事業者との協議を遺漏なく進めていく。</p>	<p>①○給食担当者等と連携し生徒から募集したレシピを新献立の作成に繋げるなど、食に対する関心や理解促進を図るとともに、食育推進担当者会を通じて教科の中で取り組む食育授業の交流研修を進め、食育指導の充実に努めた。 ●給食を柱とした食育指導について、交流促進と実践による成果を蓄積し、体系化を推進するため、給食担当者会と食育推進担当者会との役割分担を明確化し、より実践的な食育の試みを増やしていく必要がある。</p> <p>②○中学校給食については、献立上の工夫や給食調理動画の鑑賞など食育理解に資する実践を進めた結果、生徒アンケートの好き嫌い度が81%となった。今後も同様の取組を継続していく。 ●中学校給食の在り方は、現行方式における機材更新の必要性や事業リスクがあることに加えて、整備コスト、学校の設置環境等の諸要因があることを踏まえ、今後も継続的に検討していくことが必要な状況。</p> <p>③○南郷小学校給食室改修工事は概ね工期に沿って施工できた。四条北小学校の給食室の設計業務についても、工期に沿って完成できた。 ●住道北小学校は、国の交付金不採択により次年度以降に工事が延期となったため、入念な再準備を進める必要がある。 ●各小学校給食室の老朽化がかなり進行しており、給食提供の改善策を練っていく必要がある。</p>	<p>①給食担当者会は、主に給食に関する課題等の解決に繋げることを目的とし、食育推進担当者会は、食に関する指導の充実を目的とするなど、相互の役割を明確化し、両輪で実践的な食育理解に資する取組を推進し、児童・生徒の食への関心の向上に繋げる。</p> <p>②中学校給食について、現行方式における機材更新の必要性や事業リスクがあることに加えて、整備コスト、学校の設置環境等の諸要因があることを踏まえ、今後も継続的に検討していく。</p> <p>③住道北小学校及び四条北小学校について、先例での課題や問題点を生かして工夫することにより、より使いやすく作業効率性の高いドライ方式給食室が整備されるよう改修工事を進める。</p>	学校管理課
5 インクルーシブ教育の推進	<p>◎目標【支援を必要とする児童生徒の学習環境整備】</p> <p>①ここ数年で利用が拡大している通級指導教室において、学習に関するアンケートへの肯定的回答率100%をめざす。 ★R6結果 「通級の学習は楽しい」 98.6% 「通級の学習は役に立つ」 98.2%</p> <p>②個（児童生徒）に対するアセスメントである発達相談と、全体（学校、学級等）のアセスメントが目的の巡回相談について、学校からの依頼に対する年度内対応率90%を上回る。 ★R6結果 92.8%</p> <p>③介助員の各校充足率100%を維持する。 ★R6結果 100%</p>	<p>①通級指導教室利用者および設置教室が前年度比で増加する中、よりニーズに合った通級指導教室担当者連絡会を実施し、情報共有や支援のあり方に関する研修を実施する。また、横の連携を深めるための交流や授業研究、チーム学習会を開催し、通級指導の充実に努める。</p> <p>②各相談に関する関係機関・専門家のスケジュールを調整し、各校において丁寧にアセスメントを行う。また、UDL (Universal Design for Learning) の学校づくりやビジョントレーニング、個別相談など、目的を明確化させるとともに、可能な限りリーディングチームも同行して、巡回相談を実施する。 授業づくり相談会において、発達相談の結果に基づいた授業づくりを提案する。</p> <p>③介助員研修・連絡会や面談等を通じて、働きやすい職場環境づくりをめざすと同時に、地域や保護者とのつながりを大切にしながら人材を確保する。</p>	<p>①○担当者の指導力及び専門性の向上につなげることができた。 ●通級指導教室の利用児童生徒対象アンケートの結果、「通級の学習は楽しい」の回答は97.6%、「通級の学習は役に立つ」の回答は96.9%と目標100%に未達であり、前年度比微減となった。</p> <p>②○発達巡回相談については、突発的な発達相談員の人員不足のため、年度内対応率は73%であったが、幼稚園の相談ケースについては、100%の実施であった。 ○教員の専門性向上を図ることができた。 ●発達相談・巡回相談・支援学校の訪問相談事業について、個々のケースに応じて継続的また計画的な活用ができるよう、引き続き丁寧な周知を図る必要がある。</p> <p>③○支援学級在籍の児童生徒を支援する介助員の各校充足率100%を維持することができた。また、新たに「労務管理マニュアル」を作成し、働きやすい職場環境づくりに努めることができた。</p>	<p>①通級指導教室を利用する児童生徒が、通級指導教室における学習をより効果的なものにするべく、通級指導教室担当教員等の指導力向上につながる研修体制を再構築する。あわせて、アンケート項目「クラスでの授業が分かりやすくなった」（参考 R7:53.9%）を新たに指標に加え、通常の学級における基礎的環境整備やユニバーサルデザインの授業づくりをさらに推進する。</p> <p>②個（児童生徒）に対するアセスメントである発達相談と、全体（学校、学級等）のアセスメントが目的の巡回相談について、学校からの依頼に対する年度内対応率90%以上をめざす。</p> <p>③介助員の各校充足率100%を維持する。</p>	指導・人権教育課

令和7年度 大東市教育大綱実施計画 取組状況

重点項目 重点3 開かれた魅力ある学校づくり					
重点項目達成のための主な取組み	令和7年度の取組目標 (P)	令和7年度の取組内容 (D)	○成果・●課題 (C)	◎改善(次年度取組むべき課題) (A)	担当
1 小中一貫教育の推進と発展	<p>①全中学校区において、9年間を系統立てたカリキュラムの下、計画的な教科指導を進めるとともに、教科担任制を推進し、その先にあるチーム担任制を研究しながら、義務教育学校の設置に向けた検討等で収集したノウハウを各学校にフィードバックし、各中学校区の実態に応じたより良い小中一貫教育を推進する。</p> <p>②各校区における児童生徒交流及び教職員交流を更に推進する。</p>	<p>①・全中学校区において、9年間を系統立てた各教科のカリキュラムの下、計画的な教科指導を進めることができた。 ・全小学校において教科担任制における教科指導を3教科以上実施することができた。また、5教科以上で教科担任制を実施することができた学校が半数以上あった。 ・小中一貫教育の更なる発展に向け、先進事例の情報を収集するとともに、市内各校で実施している小中一貫教育の取組みを再確認し、好事例等をフィードバックすることができた。</p> <p>②・各中学校区において、小中一貫推進会議等を年間3回以上実施することができた。 ・各中学校区において、「アクセスプラン」、「あいさつ運動」などの児童生徒交流、小中合同研修会、相互授業参観等の教職員交流を年間5回以上実施することができた。</p>	<p>①○全中学校区において、9年間を系統立てたカリキュラムの下、計画的な教科指導を進め、教科担任制を推進することができた。また、義務教育学校の設置に向けた検討等で収集したノウハウを各学校にフィードバックし、各中学校区の実態に応じた小中一貫教育の推進に向けた取組を行うことができた。</p> <p>②○各中学校区における児童生徒交流及び教職員交流を推進することができた。</p>	<p>①全中学校区において、9年間を系統立てたカリキュラムの下、計画的な教科指導を進めるとともに、教科担任制を推進し、その先にあるチーム担任制を研究しながら、義務教育学校の設置に向けた検討等で収集したノウハウを各学校にフィードバックし、各中学校区の実態に応じたより良い小中一貫教育を推進する。</p> <p>②各校区における児童生徒交流及び教職員交流を更に推進する。</p>	教育企画室
2 地域に開かれた信頼される学校づくり	<p>①地域教育協議会においては、フェスティバルに限らず、地域の子どもたちが活躍できる企画を検討し、学校・家庭・地域総がかりでの子どもたちの健全育成を引き続き推進する。</p> <p>②学校運営協議会においては、地域とともにある学校づくりを推進するために、学校運営協議会が中心となって学校の運営をサポートする取組みを熟議し、地域教育協議会等と協力しながらその取組みを実践できるよう計画的な会議の開催に努める。</p> <p>③地域教育協議会・学校運営協議会の役割等の周知を図り、研修会の開催や事例紹介など、各協議会が円滑に運用されるよう情報提供を行う。</p>	<p>①地域教育協議会主催行事について、各地域教育協議会で内容を検討し、半数の中学校区でフェスティバルを開催し地域の子どもたちの活躍の場を設定することができた。フェスティバル等を開催できなかった中学校区では、来年度以降の開催に向けて、従来の企画・運営のあり方を見直し、前向きな検討が進められた。</p> <p>②全中学校区において、学校運営協議会を設置することができた。全ての中学校区において、会議を年3回以上開催することができた。</p> <p>③地域教育協議会、学校運営協議会における各中学校区の代表による情報交換会を開催して事例紹介などを行い、各協議会が連携し円滑に運用されるよう情報提供を行うことができた。</p>	<p>①○地域教育協議会において、学校・家庭・地域総がかりでの子どもたちの健全育成を推進するため、フェスティバルや地域の子どもたちが活躍できる企画等について前向きに検討することができた。</p> <p>②○学校運営協議会においては、学校運営協議会が中心となって学校の運営をサポートする取組みについて議論し、その取組みを実践できるよう計画的に会議を開催することができた。 ●学校と委員との間において課題の共有はできているが、具体的な方針の決定ができなかった。</p> <p>③○地域教育協議会・学校運営協議会の役割等の周知を図り、課題や情報を共有をするとともに、学校と地域のかかわり方について、改めて理解を深めることができた。</p>	<p>①地域教育協議会においては、フェスティバルに限らず、地域の子どもたちが活躍できる企画を検討し、学校・家庭・地域総がかりでの子どもたちの健全育成を引き続き推進する。</p> <p>②学校運営協議会においては、地域とともにある学校づくりを推進するために、学校運営協議会が中心となって学校の運営をサポートする取組みを熟議し、地域教育協議会等と協力しながらその取組みを実践できるよう計画的な会議の開催に努める。</p> <p>③地域教育協議会・学校運営協議会の役割等の周知を図り、研修会の開催や事例紹介など、各協議会が円滑に運用されるよう情報提供を行う。</p>	教育企画室

重点項目 重点3 開かれた魅力ある学校づくり					
重点項目達成のための主な取組み	令和7年度の取組目標 (P)	令和7年度の取組内容 (D)	○成果・●課題 (C)	◎改善 (次年度取組むべき課題) (A)	担当
3 教職員が教育の質を高める環境づくり	<p>①業務改善リーフレットを活用し、教職員の働き方への意識改革を図るとともに、新たな出退勤システムにより、時間外在校時間を事務局側も教職員側もリアルタイムに把握し、働き方への意識改革をさらに進める。教職員一人あたりの月平均時間外在校時間を小学校で30時間以下、中学校で40時間以下をめざす。 また、産業医による面接指導を活用し、教職員の健康及び福祉を確保する。</p> <p>②新たな出退勤システムを活用し、自身の年休取得状況を把握することで、休暇取得の促進につなげる。 また、学校閉庁期間を令和6年度同様設定し、休暇取得5日以上をめざす。</p>	<p>①学校における働き方改革を推進するため、各校の効果的な取組みを学校訪問等で情報収集し、教頭・主任会等で1回以上情報提供を行う。 各校の時間外勤務時間を集約し、集計結果を学期に一度各校に情報提供を行う。 時間外在校時間が月80時間を超える教職員には、産業医による面談を積極的に活用させ、教職員の健康及び福祉を確保する。</p> <p>②新たな出退勤システムにより、教職員の休暇取得状況を把握し、学期に一度年休取得を促す通知を行う。</p>	<p>①○●12月末段階での一人あたり月平均時間外在校等時間は、小学校で28.3時間、中学校で46.9時間であった。小学校においては目標の30時間を下回っているが、中学校においては目標の40時間を超えている。 ○産業医との面談後に時間が減った教職員もおり、働き方に対する意識改革と、健康及び福祉の確保につながっている。</p> <p>②○毎月教職員が自身の勤務状況についてシステム上で確認できるようになり、12月末時点で平均12日の年休が取得できている。 ●操作に慣れない職員も一定数いるため、マニュアルのようなものが要と感じた。</p>	<p>①今年度の状況を集計し、年度当初にリーフレットを作成する。システムによる勤務状況の把握がしやすいよう、操作方法についてのマニュアルを作成し、活用を進める。 教職員一人あたりの月平均時間外勤務時間を小学校で30時間以下、中学校で40時間以下をめざす。 また、時間外在校等時間が月80時間を超えた教職員対象に、産業医による面接指導を活用し、教職員の健康及び福祉を確保する。</p> <p>②定期的にシステム上で時間外在校等時間、年休取得状況を確認させ、時間外在校等時間の削減、年休の取得促進につなげる。時間外在校等時間については、45時間を超えないよう、年休については、年間15日の取得を目標とする。</p>	教職員課
4 学校情報の発信	<p>①対象者、頻度、目的などの状況に応じて、多様なコンテンツを活用した情報発信を進めるとともに、動画による提供が効果的な情報に関してはYouTubeを積極的に活用し、リンクをホームページに掲載するなどそれぞれの利点を活かした運用を進める。</p> <p>②「大東学び合いネット」の活用を進めるとともに、更新にあわせてレイアウト等の変更を検討する。</p> <p>③保護者向け電子連絡版等の活用法の横展開を図り、デジタル配信事例を広げるとともに、事務負担の軽減、効果、ペーパレス化の観点等を踏まえながら、活用率の向上を図る。</p>	<p>①ホームページ、YouTube、Instagram、LINEなど多様なコンテンツを活用し情報発信を行った。 大東市教育施策PR動画を制作した。</p> <p>②「大東学び合いネット」の教育委員会からの情報発信数の機会を増加させる。 大東市の公式ホームページでは、情報活用能力をはぐくむモデル校をはじめとしたICTを活用した教育活動の状況や今年度更新した1人1台端末の活用方法の発信を行った。</p> <p>③保護者向け電子連絡板の全校、全クラスでの活用をめざし、大東市（教育委員会事務局）からのお知らせのデータ化を促進する。</p>	<p>①○公式YouTubeが地域部活動メディア部の活用の場の1つとして活用されている。</p> <p>②○「大東学び合いネット」（ホームページ）を今年度リニューアルし、これまでの使い慣れた基本的な構成は維持した上で、色合いやバランスなどレイアウトが見やすくなった。</p> <p>③○保護者への連絡手段として電子連絡板を活用し、大東市（教育委員会事務局）からのお知らせのデータ配信が増加した。 ※市主催イベントの配信 8件</p>	<p>①引き続き、多様なコンテンツを活用した情報発信を進めるとともに、動画による提供が効果的な情報に関してはYouTubeを積極的に活用し、リンクをホームページに掲載するなどそれぞれの利点を活かした運用を進める。</p> <p>②「大東学び合いネット」による日々の活動状況の発信を行う。</p> <p>③保護者向け電子連絡板については、配信のデータ化を進めるとともにより校務負担の軽減が進むよう検討を進める。</p>	ICT教育戦略課

令和7年度 大東市教育大綱実施計画 取組状況

重点項目	重点4 徹底的家庭応援				
	令和7年度の取組目標 (P)	令和7年度の取組内容 (D)	○成果・●課題 (C)	◎改善 (次年度取組むべき課題) (A)	担当
1 学校・家庭・地域との連携協働の推進	<p>① S S Wを東ね中心的な役割を担うリーダー制を導入し、リーダーを中心に各学校の S S Wと連携した相談体制を構築するとともに、的確な課題解決のプランニング支援に繋げていく。</p> <p>② クラウド型スクリーニングシステムを活用し実施した支援内容と実際の状況について検証・改善を行い、福祉や家庭教育などの支援が必要な児童生徒や家庭の早期発見・早期対応を行う。</p> <p>③ 引き続き地域いくカフェにおいて学校教育を周知するなど、学校・家庭・地域が相互に連携協働できる取組を実施する。</p>	<p>① S S Wを東ねる S S Wリーダーを配置し、問題解決のために各学校に配置されている S S Wへ助言や共同して事案への対応を行い、問題解決への支援を行う。</p> <p>② S S Wが主導して、すべての小学校においてクラウド型スクリーニングシステムを活用した会議体制を整え、これまでの支援とシステムで確認した内容について、検証・改善を行うとともに、福祉や家庭教育などの支援が必要な児童生徒や家庭の早期発見をする。</p> <p>③ 学校・家庭・地域、それぞれが担う教育を相互理解するため、相談・訪問チームが実施する地域いくカフェにおいて、保護者に対して情報機器の扱いについての日々の習慣づけなどの方法の紹介など家庭教育に資する内容や学校教育の周知を実施する。</p>	<p>① ○ S S Wを東ねる S S Wリーダーを新たに配置したことにより、S S Wからの相談や情報共有が円滑になり、適時的確な助言や共同して事案への対応を迅速に行うことができ、問題解決への効果的な支援が実施できた。</p> <p>② ○ S S Wがクラウド型スクリーニングシステムを全小学校で取り組めるよう調整を行った結果、全小学校においてシステムを活用した会議体制の構築ができ、有効活用の足掛かりとなった。 ● 同システムの定着に向け、これまでの支援とシステムで確認した内容について引き続き検証を行う必要がある。</p> <p>③ ○ 学校・家庭・地域における教育の担い分けの保護者の意識について、引き続き小学4年生の保護者の家庭教育に関する状況把握調査(以下「状況把握調査」という。)にて調査を実施するとともに、新たに1年生保護者への状況把握調査でも、教育の担い分けの意識調査を実施し、保護者のニーズに基づく今後の支援事業の方向性について確認ができた。 ○ 地域いくカフェにおいて、家庭でのスマホの使い方など情報機器の取り扱いについての習慣づけや最近の学校教育(A Iドリル)の取組状況について周知したところ、家庭での教育の参考としていただくことができた。 ● 更に多くの保護者に地域いくカフェに参加していただけるよう、内容や開催日の工夫が必要である。</p>	<p>① 全小学校へ専任配置した S S W及び S S Wリーダーが連携し、さらに機能的に活動できるよう、各学校や地域の特性なども考慮し、S S Wの能力や適性に応じた人員配置を行う。</p> <p>② クラウド型スクリーニングシステムを活用し、判定した支援内容と実際の状況について検証・改善を行い、福祉や家庭教育などの支援が必要な児童生徒や家庭の早期発見・早期対応に努める。</p> <p>③ 多くの保護者に参加いただけるよう、工夫して地域いくカフェを実施するとともに、引き続き学校教育を周知するなど、家庭・学校・地域が相互に連携協働できる取り組みを実施する。</p>	家庭・地域教育課
2 家庭教育を応援する環境づくり	<p>① 市 S N S や、いくカフェなどを活用し、小学1年生の保護者の状況把握調査の周知を強化するとともに、未回答者に対して、相談・訪問チーム員が訪問し督促を実施し、回答率90%をめざす。</p> <p>② 小学4年生の保護者の状況把握調査の回答率を上げ、小学1年生、小学4年生の保護者が抱える悩みに即した家庭教育支援事業を実施し、家庭教育の重要性を周知・啓発する。</p> <p>③ アウトリーチ型支援などで把握した悩みを抱える保護者に対して、保護者の孤立化を防ぐために、いくカフェの開催などの家庭教育支援事業に関する情報提供を行う。</p> <p>④ 小学4年生の保護者の状況把握調査を基に、思春期を迎える保護者が抱える課題や悩みの解消に寄与するテーマについてのセミナーを実施する。</p>	<p>① 小学1年生全家庭に対して、1学期中に実施する家庭教育に関する状況把握調査について、市 S N S での周知とともに、いくカフェなどの場においても周知を行うなど周知の機会を増やすとともに、回答率を90%以上になるように、未回答者に対して相談・訪問チーム員の訪問による督促を実施する。</p> <p>② S N S を活用するなど周知を強化して小学4年生の保護者に対して2学期中に実施している家庭教育に関する状況把握調査の回答率を上げる。また、小学1年生、4年生の同調査から見える保護者が抱える悩みに即した、いくカフェや家庭教育講演会を実施する。</p> <p>③ 小学校1年生の保護者に実施しているアウトリーチ型支援や S S Wが学校などでの活動から把握した情報を基に、悩みを抱える保護者に対して、孤立防止のために、いくカフェなど家庭教育支援事業や子育てに関する福祉イベントなどについての情報提供を S S Wから電話や手紙などを用いて直接行い、アプローチを増やしていく。</p> <p>④ 小学4年生の保護者の状況把握調査を基に、思春期を迎える保護者が抱える課題や悩みの解消に寄与するテーマ(進路、性教育、発達に応じた支援、情報モラル)に関する思春期保護者向けセミナーについて、土・日曜日を中心に5回実施する。特に情報モラルについては、習慣づけの大切さを取り上げ、いくカフェなどでも合わせて周知していく。</p>	<p>① ○ 小学1年生の保護者の状況把握調査の未回答者に対して、家庭訪問による督促以外に、S N S を用いての周知を実施し、回収率の向上に繋げることができた。 ○ 小学4年生の保護者の状況把握調査においても、未回答者に S N S を活用した周知を実施し、回収率の向上に繋げることができた。 ● 小学1年生の保護者の状況把握調査の回答率は R 7 : 8 9 . 4 % (R 6 : 8 6 . 6 % , R 5 : 8 6 . 4 %) となり、回答率を向上させることができたものの、目標としていた90%以上に届かなかった。</p> <p>② ○ 状況把握調査の結果を基に、子どもとの関わり方についてをテーマに家庭教育講演会(くわばたりえ氏)を実施し、参加者アンケートの内容から、家庭教育の悩みや今後の子どもとの関わりに役立てていただくことができた。(参加者22名) ● 小学4年生の保護者の状況把握調査の回答率は R 7 : 5 9 . 3 % (R 6 : 5 6 . 3 %) で、昨年度より回答率を向上させることができたが、家庭教育支援事業を実施する上でさらに回答率を上げる必要がある。</p> <p>③ ○ アウトリーチ型支援などにおいて分かった、気になる保護者や相談する相手が必要としている保護者に対して、いくカフェへの参加などのアプローチや、S S Wが収集した情報などを基に、新しく「パパカフェ」を実施した。家庭教育支援事業の認知度向上と、その後も継続して繋がることができた。</p> <p>④ ○ 思春期を迎えた子どものいる保護者を対象とした「思春期保護者向けセミナー」を土・日・祝日・夜間開催やオンライン参加も可能とするなど、保護者が参加しやすいよう工夫するとともに、進路2回、性教育1回、発達に応じた支援、情報モラルについてを各1回テーマ設定し、計5回実施した。参加者アンケートから、悩みの軽減や今後の家庭教育の参考にさせていただくことができた。</p>	<p>① いくカフェの場や学校での告知、市 S N S (LINE, Instagram, facebook)などをさらに活用し、小学1年生の保護者への状況把握調査の周知を強化するとともに、未回答者に対して相談・訪問チーム員による訪問を行い、回答率90%をめざす。</p> <p>② 小学4年生の保護者の状況把握調査の回答率を前年より向上させ、調査の精度を上げることで小学1年生・小学4年生の保護者が抱える不安や悩みにマッチした家庭教育支援を実施し、家庭教育の重要性を周知・啓発する。</p> <p>③ アウトリーチ型支援などで把握した不安や悩みを抱える保護者に対して、保護者の子育ての孤立化を防ぐためにいくカフェ開催などの家庭教育支援事業に関する情報提供を行う。</p> <p>④ 小学4年生の保護者の状況把握調査結果などを基に、思春期を迎える保護者が抱える不安や悩み、課題などの解消に寄与するテーマを設定し、「思春期保護者向けセミナー」を継続実施する。</p>	家庭・地域教育課

重点項目	重点4 徹底的な家庭応援				
	令和7年度の取組目標 (P)	令和7年度の取組内容 (D)	○成果・●課題 (C)	◎改善 (次年度取組むべき課題) (A)	担当
3 親子の育ちをまち全体で応援する機運の醸成	<p>①家庭教育応援協力企業・団体に対して、家庭教育の重要性を発信するとともに、企業・団体が実施している家庭教育に関連する取組をいくカフェで周知するなど情報発信を強化する。</p> <p>②企業版いくカフェをこれまで実施したことがない小学校区でも開催できるように家庭教育応援協力企業・団体に働きかけ、保護者が集える場所の拡充につなげていく。</p> <p>③学校・家庭・地域における教育の担い分けの保護者の意識について、小学1年生の保護者の状況把握調査にて確認し、分析の精度をあげ、家庭教育支援に関する要綱の策定を行う。</p>	<p>①家庭教育応援協力企業・団体登録制度に登録している企業・団体が行っている家庭教育に関する取り組みや企業版いくカフェでの取り組みをSNSだけでなく、地域いくカフェ、思春期保護者向けセミナーや家庭教育講演会で周知するなど、情報発信の充実に取り組む。</p> <p>②家庭教育応援企業団体制度に登録した企業・団体に委託している企業版いくカフェを市内全域で広く企業・団体にいくカフェを委託できるように働きかけ、保護者が集える場所を拡充していく。</p> <p>③継続的に家庭教育の重要性の浸透を図り、家庭教育に関する状況把握調査で保護者の意向等を分析しながら、本市の家庭教育支援の方向性や支援内容を具体化する。</p>	<p>①○家庭教育応援協力企業・団体が実施している家庭教育に関連する取り組みや企業版いくカフェの実施状況を市HPにて発信するとともに、家庭教育応援協力企業・団体に対し、メルマガの定期配信により家庭教育に関する取り組みを情報発信した。地域いくカフェやセミナー参加者のアンケートから、企業・団体から情報を得た参加者がいることも判明し、クロス投稿により効果的な情報発信ができた。</p> <p>②○家庭教育応援協力企業・団体から前年度比4増の12団体で企業版いくカフェを開催いただくことができ、開催回数も拡大することができた。 (R7:121回(3月末見込) R6:85回 R5:72回)</p> <p>③○小学1年生及び4年生の保護者に対して、状況把握調査により、家庭・学校・地域における教育の担い分けの意識調査を実施。保護者のニーズに基づく今後の支援事業の方向性について確認ができた。</p>	<p>①家庭教育応援協力企業・団体に対して、家庭教育の重要性を発信するとともに、企業・団体が実施している家庭教育に関連する取り組みをいくカフェで周知するなど情報発信を強化する。</p> <p>②企業版いくカフェを市内全域で実施できるよう家庭教育応援協力企業・団体に働きかけ、保護者が身近で集える場所の拡充につなげる。</p> <p>③家庭・学校・地域における教育の担い分けの保護者の意識について、小学1年生及び4年生の保護者の状況把握調査結果をもとに分析の精度を上げ、引き続き議論を深め、本市の家庭教育支援の方向性や支援内容について具体化する。</p>	家庭・地域教育課
4 教育と福祉の連携強化	<p>①こども家庭センター（ネウポランドだいたう）において、引き続きSSWが児童生徒や保護者からの相談を受け、関係機関と連携を図りながら支援を行う。</p> <p>②コミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」という。）との情報共有の会議だけでなく、いくカフェなどの取組を共に実施し、家庭教育支援に対する理解促進を行うとともに情報共有する機会を拡大することで、教育と福祉との更なる連携強化をする。</p>	<p>①こども家庭センター（ネウポランドだいたう）でSSWが児童生徒や保護者からの相談を受け、関係機関と連携を図りながら支援を行う。</p> <p>②SSWが要保護児童対策地域協議会へ参加するとともに、CSWとの情報共有等を行う会議を開催することに加えて、CSWに家庭教育支援チーム員会議やいくカフェなどに参加してもらうことで各担当地域でも交流を図り、福祉と教育との連携を深める。</p>	<p>①こども家庭センター（ネウポランドだいたう）においてSSWによる就学年齢児童の福祉に関する相談支援を実施。18件の相談を受け、うち14件について関係機関と連携することができ、福祉と教育の切れ目ない相談業務を実施できた。</p> <p>②○要保護児童対策地域協議会への参加やCSWと連絡会などを実施し、福祉と教育の連携を図ることができた。 ○SSWが担当地域でのチーム員会議やいくカフェにCSWの参加を促し、各地域で交流を図ることができた。 ●CSWと会議の場だけでなく、いくカフェなどで双方が持つ情報を共有し協働する機会が必要がある。</p>	<p>①引き続き、こども家庭センターとの連携を密にしながら、SSWがネウポランドだいたうでの児童生徒や保護者からの相談を受け、関係機関と連携を図りながら福祉と教育の切れ目ない支援を迅速適切に行う。</p> <p>②CSWとの情報共有の会議だけでなく、いくカフェなどの取組を共に実施し、家庭教育支援に対する理解促進を行うとともに情報共有する機会を拡大することで、教育と福祉との更なる連携強化に努める。</p>	家庭・地域教育課

(仮称)大東市立ほうじょう学園 進捗状況等について

1. 学校名募集について

① 現在の状況

応募総数 367件 【公募35件、北条中学校93件、北条小学校239件】

② 今後の進め方について（予定）

令和8年4月～ 北条中学校・北条小学校・教育委員会にて概ね各2案に絞り込み
 令和8年9月 検討委員会にて、概ね6案から1案に候補案を決定
 → 教育委員会にて校名案を決定
 令和9年3月 市議会にて校名案を含む条例改正案 提出予定

2. 事務の進捗について

① 検討委員会

開催日 令和8年2月19日

議題 開校までの検討事項について

決定内容 学校開設までに決定すべき内容に応じ、分科会を設置し、個別に議論を進める

② 契約事務について

令和7年9月25日 9月定例会議会 義務教育学校設置に係る補正予算案 議決

令和7年10月3日 「(仮称)大東市立ほうじょう学園施設整備事業」に係る入札公告開始

令和8年1月8日 電子入札・提案書提出締切

令和8年1月26日 「総合評価審査委員会」にて提案書審査を行い、落札者を決定

【落札者】ナカノフドー建設・浦辺設計特定建設工事共同企業体

令和8年3月24日 3月定例会議会 契約議案 議決

【今後の予定】 3月末～4月上旬 本契約締結

3. 広報活動について

① 校名募集についての広報

北条中学校(文化祭)、北条小学校(音楽発表会等)、北条子ども園 他 696部

② 地域説明会についての広報

北条中学校、北条小学校、北条子ども園、近隣住民 他 932部

令和7年度 配布総数 1,628部

③ 市ホームページ、インスタグラムにより、随時情報を発信

4. 情報収集について

文部科学省訪問 令和7年10月22日

(仮称)大東市立ほうじょう学園設置の取組説明